

令和 3 年第 9 回山江村議会 1 2 月定例会会期日程表

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開会時刻	摘 要
1	1 2 月 8 日	水	本会議	議会議場	午前 1 0 時	・開 会 ・提案理由説明 ・質 疑
			休 会	役場 大会議室	午後 1 時	・議 案 審 議
2	1 2 月 9 日	木	本会議	議会議場	午前 1 0 時	・一 般 質 問
3	1 2 月 1 0 日	金	本会議	議会議場	午前 1 0 時	・一 般 質 問 ・質 疑 ・討 論 ・表 決 ・閉 会

第 1 号

1 2 月 8 日 (水)

令和３年第９回山江村議会１２月定例会（第１号）

令和３年１２月８日

午前１０時００分開会

於 議 場

１．議事日程

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 行政報告 |
| 日程第 5 | 報告第 2 号 | 令和２年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第 6 | 承認第 1 3 号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和３年度山江村一般会計補正予算（第６号）） |
| 日程第 7 | 同意第 2 号 | 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて |
| 日程第 8 | 諮問第 1 号 | 山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについて |
| 日程第 9 | 議案第 5 5 号 | 山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 0 | 議案第 5 6 号 | 令和３年度山江村一般会計補正予算（第７号） |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 7 号 | 令和３年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第３号） |
| 日程第 1 2 | 議案第 5 8 号 | 令和３年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第３号） |
| 日程第 1 3 | 議案第 5 9 号 | 令和３年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第２号） |
| 日程第 1 4 | 議案第 6 0 号 | 令和３年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第２号） |
| 日程第 1 5 | 議案第 6 1 号 | 令和３年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第２号） |
| 日程第 1 6 | | 議員派遣の件 |

２．出席議員は次のとおりである。（１０名）

1 番 本 田 り か さん
3 番 中 村 龍 喜 君
5 番 森 田 俊 介 君
7 番 立 道 徹 君
9 番 中 竹 耕一郎 君

2 番 久保山 直 巳 君
4 番 赤 坂 修 君
6 番 横 谷 巡 君
8 番 西 孝 恒 君
1 0 番 秋 丸 安 弘 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山 口 明 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内 山 慶 治 君	副 村 長	北 田 愛 介 君
教 育 長	藤 本 誠 一 君	総 務 課 長	白 川 俊 博 君
税 務 課 長	平 山 辰 也 君	企画調整課長	新 山 孝 博 君
産業振興課長	松 尾 充 章 君	健康福祉課長	迫 田 教 文 君
建 設 課 長	清 永 弘 文 君	教 育 課 長	蕨 野 昭 憲 君
会 計 管 理 者	一 二 三 信 幸 君		

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） おはようございます。本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

ただいまから、令和3年第9回山江村議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中竹耕一郎君） 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定によりまして、7番、立道徹議員、8番、西孝恒議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、11月24日、議会運営委員会が開かれ、会期の日程等について協議されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

10番、秋丸安弘君。

○議会運営委員長（秋丸安弘君） おはようございます。

令和3年第9回山江村議会定例会につきまして、去る11月24日午前9時から議会運営委員会議を開催し、本議会全般について協議し、日程を決定しております。決定しておりますことをご報告申し上げます。

会期につきましては、本日12月8日から10日までの3日間としております。

本日開会・提案理由の説明を行った後、午後から休会で、議案審議となっております。

2日目、9日は一般質問で、今回は、9名の議員から通告がなされております。9日に7名の議員が質問を行い、終了後、散会といたしております。発言の順序はくじ引きによって決定しております。時間については、質問・答弁含めて60分としております。

3日目、10日に、2名の議員の一般質問を行い、その後、質疑、討論、表決、閉会と決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） これで、議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することにご異

議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、会期の決定については、議会運営委員長報告のとおりと決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（中竹耕一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

今年もはや12月、寒いが続いています。コロナウイルスもようやく感染の動きが止まりかけ、疲弊した経済活動の回復に向けて始まったばかりであります、皮肉なもので、第3回目のワクチン接種が始まると同時に、世界各地でオミクロン変異株感染が広がっているようであります。ちまたでは、感染力が強いともいわれていますが、なにせウイルスの特性がいまだはっきりしないことから、予断を許しません。従来からの基本的な感染予防に努めてくださるようお願いをいたします。

それでは、9月30日以降の臨時議会以降の諸般の報告をいたします。

10月6日、議会全員協議会、並びに同日第1回公共施設の在り方に関する調査特別委員会が開かれています。全議員出席であります。同時に、午後から令和3年度熊本県町村議会議員の研修会がオンライン形式で行われております。

10月31日、球磨川流域災害の復興記念植樹祭が丸岡公園で行われております。

それから、11月10日、万江阿蘇神社秋季例大祭が行われております。なお、ほかに定例郡議長会及び広域行政消防組合議会等に関する会議が行われておりますが、関係議員がそれぞれ出席をしております。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、一部事務組合の活動報告を行います。はじめに、人吉球磨広域行政組合議会議員、4番、赤坂修議員より報告をお願いいたします。

4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） それでは、人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告をいたします。

令和3年第4回人吉球磨行政組合議会定例会が、11月26日午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開催されました。

日程第1、会議録署名議員の指名の後、日程第2、会期の決定については、11月26日開会、11月27日から12月23日までを休会とし、12月24日までとすることに決定しました。

日程第3、行政報告があり、理事会代表理事から8月の令和3年第3回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

日程第4、認定第1号から日程第5、認定第2号までの一般会計及び特別会計2件の令和2年度歳入歳出決算認定については、令和2年度決算特別委員会委員長から審議結果についての委員長報告があり、質疑、採決の結果、委員長報告のとおり、全員異議なく議案のとおり認定することに決定しました。

日程第6、議案第11号、令和3年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第2号）、日程第7、議案第12号、令和3年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の補正（第1号）、日程第8、議案第13号、財産の処分についての3件を一括し、執行部の提案理由の説明後、日程第7、議案第12号を除く2議案について補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行い、日程第6、議案第11号、日程第8、議案第13号の2議案については、原案のとおり可決され、1日目は散会となりました。

以上、令和3年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会1日目の会議結果について報告いたします。

以上終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、人吉下球磨消防組合議会議員、7番、立道徹議員より報告をお願いいたします。

7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） それでは、人吉下球磨消防組合議会臨時会及び定例会の報告をいたします。

臨時会のほうはですね、令和3年10月29日午後3時より開会いたしました。場所は人吉下球磨消防組合消防本部会議場にて行われ、議事日程として会期日程は本日1日限りで、日程第3、発議第1号、人吉下球磨消防組合議会特別委員会条例の一部を改正する条例の制定については、一応、原案どおり可決しました。

日程第4、発議第2号の人吉下球磨消防組合議会会議規則の全部を改正する規則の制定については、本規則はですね、昭和49年4月に制定され、平成7年6月27日に一部改正されて以降、改正がなされておらないということで、所要の改正箇所が多いため、全部改正を提案するもので、これも原案どおり可決しました。

日程第5、発議第3号、消防庁舎建設に関する特別委員会の設置について、これについては、消防庁舎建設に関することは今後を見つめた大規模な事業であり、当組合を組織する6市町村の民意が反映され、未来に過去を残さないように留意するとともに、住民の生命、財産、生活を守るための拠点となるよう、管理者組合、議会が共に連携し、慎重にかつ最善に推進される必要があることから、今回任意において特別委員会の設置を提案するもので、一応、原案どおり可決され、特別委員会ですね、委員長に人吉市選出の牛塚孝浩議員、副委員長に錦町選出の竹田農利

人議員に決定され、閉会いたしました。

次に、11月17日にですね、特別委員会で中央消防署、各分署視察研修を行いました。中央署はですね、平成元年に建てられて、西分署は昭和50年ですね、また東分署も昭和50年、中央署、相良村のですね、は平成元年、北分署は平成22年と、だいぶ庁舎もですね、古くなっております。

一応、研修が終わりまして、続いて、定例会の報告となりますけど、日時は令和3年11月26日午後3時から開会いたしました。

議事日程として、会期の決定は1日限りとして、日程第3、議案第1号、令和2年度人吉球磨消防組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

日程第4、議案第2号、人吉下球磨消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、救急隊がですね、新型コロナウイルス感染症患者、またはその疑いのある者の搬送や接触する業務を行う可能性があるということで、それに対しての特例措置、防疫等の作業手当の特例措置ということで、これも原案どおり可決されました。

日程第5、議案第3号、令和3年人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第2号）については、原案どおり可決されました。

また、日程第6、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告については、特に先ほど申しましたとおり、各分署ですね、だいぶ年数がたって古くなっております。特に、これは管理者会議においてですけど、西分署庁舎はですね、現在地に、昨年の7月豪雨災害で被災して、現在地にかさ上げして建て替えるということで、また本部中央消防署庁舎は、今後更新について検討を始めるということです。また、庁舎更新事業については、緊急防災・減災事業債の期限を目標に利用を進めることとなっております。東分署の庁舎は、更新事業は今後検討するということです。

以上で、臨時会定例会の報告を終わりたいと思います。

別紙に、令和3年1月1日から10月31日までですね、災害出動の概要を載せております。

以上で報告を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 以上で、一部事務組合の活動報告は終わりました。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（中竹耕一郎君） 日程第4、村長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。

村長。

○村長（内山慶治君） 皆様おはようございます。議長には、発言の機会をありがとうございます。本日、ここに令和３年第９回山江村議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には全員出席をいただく中に開催できますことに対し、感謝を申し上げます。

まず、災害復旧の状況でございます。現在の入札、実に推定であります、８４本中４８本の入札があっております。本数ベースでいきますと、５７．１％の入札であります。そのうち、竣工、もう工事が終わっております本数につきましては、８４本中３２本、３９％の進捗率であります。ただし、金額ベースを申し上げますと、３１億円の公共土木の総災害復旧予算に対しまして、現在１０億４、６００万円でございますので、金額ベースでいくと、まだまだ３７％でございます。

今から、橋梁の付替工事が淡島、それから足算瀬、それから柚木川内橋がありますし、ただ淡島についてはですね、県のほうに委託して、県のほうで管理してもらうというふうにしておりますが、その他河川工事を伴う道路復旧工事、いわゆる大きな工事が続くということでございます。

災害復旧工事で、今、業者がどこの業者もですね、満杯といいますか、ぎりぎりの状態でやっておられる、いわゆる土木管理者の方がなかなかおられないということで、非常にここにきて不調不落が出始めたということが懸念されているところでありますが、しっかり計画的に、特に仮設住宅に入居者おられますので、できるだけ早く帰れるようなことを優先的にですね、復旧工事に取りかかっているところと聞いています。

それから、コロナウイルス感染状況であります、このところ、東京におきましても、一時期より激減して３０人以内の日が続いております。県内における感染者も、１１月１５日以来、感染者が出ておりません。人吉保健所管内においては、９月１９日以来、感染者は出ていないということです、２カ月半程度、感染者いないということになります。

ただ、いよいよ収束宣言も近いのかなということを感じておりましたけれども、昨日クラスターが発生した県もございますし、さらに新しいオミクロン株での感染拡大が懸念をされております。引き続き、感染予防対策については、村民の皆様方にもよろしく願いをするところとあります。

そのことについてのワクチンの接種状況ですが、第１回目、第２回目接種済みの方につきましては、全体の９割を超えております。希望される方については、１００％終わっているということでもありますけれども、ただし現在、第６波防止のために、第３回目の接種を医療関係者から始めております。始まりました。２回目接種後の方、８カ月過ぎた方に、順次３回目の接種券を発送していくということになっ

ておりますので、村民の皆さん方には今後とも3回目の接種につきましても、引き続き、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、先般の臨時会後の諸般の報告をもって、今回は挨拶に代えさせてさせていただきたいと思います。

9月30日ではありますが、山江村復興むらづくり推進委員会、6つのプロジェクトを動かすということでもありますけれども、その第1回目の推進委員会が、コロナの落ち着いたのを見計らって開催をさせていただきました。現在、その6つのプロジェクトのミーティングが始まっておりますが、延べ146名の村民の方々が何らかの形で復興むらづくりのソフト事業推進員会、そしてもろもろの意見をまとめてもらっているところであります。まさに、住民の方々が主導となって、災害にしっかり対応していくという村づくりを進めさせていただきたいと思っているところであります。

それから、10月1日、林道山江球磨線要望活動、主なもののみ申し上げさせていただきますと思いますけれども、これは熊本県のほうに要望しておりますが、これは水無から球磨村の大槻に抜ける県の林道であります。15キロの県林道を要望しております。球磨村の松谷村長と、また担当課含めて、県の担当課の方に要望したということでございます。

それから、10月5日、球磨郡民体育祭、ゲートボールが行われております。山江村からも男女参加をされております。

それから、同じく10月5日ですが、山江村認知症初期集中支援チーム検討委員会としております。コロナで、随分外に出て行く機会が減ったということで、山江村においてもですね、認知症の方々が増えつつあるという心配をされておまして、しっかりその付近の対策についても、検討をしていくということにしております。

それから、10月12日でもありますけれども、球磨人吉の中体連駅伝競走大会がありまして、その応援に出向きました。男子が5位、女子が3位ということで、非常に中学生頑張ってくれたということですが、区間賞に尾方さんが、区間賞を取っておるということでもあります。

それから、10月13日、山江村の子ども・子育て会議を行っております。

また、久しぶりにですね、ひまわり支部のタバコ就農祝い、これは人吉市の方で行われておりますが、そちらに出向きました。ただ、その状況を聞きますとですね、山江村でも今3人の方がタバコを作っておられますが、1件1人が辞められる。いよいよ2人になるということでもありますし、相良村においても、10件を超える人だったと思いますけれども、今回タバコを辞められるというようなことで、非常にひまわり支部を維持するについて、非常に懸念されて。来年は、錦町との統合と

いいですか、支部の統合を検討していかざるを得ないというような話をされておりました。

それから、10月15日につきましては、教育の情報研究発表会でございます。これは、昨年開催する予定でありましたが、コロナで1年延ばしておりました。いわゆる、ICT教育の10年を振り返り、さらに今後のICT教育の在り方を考えていこうということで、全国のサミットを行ったということでもあります。首長サミット、それから地域サミットを行いましたけれども、首長サミットにはオンラインで60名弱の方が参加いただきましたし、地域サミットの全体会には330名の方が、オンラインを中心にですね、参加いただいたところでもあります。この10年間で、ICTを使って教育を受けてきました、その人たちがですね、発表をしてくれたということで、非常に聞いておりますと、どの方も郷土愛豊かにですね、このICT教育に取り組まれてきたということで、やっている方向は間違っていなかったのということを考えたところでもございます。

それから、10月18日、球磨地域農業活性化協議会の新規就農者激励会に参加をしてきました。活性化協議会の担い手部会長をおおせつかっておるところですけども、今年は球磨郡でですね、49名の新規就農者がございました。残念ながら、山江村からは1人もおられないということでもありますけれども、農業をなりわいに選択しながら、都会から帰ってこられる、またIターンの方もおられたわけですけども、頑張っておられる、そういう方々をしっかりと応援しなくちゃいけないということも考えたところでもあります。

それから、10月19日、委嘱状交付式としておりますけれども、コロナも落ち着きましたので、ALTがお1人がやってきたということです。これは、アヨミテサニーさんという方ですけども、アメリカ、シカゴから来られたということでございます。

それから、10月21日、復興むらづくりカフェ、本田氏との対談としておりますが、これはNPOの主催によります復興むらづくりを考える会に参加をしたということです。本田節さんも、実は被災をされておられるわけではありますが、キッチンカーでですね、何万食と配られたというような話をされておりました。

次に、10月23日、役場の採用二次試験を行いました。栄養士が来年の3月で1人退職しますので、それに伴いまして、栄養士の採用を1人決めたところで、採用をするということを連絡をさせてもらったところでもあります。

それから、10月26日から27日にかけて、先に行いましたICT教育部長協議会の事務局、大変お世話になりました、またつくば市のみどりの学園の校長がコーディネーターしてくれましたので、特につくば市のみどりの学園につきましては、

被災時にですね、もろもろの災害支援を行ってもらってきました。寄せ書きもそうでありましたし、金銭的にもそうでありましたので、そのお礼を含めて、つくば市のほうに出向いたということであります。教育長と池田指導主事、3人で出向いたところでもあります。

それから、10月28日ではありますが、球磨一周駅伝大会の関係者会議としております。今年の球磨一周駅伝大会につきましては、いろんな意見がございました。ただ、陸協のほうがですね、ぜひやりたいという意向を示されましたので、12月19日に球磨一周駅伝大会、感染予防対策をしながら行うということにしております。

それから、同じ日ではありますが、合戦峯地区の太陽光施設所有者が今回変わることがありました。信用調査等もさせていただきながら、新しい会社をちょっと調査もしましたが、ジャパン・インフラファンド投資法人というところが、今回、太陽光の管理をするということです。全国各地に太陽光発電の管理をされておりまして、山江村が11カ所目になるというようなことでありまして、今後、もろもろの案件は、このジャパン・インフラファンドとやっていくということになります。

当然、その前に地元との説明会、協議も行っておりまして、承諾押印式をですね、地元の区長も参加いただきながら、同時に行ったというところでございます。

それから、人吉下球磨消防組合議会臨時会が、10月29日としておりますけれども、先ほど話がありましたとおり、消防庁舎の建設のための特別委員会が設置された。もう今まで、3回ほどいろんなことで動かれているということですが、今後、先進地の視察も予定されているようでありまして、そのようなことから議会のほうでも、どこにどのような規模で、どのような機能を持たせて、その消防庁舎を建設していくかというような検討が始まるということでございます。

それから、10月31日につきましては、球磨川流域災害復興記念植樹祭、議長から報告ありましたけれども、市町村長でこの植樹祭の実行委員会を作っております。これは、市川海老蔵さんが「ABMORI（えびもり）」としてですね、災害に遭ったところの森作りをライフワークとして、支援をされておられるということでありました。170名ほどの参加でありましたけれども、山江村関係者の方々、ぜひと思っておりましたが、コロナの感染対策のためにですね、議員の皆様方にも案内しようと思っていたところでもありますけれども、今回はそういうことで、みどりの少年団の方々を中心に、その植樹祭を行ったということでもあります。

それから、11月4日、これは100人委員会の若手農業部会が8名ほどおられますけれども、「学校給食として使ってください」ということで、新米を寄贈をされておりますので、私も出席をしております。

それから、11月7日は、消防団の秋季訓練等防火パレードの出発式を行っております。

それから、11月8日につきましては、山江村の体育館に空調設備を整備するということで、予算をお認めいただいていたわけでありますけれども、コロナ対策費の中で、そのプロポーザルの入札会を行ったということでございます。

それから、11月10日から11日にかけて、球磨郡の管内主軸事業要望と、いわゆる令和4年度の各省庁、それから国会議員、それから新しく就任された総務大臣のほうに、災害復旧の予算と同時に、4年度の予算要望に出向いております。

その出向している折に、災害復旧促進全国大会、それから治水事業促進全国大会にも参加をしていたところであります。

それから、11月15日から16日にかけて、全国過疎地域の連盟定期大会、それから安心・安全の道づくりを求める全国大会に参加をしました。

一旦帰りまして、18日から、また全国山村振興と通常総会と全国治水砂防の促進の全国大会に参加しました。

復興むらづくりフォーラム、これはNPO主催でありましたけれども、があるということで、私、リモートで東京のほうから挨拶をさせてもらったということでもあります。

19日が、簡易水道整備促進全国大会と国保制度改善強化全国大会がございました。

そして、11月22日でありますけれども、人吉球磨能力開発センター理事会及び臨時総会としております。いわゆる職業訓練所が技能開発センターになっているところですが、あそこに人吉市として災害復旧住宅を、4階建てだったと思うんですが、120戸ぐらい造りたいということでもありますので、その技能開発センター自体をどうするかという話し合いをしております。技能開発センターの長期の部分ですね、もう完全になくそうということになっております。今3名の方がおられますが、その3名の方については、しっかり、来年までで終わりますので、来年まで球磨郡の人吉球磨の市町村で支援をします。ただ、それ以降の募集はしないということになりました。

ただ、人気があります建設業のですね、土木作業車の免許取得、それから介護のヘルパーの資格取得等の短期講座を行っておりますが、これが非常に参加希望者が多いということになりますので、これについては継続するという形で、技能開発センターとしての機能ではなくて、どこかで研修をできるような場所を探していこうというようなことになっているところであります。まだ、その途中でございます。

それから、同じく22日は、山江村農林産物の振興協議会が開催されたというこ

とであります。不要になった農林産物を活用しながら、所得の向上という農林業の振興を図っていこうということにしております。詳しくは、また追って説明もさせていただきますと思います。

それから、11月24日であります。委嘱状交付式、ALTとしておりますが、2人目のALTの方が、ケイトウェクスラーさん、これはアメリカのデンバーから来られたということですが、委嘱状の交付を行ったところでございます。

それから、11月25日から26日にかけてでありますけれども、昨年の豪雨災害で人的な支援、または義援金が多かったところについては、復興計画ができあがっておりますので、その計画を含めてお礼に全地域回らせてもらってきたところがあります。

ただ、コロナ関係ですね、なかなか関東方面に行けなかったということでありました。実は、神奈川県鎌倉市はですね、代理ふるさと納税の代理市町村として、山江村にふるさと納税で災害支援をしてくださいと呼びかけをしておられて、そのお金が200万円を超えるお金が、山江村に義援金、寄附金として届いておりますので、そのお礼に、市長対応いただきましたけれども、鎌倉市のほうに私と総務課長、それから担当のほうで訪問させて、お礼を申し上げた。

その足で、球磨川流域市町村合同要望ということで、これは八代、人吉、球磨、芦北の被害が大きかった4市町村で要望活動を計画されておりましたが、総務省のほうから、球磨郡のほうも流域として一緒に要望をしてほしいというような指示があったようでありまして、町村会長としての私にも参加要請がありましたので、その4市町村長と合流をいたしまして、要望活動を総務大臣、それから国交大臣のほうにやってきたということでございます。

それから、11月27日が国土交通大臣、前日会ってはいたんですが、災害視察に行きたいというようなことでありますので、蒲島知事との国交大臣の意見交換会が行われたということで、我々市町村長も立会いをしているということでありますし、関連の被害が大きかった市町村からは、要望事項も出されております。

併せて、28日、くま川鉄道部分運行再開記念出発式が湯前町で行われました。24キロちょい全線、くま川鉄道あるわけですが、そのうちの19キロ程度が、今回部分運行をするということです。橋梁がまだ落ちたままで、壊れたままでありますので、今から橋梁の復旧がないと全線開通とはならないところでありますけれども、ただ列車の音が響きながら、また踏切のシグナルが鳴るということは、何か非常に流域の、流域というか沿線の住民の方々もですね、本当に旗を振ったり、もう喜んでいただいておりますし、復旧のまた新しい足音が響き始めたなという気がしたところであります。国交大臣、前日来られましたけれども、国交大臣、そ

れから金子総務大臣も、出発式に参加をされたというようなイベントでありました。

それから、11月29日は、山江村村有財産の審議会を行っております。

そして、11月30日から12月2日にかけて、球磨郡の町村長研修として、宮城県の丸森町と岩手県の三陸鉄道のほうに出向いております。丸森町については、一昨年の台風19号の台風ですね、テレビの映像等でもありましたが、もう庁舎が沈みかけている。私は、庁舎が水没したように見えたと言ったんですが、実は水没はしてなかったようでありまして、ぎりぎりまで来たと。職員の車はほとんど駄目だったということでもありますけれども。

話を、行って聞きますと、丸森町1町だけでですね、1,000億円の被害があったと。とんでもない被害が起きながら、その復旧活動に取り組んでいる様子を研修したところであります。小学生の皆さん方も出てきながらですね、いろんな話もしてくれましたし、いろんな学ぶことが多かったなと思ったところであります。

そして、三陸鉄道であります、これも第三セクターで、くま川鉄道と同じくですね、上下分離方式で運営をされている。いわゆる、上のほうは鉄道会社が持って、線路から下のハードの部分は関係自治体で、岩手の場合は県も入っておりますが、管理をするという上下分離方式です。くま川鉄道がいち早く復旧できたというのも、この上下分離方式を導入しながらいろんな作業を行ってきたということでもあろうかと思いますが、三陸鉄道のほうは、くま川鉄道25キロぐらいですが、三陸鉄道160キロ、岩手県のリアス式海岸をまさ160km、北から南へつなぐ第三セクターの鉄道であります、いろんな工夫をされながらですね、また財政的には、もう当然、黒字は出ないわけでありまして、そういういろんな工夫をされながら運営をされているということです。

このことは、実は人吉球磨は肥薩線がまだどうするかということが決まっております。肥薩線については、ななつ星もありますし、SL人吉もありますし、いさぶろう・しんぺい号も来ておりますし、かわせみ・やませみも走っているということで、そういう観光列車があるわけですが、それが全く止まっているということでもあります。鉄道がなくなるということになりますと、高速道路だけということになりますので、非常にもろもろの産業界にですね、影響を及ぼすことにつながっていかうかと思えます。また、人口もさらに激減する地域になりはしないかということも考えているわけですが、多分、鉄道局のほうもですね、もろもろ、上下分離方式と言いましたが、それを含めていろんなことを自治体に求めてくることにもなるかとも、ことも予想できるわけでありまして、そういうことを含めてしっかり、くま川鉄道の広域的課題にも向かっていかなくちゃいけないということ考えた三陸鉄道の研修にもなったところであります。

それから、12月5日は、くまもと教育の日 in やまえとして、柔道家の篠原さんをお迎えし、これはシドニー五輪の銀メダリストであります、子どもたちのスポーツフェスタを行った、体力テストを行いながら、いろんな項目に分けて、「あなたはどのようなスポーツに向いていますよ」というような指導も、そのデータに基づいてされている様子があったようでありまして、山江村だけではなく球磨郡市内から、また遠くはですね、菊陽町と合志市からも参加いただきながら、非常ににぎわった様子でございました。

それから、12月7日、昨日であります、夜、復興むらづくりミーティングに私も参加をさせてもらったところであります。

以上、申し上げましたけれども、本日、村長提案の議案につきましては、報告案件が1件、専決処分案件が1件、人事案件が2件、条例の一部改正案件が1件、補正予算が6件の合計11議案でございます。どうぞ、慎重にご審議いただきまして、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。大変お世話になります。

-----○-----

日程第5 報告第2号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（中竹耕一郎君） それでは、日程第5、報告第2号、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 報告第2号についてご説明申し上げます。令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して、次のとおり報告させようというものでございます。令和3年12月8日提出、山江村長、内山慶治といたしております。

下のほうに、健全化判断比率と資金不足比率を掲げておりますが、まず1の健全化判断比率でございます。比率名、令和2年度比率、早期健全化基準と表を作っておりますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率については、数字が上がってきません。いわゆる早期健全化基準内にあります。そして、実質公債費比率につきましては11.3%であります、健全化基準が25%以内でありますので、十分その健全化については満たしているということになります。将来負担率も数字として出てきておりません。

それから、2の資金不足比率であります、簡易水道事業の農業集落排水事業とも、その比率については問題なく数字が出てきておりませんし、当然、健全化基準を満たしているということでもあります。

提案理由でございますが、健全化判断比率及び資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、議会へ報告する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、監査委員の意見書が、提出の公文書が出てきておりますし、その3枚目からは普通会計並びに財政健全化比率等審査の意見書を添付しておりますので、ご参照いただければと思います。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） それでは、ここで報告第2号について質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質問なしと認めます。報告第2号については、これで終わります。

—————○—————

日程第6 承認第13号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村一般会計補正予算（第6号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第6、承認第13号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村一般会計補正予算（第6号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、承認第13号についてご説明を申し上げます。専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるということでもあります。本日提出でございます。

提案理由でございますが、新型コロナウイルスワクチンの追加接種の体制整備にあたり、緊急に予算措置をする必要が生じたために、令和3年度山江村一般会計補正予算（第6号）を専決処分をさせていただいたものでございます。

1枚開けていただきますと、専決処分書を添付しておりますが、いわゆる第3回目の接種について、もう既に始まっておりますが、国からの予算の措置がありましたので、緊急にその対応をする必要があるということにつきまして、専決処分させていただいたというものでございます。

専第13号でありますけれども、令和3年度山江村一般会計補正予算（第6号）

でございます。令和3年度山江村の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ577万6,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億2,134万3,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」によるものでございます。10月20日に専決をさせてもらったものでございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、専第13号について説明をいたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、14、国庫支出金、新型コロナウイルスワクチン接種に係る負担金及び補助金577万6,000円を増額するもので、歳入合計、補正前の額に補正額を追加し、63億2,134万3,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳出、4、衛生費、新型コロナウイルスワクチン予防接種に係る委託料など577万7,000円を増額しまして、12、予備費1,000円を減額し、歳出合計、補正前の額に補正額577万6,000円を追加し、63億2,134万3,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第7 同意第2号 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第7、同意第2号、山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、同意第2号についてご説明を申し上げます。山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてでございます。次の者を山江村教育委員会委員に任命したいので、同意を求めるというものでございます。本日提出でございます。

記として、住所、氏名、生年月日、任期を書いておりますが、住所につきましては、山江村大字山田甲1640番地、氏名が郡眞聖さんでございます。生年月日につきましては、昭和35年12月4日生まれでありますので、61歳になられます。任期については、令和3年12月24日から令和7年12月23日までの4年間と

いうふうになっております。

提案理由にございますが、任期満了に伴い、引き続き郡眞聖氏を適任者と認め、任命するには地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。郡眞聖さんにつきましては、もう議員の皆様もご承知かと思いますが、高寺院の住職としてお務めでありまして、委員の履歴としましても、平成17年から現在に至るまで、4期、教育行政の振興発展のためにご尽力をいただいた方でありまして、従いまして、引き続きその教育委員としてお力を貸していただけるように、同意を求めさせてもらうというものでございます。

以上でございます。

—————○—————

日程第8 諮問第1号 山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについて

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第8、諮問第1号、山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 諮問第1号についてご説明を申し上げます。山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについてでございます。山江村人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求めるというものでございます。本日提出でございます。

住所、氏名、生年月日としておりますけれども、住所につきましては、山江村大字山田乙1421番地でございます。氏名が嶋原美津子さんでございます。生年月日につきましては、昭和29年11月15日でございます。

提案理由になりますが、現委員である犬童美津子氏が令和4年3月31日をもって任期満了となることに伴いまして、後任に嶋原美津子氏を適任と認めまして、推薦したいということでありますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるというものでございます。

犬童美津子氏が、今回でもう終わりたいという意向を示されましたので、新しい方を選ぶ必要が出てきたわけでありまして、人権擁護委員につきましては、法務大臣が人権擁護委員を委嘱するということになっております。まず、市町村長が人権擁護委員にふさわしい地域の候補者を選び、議会の意見を聞いた上で、法務大臣へ推薦をいたします。

嶋原美津子氏は、昭和51年3月に短期大学幼児教育科を卒業後、昭和51年4月より山江村役場に入庁され、平成20年3月31日まで本職員保育士としてです

ね、勤務、村立保育園が私立保育園に移行したことに伴いまして、一般職員として、平成20年4月1日から平成27年3月31日まで教育委員会事務局で、また平成25年4月からは2年間教育課長として勤務をされておりました。その他の経歴といたしましては、放課後児童支援員認定資格を取得されておりました、現在、学童クラブにて勤務をされております。また、山江村民生委員、児童委員、山江村情報化推進委員を歴任されておりました、社会活動も積極的になされている方です。人権擁護委員の選任といたしましては、親しみやすさ、誠実さ、人権侵害を許さない正義感、気軽に相談でき救済の立場に立つ人を選ぶことが大切だということでございますので、同氏を適任者と認め、推薦をしたいということでありますので、議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第9 議案第55号 山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第9、議案第55号、山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第55号についてご説明を申し上げます。山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由といたしましては、健康保険法施行令等の改正に伴いまして、本村の条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、一部を改正する条例で、一番最後のページには新旧対照表をつけさせてもらっておりますけれども、これについては、いわゆる上の法律が変わった、上位法の一部改正があったということに伴います改正でございます。健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布をされました。これに伴いまして、出産に伴う産科医療補償制度の見直しと併せて、出産育児一時金の額が改正をされております。山江村健康保険の出産育児一時金についても、公平な保険給付を行うために、健康保険法施行令等の改正に併せて見直しを行うというものでございまして、他の医療保険との給付の差異が生じないように改正するというものでございます。

附則といたしましては、この条例は令和4年1月1日から施行するということに

しております。

○議長（中竹耕一郎君） では、お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻は１１時１０分といたします。

-----○-----

休憩 午前１０時５８分

再開 午前１１時１０分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

-----○-----

日程第１０ 議案第５６号 令和３年度山江村一般会計補正予算（第７号）

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第１０、議案第５６号、令和３年度山江村一般会計補正予算（第７号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第５６号についてご説明を申し上げます。令和３年度山江村一般会計補正予算（第７号）でございます。令和３年度山江村の一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正でございますが、第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ８，２６３万円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６４億３９７万３，０００円とするものでございます。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表、歳入歳出予算補正」によるものでございます。地方債の補正でございますが、第２条、地方債の変更は「第２表、地方債補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、議案第５６号について説明をいたします。

１ページをご覧ください。第１表、歳入歳出予算補正、歳入、１４、国庫支出金、教育保育給付交付金及び子育て世帯への特別給付金など４，７６５万７，０００円を増額するものです。１５、県支出金、教育保育給付費及び球磨川流域復興基金交付金など１，０３５万２，０００円を増額するものです。２０、諸収入、公営住宅建物災害保険料など６３２万１，０００円を増額するものです。２１、村債、公共施設災害復旧費債など１，８３０万円を増額しまして、歳入合計、補正前の額に補正額

8,263万円を追加しまして、64億397万3,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳出、主なものについて説明いたします。2、総務費、減債基金積立及び再生可能エネルギー事業費に係る工事請負費など631万7,000円を増額するものです。3、民生費、保育施設給付費及び子育て世帯への臨時特別給付金など7,649万4,000円を増額するものです。4、衛生費、保険増進に係るシステム回収委託料及び後期高齢者医療への給付負担金など233万9,000円を増額するものです。5、農林水産業費、有害鳥獣駆除への補助及び森林環境譲与税基金積み立てなど612万9,000円を増額するものです。7、土木費、道路改修に伴います設計委託料など388万円を増額するものです。9、教育費、ICT教育に係る情報機器購入費など388万3,000円を増額するものです。10、災害復旧費、作業道復旧支援補助及び公営住宅復旧に係る用地購入費など2,374万1,000円を増額するものです。

3ページをご覧ください。12、予備費4,101万2,000円を減額しまして、歳出合計、補正前の額に補正額8,263万円を追加しまして、64億397万3,000円とするものでございます。

4ページをご覧ください。第2表、地方債補正、変更でございます。道路新設改良事業、補正前の限度額1,930万円を補正後の限度額2,290万円とするもの、次に、公共施設災害復旧事業、補正前の限度額1億3,150万円を補正後の限度額1億4,620万円とするものでございます。補正後の起債の方法、利率、償還の方法については、記載してあるとおりでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

**日程第11 議案第57号 令和3年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
(第3号)**

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第11、議案第57号、令和3年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第57号についてご説明を申し上げます。令和3年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）でございます。令和3年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,297万8,000円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ５億３０１万３,０００円とするものでございます。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表、歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございますが、内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、議案第５７号につきまして説明いたします。

１ページをご覧ください。第１表、歳入歳出予算補正、歳入につきまして説明いたします。款６、県支出金につきましては、国の標準システムへ移行するため、県のシステム導入辞退によります特別調整交付金１,７７６万３,０００円の減額でございます。款９、繰入金につきましては、県支出金と同じく国の標準システムへ移行するため、県のシステム導入辞退によります一般会計からの事務費繰入金等５２１万５,０００円の減額でございます。歳入合計、補正前の額から２,２９７万８,０００円を減額しまして、５億３０１万３,０００円とするものでございます。

２ページをご覧ください。歳出、主なものにつきまして説明いたします。款１、総務費につきましては、県のシステム導入辞退により、システム改修及び標準システムクラウド導入データ移行連携負担金が不要となったため、２,２９８万円の減額でございます。款１０、予備費１万７,０００円を減額いたしまして、歳出合計、補正前の額から２,２９７万８,０００円を減額しまして、５億３０１万３,０００円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

—————○—————

日程第１２ 議案第５８号 令和３年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第３号）

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第１２、議案第５８号、令和３年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第３号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第５８号についてご説明を申し上げます。令和３年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第３号）でございます。令和３年度山江村の簡易水道事業補正予算（第３号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第１条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４４０万円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億９,８６９万９,０００円とするものでございます。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」によるものでございます。地方債の補正ですが、第2条、地方債の変更は、「第2表、地方債補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、議案第58号についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、9、村債、地方債の借り入れとして440万円を追加しまして、歳入合計、補正前の額に440万円を追加し、1億9,869万9,000円とするものでございます。

2 ページ目をお開きください。歳出、2、簡易水道事業費、区域拡大に伴う設計委託として440万円を追加し、歳出合計、補正前の額に440万円を追加し、1億9,869万9,000円とするものでございます。

3 ページ目をお開きください。第2表、地方債補正でございます。1、変更、起債の目的、簡易水道事業費で、限度額を2,480万円から2,920万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上、説明を終わります。

—————○—————

日程第13 議案第59号 令和3年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算
(第2号)

○議長（中竹耕一郎君） 日程第13、議案第59号、令和3年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第59号についてご説明を申し上げます。令和3年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）でございます。令和3年度山江村の特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330万円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,347万3,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」によるものでございます。地方債の補正でございますが、第2条地方債の追加は、「第2表、地方債補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、議案第59号についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、7、村債、地方債の借り入れとして330万円を追加しまして、歳入合計、補正前の額に330万円追加し、1億5,347万3,000円とするものでございます。

2 ページ目をお開きください。歳出、主なものについてご説明いたします。2、農業集落排水事業費、区域拡大に伴う設計委託として330万円追加しまして、歳出合計、補正前の額に330万円を追加し、1億5,347万3,000円とするものでございます。

3 ページ目をお開きください。第2表、地方債でございます。1、追加、起債の目的、農業集落排水事業で、限度額を330万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第14 議案第60号 令和3年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第14、議案第60号、令和3年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第60号についてご説明を申し上げます。令和3年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）でございます。令和3年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,360万6,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億197万7,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、議案第60号につきまして説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、主なものにつつま

して説明いたします。款４、支払基金交付金につきましては、介護給付費交付申請によります支払基金１,２５５万２,０００円を増額するものでございます。款５、県支出金につきましては、介護給付費変更申請によります介護給付費負担金４８４万１,０００円を増額するものでございます。款７、繰入金につきましては、介護給付費見込額に伴う一般会計からの介護給付費繰入金等６１８万円を増額するものでございます。歳入合計、補正前の額に２,３６０万６,０００円を増額しまして、５億１９７万７,０００円とするものでございます。

２ページをご覧ください。歳出、主なものにつきまして説明いたします。款２、保険給付費につきましては、主な理由につきまして、施設入所者の増加による施設介護サービス給付負担金等の増額でありまして、４,９７０万９,０００円を増額するものでございます。款８、予備費２,５４１万円を減額いたしまして、歳出合計、補正前の額に２,３６０万６,０００円を増額しまして、５億１９７万７,０００円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第１５ 議案第６１号 令和３年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第２号）

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第１５、議案第６１号、令和３年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第２号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第６１号についてご説明を申し上げます。令和３年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第２号）でございます。令和３年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第２号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５２万円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４,０３３万３,０００円とするものでございます。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表、歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出であります。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、議案第６１号につきまして説明いたします。

１ページをご覧ください。第１表、歳入歳出予算補正、歳入につきまして説明い

たします。款3、繰入金、繰入金につきましては保険基盤安定繰入金確定によります一般会計からの繰入金52万円を減額するものでございます。歳入合計、補正前の額から52万円を減額しまして、4,033万3,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳出につきまして説明いたします。款2、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険基盤安定繰入金確定によります納付金51万9,000円を減額するものでございます。款4、予備費1,000円を減額いたしまして、歳出合計、補正前の額から52万円を減額しまして、4,033万3,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

—————○—————

日程第16 議員派遣の件

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第16、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第126条の規定により、お手元に配付しております内容で議員を派遣するものであります。

これで、提案理由の説明は終わりました。

また、9月議会定例会以降、各種団体より調査を求める資料が提出され、議会へ届いております。この件については、それぞれ議員各位へ資料を配付することいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしましたので、散会といたします。ありがとうございました。

—————○—————

散会 午前11時32分

第 2 号

1 2 月 9 日 (木)

令和3年第9回山江村議会12月定例会（第2号）

令和3年12月9日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

日程第 1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 本 田 り か さん	2番 久保山 直 巳 君
3番 中 村 龍 喜 君	4番 赤 坂 修 君
5番 森 田 俊 介 君	6番 横 谷 巡 君
7番 立 道 徹 君	8番 西 孝 恒 君
9番 中 竹 耕一郎 君	10番 秋 丸 安 弘 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山 口 明 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内 山 慶 治 君	副 村 長 北 田 愛 介 君
教 育 長 藤 本 誠 一 君	総 務 課 長 白 川 俊 博 君
税 務 課 長 平 山 辰 也 君	企画調整課長 新 山 孝 博 君
産業振興課長 松 尾 充 章 君	健康福祉課長 迫 田 教 文 君
建 設 課 長 清 永 弘 文 君	教 育 課 長 蕨 野 昭 憲 君
会 計 管 理 者 一 二 三 信 幸 君	

開議 午前１０時００分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） おはようございます。ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は１０名で、定足数に達しております。

-----○-----

日程第１ 一般質問

○議長（中竹耕一郎君） 本日は、会期日程日時第２、一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、９名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、本日は７名の議員の一般質問を通告の順に従いまして、許します。

なお、会議規則による発言時間は、質問・答弁合わせまして６０分といたしますが、質問される議員におかれましては、通告の内容に沿った適切な質問をしていただきますよう要望いたします。一方、執行部におかれましても、簡潔にわかりやすく答弁いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、はじめに１０番、秋丸安弘議員より、１、農業振興について、２、白鳥台地、下原開拓について通告が出ております。

秋丸安弘議員の質問を許します。１０番、秋丸安弘君。

秋丸安弘君の一般質問

○１０番（秋丸安弘君） おはようございます。議長のお許しが出ましたので、１０番、秋丸が通告に従いまして質問いたします。

まず、今年ももう残り少なくなっておりまして、今年もコロナ関係で大変心配したところではございますけども、この１、２カ月におきまして、だいぶ収束してまいっております。早く終息することを願っております。また、昨年の豪雨災害から１年と半年、１年半たちますけども、まだまだ復旧・復興が滞っている山江村でございますので、早く復興することを願っております。次第でございます。

それでは、通告に従いまして、質問を行います。

まず、第１に国営川辺川総合土地改良事業について質問をいたします。国営川辺川総合土地改良事業は、令和４年度末で事業が完了する計画になっております。令和５年度から償還が始まりますが、山江村は造成を６２ヘクタール、川辺川土地改良事業を行っておりますが、区画整備事業３３ヘクタール、農地造成２９ヘクタール、対象農家が１４３戸でございます。償還方法は１５年償還と一括償還と聞いておりますが、償還方法についてお伺いしたいと思います。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、当初ですね、お答えする方針を申し上げたいと思いますけれども、村政の経営方針について、私のほうから答弁させていただきたいと思います。そして、事務的なことについては、担当課長のほうから答弁させていただきますので、どうぞよろしくお願いします。

お尋ねの件は、産業振興課長がお答えいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、秋丸議員のご質問にお答えいたします。

議員のご質問は、川辺川総合土地改良事業の終了に伴います償還金の方法と償還の方法ということでございますけれども、まず簡単にこれまでの概要をご説明したいと思います。

国営川辺川土地改良事業につきましては、昭和58年度に事業が着手されておりますけれども、この間、川辺川ダム建設の遅れや農業情勢の変化、利水訴訟による国の敗訴、既設導水路活用案の断念を経て、平成30年2月に計画変更が確定しております。当初、令和3年度に事業完了を予定しておりましたけれども、令和2年7月豪雨災害における災害復旧事業を優先するため、事業工期の1年の延伸がなされ、令和4年度、令和5年3月に事業完了ということになっております。

この事業につきましては、農業用排水事業、区画整理事業、農地造成事業と三つの事業が実施されております。関係6町村の総面積が198ヘクタール、総事業費は231億円、このうち農業用排水事業の150億円は市町村及び農家負担はございませんので、差し引きました81億円を国・県・市町村・農家が負担することになっております。

山江村のみの総事業費の予算を算定しますと、対象面積が議員が先ほど申されました62.7ヘクタール、内訳は農地造成29.7ヘクタール、区画整理33ヘクタールとなっております、全体の32%を山江村が占めているということになっております。これでいきますと、事業費は81億円の32%となりますので、26億円が山江村の事業費ということになっておりまして、10アール当たりで換算しますと、410万円ほど事業費がかかっているということになっております。

この事業費の償還が、先ほど言いましたとおり、令和5年度から発生することになっておりまして、農家負担につきましては、農地造成が事業費の約1.5%、区画整理が事業費の約3.6%となっております、山江村では区画整理が2,246万2,000円、農地造成が2,097万4,000円、計の4,363万6,000円となっております、10アール当たりで換算しますと6万9,500円ということになっております。410万円の事業費に対しまして、6万9,500円を償

還していただくということになっております。この数値は、現時点でのあくまでも概算値でございますので、事業完了までに変動する可能性が十分でございます。

先ほど議員も申されましたこの事業の対象者は143件でございますけれども、10月下旬に支払い方法につきまして、負担金を一括償還で行っていただくのか、15年の分割償還で行っていただくのか、意向調査を行っているところでございます。意向調査につきましては、郵送で調査票を発送しておりますけれども、多くの意見をいただいております、ご質問等いただいております、課のほうで1件1件丁寧に対応させていただいているところでございます。

なお、回収率は今日現在で93件となっております、65%の回収率となっております。今後、まだ意向調査票を提出していただいてない方につきましては、個別訪問等を行いながら1軒1軒回収に努めていきたいというふうに考えております。

村のほうも負担金が発生しますけれども、村のほうの負担金は概算でいきますと、約1億6,800万円となっておりますので、こちらのほうは村のほうが負担しなければならないということになっております。議員お尋ねの償還方法につきましては、本来でありますれば、農家の方がですね、国に直接支払うということになっておりますけれども、これは関係6市町村で方向性を一致したほうがいいということで、確定ではございませんけれども、農家負担分4,346万円、山江村の概算値はですね、概算額はなっておりますけれども、村が一括して国のほうに立て替えて支払いを行い、対象者の方につきましては村のほうに償還金を支払っていただくと、負担金という形になろうかと思っておりますけれども、支払っていただくような方向性を思っておりますけれども、当然、この金額のほうが高額になっておりますので、財政部局とも十分に相談をしながら、協議をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、村負担分につきましては、川辺川土地改良事業基金が令和2年決算時で1億6,498万円ほどありますので、そちらのほうを充当させて活用させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 国営造成団地のことでございますけれども、農地の耕作者には土地所有者または土地改良区の組合員となり、国営事業の負担金を償還するとありますが、土地改良事業の参加資格については、土地改良法第3条の規定により、その資格者を有するものは費用負担者となり、三条資格者は土地改良区の組合員となる義務があるとあります。土地改良事業の負担金、土地改良の分担金の負担を納めなければならないとなっておりますが、この三条資格者ですけれども、これは基盤強

化利用権設定が8.7ヘクタール、農地中間管理機構利用権設定が8.5ヘクタールあります。このうち、この三条資格者に当たるのは、農地管理機構の利用権設定8.5ヘクタールが三条資格者になっております。

この件につきましては、この三条資格者が負担しなければならない、賃貸していて、負担して、その土地は自分のものにはならない、そういう状況でございます。

「何でこの三条資格者が負担しなければならないか」と聞いたところ、農地を借りていて、農業で所得がある以上は負担しなければならないということになっておるそうでございます。いくら負担してもですね、農業自体は目に見えない、すぐ利益が上がる問題ではございませんので、いくら三条資格者であって、償還しても自分の土地にならないということで、多分、解約者が増えるんじゃないかと懸念しているところでございます。この点についてお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、議員のご質問にお答えいたします。

議員が申されております今回の土地改良事業の償還金の負担のですね、資格を有する方につきましては、土地改良法第3条、これは土地改良事業に参加する資格というところに明記をされておまして、もう議員が話されたとおりでございますけれども、簡単に申しますと、農地等の所有者が耕作等をされている場合には農地等の所有者、もちろんですね、自分の土地を自分で耕作されていればその所有者、農地等の所有者以外の者が耕作等をされている場合はその耕作者、仮受の方とも言いますけれども、がなるというふうに明記をされております。

簡単に申しますと、これはあくまでも土地のその権利等を買うわけではなくて、土地改良事業に参加する資格がある方がそのようなことになっているということでございますので、このいわゆる土地改良法3条に載っている三条資格者の方が、負担金を払わなければならないというような明記、規定になっております。

議員が申されました自分の土地にならないということで、村のほうにも、担当課のほうにも、ご意見をいただいておりますけれども、これはあくまでも国が定めた方針でございますので、村のほうで何かしら手立てを打つということができませんので、ご理解をいただきながら説明をしているところでございますし、場合によっては、その土地の地主の方ですね、所有者の方とご相談をして、償還方法について協議をしていただければ、どちらかがお支払いになるということが変わればですね、また村のほうで整理をして、その方に通知のほうを差し上げてきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 急々といいたししょうか、このアンケート書が来て、私もこの三条資格者にもなっているところもあります。その件につきましても、何でこう、利用権設定、中山間地だけの支払い義務があるのか。この基盤強化法利用権設定のほうは発生しない、中間管理機構のほうは発生する。この点について、どのような考えでられますか。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

議員が申されました内容が、ちょっと私が理解違いなら申し訳ありませんけれども、今回の設定につきましては、先ほど言われました農地中間管理機構を通した契約と、いわゆる相対の契約、口頭契約につきましてはこちらのほうで把握しておりませんので、いわゆる口頭での契約された場合につきましては、その所有者のほうにいつているというところになっております。

そのほかの通知につきましては、全て耕作者のほうにいつているということで理解をしておりますけれども、村といたしましては、適正な制度にのっとって、償還義務の方に通知を差し上げたというところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） この基盤強化のほうは、山江村の流動化制度を利用して賃貸契約を結んである事業でございますので、それと中間管理機構とどう違うか、この点がまだはっきりしないんですよ。その流動化で契約した人は償還義務が発生しない、中間管理機構を通したほうは償還が発生する。この矛盾点といいますか。やっぱり、今なかなか中間管理機構を通した場合は、年末に支払ったら支払わないのか、物納したか、物納しなかったかで、また相手から印鑑をもらったり何かして証明を出さなくちゃいけないということで、大変、農家の方は中間管理機構を通さないで、農地流動化のほうを、山江村独自のほうを選択される方が多いのです。その点についてお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

農地流動化による契約が、議員のほうからですね、あつて、そちらのほうは所有者のほうに通知がいつているんじゃないかなろうかということですが、村独自の契約があるのかなのか、ちょっと私も担当課長として恥ずかしいんですが、内容を承知しておりませんので、適正に調査をいたしましてですね、この法にのっとった手続きの下、償還のほうは進めていきたいというふうに考えておりますので、調査をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 私のほうからも答弁させていただきたいと思いますが、川辺川の償還については、紆余曲折ありながら、まさに昭和58年以来、当初はですね、2,000ヘクタールの土地を畑としながら、また水を持ってきながら、農業の活性化を図ろうという事業でした。ただ、平成15年に国が裁判に負けたと。これは、同意数が足りなかったということによって国が負けて、それ以来、この事業の方向を見失ったということです。

ただ、その間、既設導水路活用案もありまして、要するに国交省が管理しております導水路を利用して、その土地に水を、北部台地に新しい水路を造ろうというような土地があったんですけれども、なかなかこの事業も、私、組合長をしておりましてけれども、相良村の土地改良区の同意が得られずに、この事業が要するに廃止に追い込まれたというようなことであります。

ただ、国のほうも、しっかりとその水の手当についてはやるというような約束の中、暫定水源をそれぞれの造成地に掘りながら、水の手当をしているところでありまして、随分、土地の面積、激減しましたけれども、その農家の方々の営農のお手伝いをする、環境整備を図るというような事業となったところであります。

もう先ほど、こういう事業の中、本当に長い歴史がありますので、随分、農業のですね、情勢が変わってきている、もう全く変わってきたということでもあります。10年前に、あと10年早く水が来ていたら、山江村の農業は随分変わっていたということを私は何度となく言ったんですけれども、高齢化が急激に進んでしまって、農業のですね、総生産も、実は58年頃は10億円ぐらいあったんですけど、今5億円弱だと思います。もう激減したということでありまして、そのことがなかなか担い手、後継者が育たないということにつながっているということでもあります。

ただ、この事業がとりあえず令和4年度、終息するということについては、ご理解のことだと思いますけれども、またそれによって、当然、造成しておりますので、その受益者たる方々は費用負担をお願いしなくちゃいけないというようなことになっております。ただ、これも国がいろんな対応によってですね、そしてまた市町村も、この事業については応分以上の負担をしようというようなことを6市町村で決めておりまして、先ほどありましたとおり、1反当たり410万円ぐらいかかっている造成料でありますけれども、10アール当たり1年間で6万9,500円ですね、を払うと自分のものになっていくというようなことでもありますので、ぜひその付近についてはご理解をお願いしたいということでもあります。

それと、議員お尋ねの中間管理機構と、それから流動化、山江村がやっている流

動化ですが、いずれにしろ、その担い手の方々といいですか、要するに農業をやっていききたいという方々に土地を集めたいというようなことで、山江村は二重方策を取っているわけですね、中間管理機構は、国・県が推し進めている流動化といいですか、貸し借りの制度であり、またやりやすいような形で相対の中に役場が入って、農業委員会の事業としてそれぞれうたっているところではありますが、これは一本化しないとわかりにくいというようなことも随分言ってきたわけですがけれども、ただ、「中間管理機構よりも役場のほうの制度が使いやすい」というような意見も随分いただきまして、今、その二本立てで一応やっているということでもあります。

ただ、議員がおっしゃいますですね、中間管理機構のほうは三条資格者が支払い義務があって、流動化のほうは三条資格じゃない、は支払い義務はないというふうに聞こえたんですけども、いずれにしてもですね、土地改良法第3条は、要するに耕作して利益を得る人が払ってくださいというふうになっております。ただ、その後のやり方は、所有者のほうにも幾らか払われるのかもしれませんが、その分で所有者が、負担金については払おうという方もおられるやもしれませんので、その付近のやり方については、もう役場があれこれ言うことではありませんけれども、一つの法律でありますから、とりあえず三条資格者に対してですね、その請求をさせていただく。後のやり方については、ぜひ、その所有者、また耕作者のほうでお話し合いいただきながら、どういうことがやりやすいのかということをお話し合っただけで、役場として、先ほど課長も申し上げましたが、ほかに何か相談に乗るようなことがありましたらですね、役場としても、その辺、方策を取っていききたいというふうに思っております。

いろいろ、本当に長い間ですね、58年からですから、随分長い間お待たせしたこの事業であります、いよいよ終結するということでもありますので、ぜひ農家の方々にもご理解いただきながら、再度申し上げますが、410万円いったお金がですね、1年間の6万9,500円の総額で、それで手に入るということですから、ぜひご協力を、この事業がうまく終結するようにですね、ご協力もお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 本当にありがたいことでございますけれども、今ですね、暫定水源も完了いたしまして、メーター設置が今されているところでございます。これ本当に、私たちも今年の夏も、やっぱり盆前は雨が少なく、作物も作れない状態で、雨を待っていたわけですがけれども、今回、こういう暫定水源ができて水が引けたということで、大変ありがたく思っているところでございますけれども、今回、償還が始まるにあたって、かなりの方が「もう作りきらない」と、「作付けしきらない」、

「もう土地を手放したい」という方も多々おられます。

そして、またこの事業に対しまして、私たちも最初から賛成して、今耕作しているわけですが、やっぱり高齢化が進む中で、やっぱりそういう問題も出てくるし、また土地自体が1筆じゃなく、1区画の中に共有地といいますか、2軒、3軒の所有者が、この川辺川事業の土地に対しては発生しております。この点をもう少し行政が入って解決する考えはございませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 共有の問題についてはですね、ぜひご相談をいただきたいというようなことになろうかと思います。基本的に、共有といえどもその人の財産をですね、役場のほうがあれこれ扱うということはしませんので、その付近のいかに運用するかということを話し合いの中で、役場がその結論に応じてお手伝いをするということではできようかと思いますので、その付近ご理解をお願いしたいと思います。それから何だったですかね、もう一つ。

○10番（秋丸安弘君） みんな共有の中、1筆の中に2軒、3軒の共有地が、名義が入ってるものですから、なかなか持分登記ができない状態なんです。そこは川辺川造成地でほとんどが、9割以上がその方法でなっております。

○村長（内山慶治君） そうですね、それも個人財産ですので、その財産について、「あなたがこうです。ああです」とは言えないので、ぜひその付近のところ話し合いをされた上に、どのような形がいいのかということについてはですね、その所有権があるご本人の皆さん方で話し合ってくださいというのが本筋だろうと思いますし、それが例えば1人の人が全部買い受けるかというような話もあろうかと思いますが、そのような話の後押しはですね、うちのほうができようかと思いますので。

ただ、申し訳ありませんが、財産について、役場として入り込むことはできませんので、その付近ご了解をお願いしたいと思います。

それから、ちょっと冒頭言われました件ですね、償還が終わった後といいますが、今、高齢化も進み、土地が非常に利用しにくいというような話も聞きます。これについては、実は、表土がもう流れてしまって耕作できないとか、それから栗を植えても枯死の問題があるとかいうのも続いております。県のほうで、その枯死対策等も含めていろんな営農はやっておりますけれども、県のほうだけでは対応できない問題もありますので、その付近の営農関係の国の制度事業をですね、当時の担当でありました土地改良区ですね、そういう国会議員、進藤議員ですけれども、のほうにも相談をして今おるところでございます。

いよいよもって、この事業を完結しようとしております。ただ、しっかりその土地を活用していくと。60ヘクタール、あそこの造成地だけありますので、それを

どのように活用するかというのは、山江の農業にとって非常に大事な部分でありますし、役場ともしっかり支援をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） いろんな所有者、組合員からいろいろ相談があると思いますが、今後もどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、水稻の施策についてを質問いたします。近年、水稻の不作が続いている中、昨年は害虫、ウンカの被害、作況指数89%、今年度もいもち病被害に、また異常気象により、反収が大体300キロから400キロ弱じゃなかったろうかと思われましても、今日の新聞にも載っていましたが、県の作況指数が97%となっておりますけれども、球磨郡の作況指数97どころか昨年の89%よりも悪いんじゃないかと思っているところでございます。耕作農家は厳しい状況であり、冷夏の下落、一等米で5,680円、昨年より1,000円弱下がっている事態でございます。村の対応といたしまして、助成の考えはございませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。本年度の水稻の状況につきましては、議員が申されたとおりで、新聞にも載っておりましたとおり、作況指数は熊本県が97ということで、これは以前の報道資料によりますと、山江村を含む県南地域は95%ということになっておりましたけれども、やや不良な判定ということになっております。8月中の長雨等ですね、天候不順により、例年に比べ気温が低く、日照不足が経過したり、先ほど言われました害虫等の被害があったということでございます。

また、米の買取価格につきましても、議員が申されましたとおり、昨年度よりですね、2割ほど安い価格での取り引きがされているということで、農家の方には大変厳しい収穫期じゃなかったのかなというふうに思っております。

村といたしましても、害虫等につきましてはですね、いち早くお知らせをして対策を取っていただくように周知をしておりますけれども、収穫量の減少に伴うですね、村の対策につきましては、現時点では調査中ということでございますけれども、国・県等の支援策、また地方創生等の交付金等で該当するものがあればということで、現在調査をしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 本当に、農家の方は大変苦慮されているところでございます。今は「ヒノヒカリ」が主要作物でございますけれども、令和4年度から「くまさんの

輝き」という品種が出てまいりまして、これはもう何年か前から作付けはされているんですけども、これは農協がブランド化するために、乾燥、粃すりを全部農協でするということで、なかなか一般の農家の方には浸透しなかったわけですけども、令和４年度から作付けができるということで、熊本県は米のリーディング品種として奨励しているということでございます。気象変動や需要減少などにより、米の取り巻く環境が厳しい中、熊本県の歴代最高品種として期待しているとあります。

県農業研究センターが、１５年かけて開発した「くまさんの輝き」です。これは、「ヒノヒカリ」「コシヒカリ」「ひとめぼれ」を受け継ぎ、系統を交配して開発したものでございます。暑さに強く、味がよく、作りやすさも追求された品種でございます。冷えてもおいしいということでございます。そして、またツヤがあり、もちもち感があるということで、県は自信をみせておるところでございます。

山江村も、将来、奨励する考えはないか、答弁をお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

議員が申されました品種につきましては、ちょっと私のほうの勉強不足で承知はしておりませんけれども、そのような優良作物、米作であればですね、村のほうとしても研修等に行きまして、内容を聞きながら、また米の作付けをされる農家の方にお知らせをしていきたいというふうに考えております。貴重なご意見ありがとうございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 秋丸安弘君。

○１０番（秋丸安弘君） 福島県ではですね、種もみ代として、キロ当たり１５０円の助成をしておられますが、山江村もブランド米として取り組む考えと、また環境保全型農業を取り入れる考えはございませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

すいません、議員が申されますことがですね、専門用語過ぎて、私が勉強不足なところが多々ありまして、初めて聞く内容が多数ございます。これからしっかり調査していったですね、課のほうでも、当然、山江村の主要作物の米作でございますので、検討させていただきながら、農家の方にも情報を周知していきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 秋丸安弘君。

○１０番（秋丸安弘君） この環境保全型農業につきましては、県も奨励して減農薬、

減化学肥料で栽培しているところでございますので、これもやっぱり、今、山江村で8件の農家が作付けされていますけれども、今後ますます増えて、環境保全型で減農薬、減化学肥料で栽培されて、「有作くん」の名前で出ていますけれども、こういうのを山江村として奨励していただきたいと思います。

続きまして、田んぼダムについて、今年も山江村で大体20ヘクタールが設置されておりますが、球磨郡市町村で270ヘクタールを予定しておりまして、実際の面積が372ヘクタールに達しております。この田んぼダムの板設置が41%、球磨郡の平均で41%となっておりますが、山江村の設置率は何%でしたか。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、田んぼダムの成果ということでお答えをいたします。

田んぼダムにつきましては、球磨川流域市町村の治水対策として、熊本県が本年度と来年度の2カ年間、関係7市町村で実証実験を行っておるところでございます。

本村では、対象面積が24.3ヘクタール、対象者が93名ということになっておりまして、説明会を2回、現地での説明会を1回ということで、3回説明会を開催いたしました。一方、広報誌やケーブルテレビも設置の呼びかけを行いましたけれども、山江村の堰板設置率は約40%というふうになっておりまして、県の平均よりも若干低いという結果となっております。

堰板設置率につきましては、以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 問題点といたしまして、堰板を設置した場合、排水柵の老朽化、構造の違いと、また畦畔の低さ、平坦の高さが低いということで、なかなか設置できない問題があったと思いますけれども、この点についてどのように把握されていますか。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

今回の実証実験の中でですね、議員が申されましたとおり、堰板の幅が排水柵に合わないとかですね、排水柵が老朽化してうまく設置できない、また畔等がですね、低くてどうにもならないといったことが、山江村だけではなく関係市町村でも報告があったということでございます。

県のほうから来られたときにはですね、堰板のほうを切って、柵のほうに合わせるような作業もされておりましたけれども、なかなかそれでも合わないというような状況でございました。そういったご意見も、山江村だけではなく関係市町村であ

っておりますので、熊本県としてもですね、来年度に向けて改善策を検討されているというふうに聞いておりますので、来年度の事業で何かしら対策のほうを打っていただけるというふうに期待をしているところです。

なお、この事業は来年度までの2カ年間の、先ほど言いましたとおり実証となっておりますけれども、今後は熊本県としては方策としては、全県下に広めていって、流域の治水対策に役立てていきたいというような考えを持っておられるというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 本当に、これはまた続けていっていただきたいと思います。利水、防災にもなりますので、今からもこれをますます広げていただきたいと思います。

それでは、最後になりますけれども、白鳥台地、白鳥、梅の迫、北峰、下原、漬谷をいいますけれども、面積は42.5ヘクタール、農地が15.6ヘクタール、山林が21.2ヘクタール、雑種地が5.5ヘクタール、耕作放棄地が白鳥が100%、梅の迫が97%、北峰が39.5%、下原が33.4%、漬谷が57.9%と、荒廃地が多いのが目立っております。

この点につきまして、まず道がない、道路がないということで、合戦峰橋から白鳥下を通りまして、今、下原はちょうど高速道路の下の井出の口から上がったところまでの真ん中に、道路を申請する考えはございませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

議員が申されました道の取り付けにつきましては、現時点で農家の方からの要望等を聞いておりませんので、今のところ計画はございません。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 昨年の7月豪雨災害に、または山江村に住みたいという方、土地を求められた方が多くおられます。この台地を農地造成と宅地造成する考えはございませんか。欠点といたしましては、学校関係が少しは遠くはなりますけれども、利点といたしましては人吉市内にも近いということで、この台地を有効利用するために、造成する考えはございませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、方針の件でありますから、私のほうからお答えしますけれども、農地造成につきましては、先ほどから課長が言いましたとおり、受益

者の方々が、どういうご意向をお持ちなのかということが重要であろうかと思えます。向こうの町の、実は用排水路をやり変えるというときもですね、受益者の方々、当然負担があるわけですし、「その負担があるの、もうやらんでよか」と、将来的に大変だということもありますから、その辺のところ、しっかり農家の方々の意向を確かめさせていただきたいというふうに思います。

それから、宅地造成は議員おっしゃるとおりですね、山江村に住居を求めたいという方、まだまだ多数、私のほうにも相談が来るわけですが、なかなか「はい、どうぞ」という住宅地がないという状況であります。今まで、山江村としては、村営住宅や分譲住宅等の定住化政策を取ってきたわけですが、これだけいろんな方が多いということになると、ぜひ民間の方の力を借りてですね、アパートを造っていただく、また造成地を造っていただくというようなことも、可能かというふうにも思っております。もちろん、その付近が非常に難しいということであれば、役場がまたやるというようなことになろうかと思いますが、その付近の適地がどうかということも含めて、またその民間の方がですね、造成して宅地をしたいという方がおられるかどうかということも含めて、ちょっと検討させていただきたいと思えます。

この話、私初めて聞きましたので、またいろんな検討もしていかなくちゃいけないというふうに思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） やっぱり宅地造成ということになりますと、いろんな負担が出てくるわけですが、今回いろんな補助事業があるとするならばですね、できるだけ一番適地じゃなかろうかと思っている白鳥台地でございますので、どうか考慮していただきたいと思いますので、よろしく願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を10時55分といたします。

-----○-----

休憩 午前10時46分

再開 午前10時55分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 次に、5番、森田俊介議員より、1、有害鳥獣による農作物被害対策について、猟友会との連携について、2、淡島地区の災害復旧計画と見通

しについての通告が出ております。

森田俊介議員の質問を許します。5番、森田俊介君。

森田俊介君の一般質問

○5番（森田俊介君） おはようございます。議長のお許しがありましたので、5番、森田俊介より一般質問を行います。

今回の質問は2点であります。1、有害鳥獣による農作物被害対策についてと猟友会との関連について、2、淡島地区の災害復旧計画と現在の見通しについてをお尋ねいたします。

まず、有害鳥獣による農作物被害についてと猟友会の連携について、質問が前後するかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

私も猟友会、駆除隊として、お尋ねいたします。山間部などの地域を中心として、イノシシ、シカ、サルなど有害鳥獣による農作物の被害に年々増加傾向にある。これまで以上に効果的な対策を講じ、農業被害を最小限度に控える必要性を感じている。これまで取り組んできた有害鳥獣による農作物の被害対策について、お尋ねいたします。

まず、山江村の農林産物の被害状況と被害額についてお尋ねいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、森田議員のご質問にお答えいたします。

農林産物の有害鳥獣による被害の状況と被害額ということでございますけれども、農林産物の被害状況につきましては、前回の議会でも若干お答えをしております。重複するかもしれませんが、ご容赦願えばと思います。

昨年度の被害状況につきましては、豪雨災害等がありましたので、正確な数字の把握はできておりませんが、有害鳥獣による被害は農作物で約3.1ヘクタール、林産物で約3ヘクタール、被害金額につきましては農作物で約109万円、林産物のほうは調査が不明となっております。

しかしながら、被害金額、被害面積につきましては、この数倍以上あるのかというふうに推察をいたしております。なかなか個人さんの農家さんとかですね、生産されている方から、うちの作物がこういう被害にあったということが村のほうに報告があることがですね、ほとんどありませんので、ただお話を聞いただけで、「うちのものが食べられた」とか「荒らされてた」というようなお話しか聞いておりませんので、報告があったり、県等でまとめられた数値を述べさせていただきました。実際には、この数倍以上あるというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 森田俊介君。

○5番（森田俊介君） これはどのように被害がですね、想定されているのか私も聞きたいと、どのような金額になるのかというのを目安に、どのように金額を出したのか聞いたかったですけれども、申告ぐらいでしかできないということで、一応お聞きいたします。

有害鳥獣対策補助金として、鳥獣妨害ネット、電気に変わる有害鳥獣からの作物を守る新たな施設、ネットなんか電気、これも2、3年すると老齢化してしまっ、効き目が、効力がなくなるというようなことがありますものですから、何かこの対策として、別のやり方は考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

全国各地で、有害鳥獣対策の新たな試みが実践されているというところでございます。私も見聞きした事案となりますけれども、現在、電気柵、山江村も電気柵等を付けておられますけれども、その下にトタンを敷けばですね、電気が通りやすくなるというようなことも事例がっております。ですので、電気柵の下にトタンを敷くと、通電しやすくなるということで、これは人間も通電したら危ないんですけれども、そういうので獣害の捕獲に役立てていらっしゃるというような場所もあるというふうに聞いております。また、そのトタンなどを敷くとですね、周辺の草払い、そういうのも手間も省けるということで、一石二鳥になるというような事案もお聞きをしております。

また、ドローンですね、現在、飛ばしたりするのがはやっておりますドローンを活用した方法といたしましては、シカやイノシシの行動範囲を把握しながら、罟等の捕獲につなげる方法があるということがまずございますし、ドローンからイヌのですね、鳴き声、ワンワンとほえる鳴き声を発信し、田畑から遠ざけるといった手法もテレビのほうでやっておりました。これ一応、私もテレビのほうで見させていただいて、畑から追い払うというのを見させていただいております。

以前、質問にもあっております、お答えをさせていただいておりますけれども、近隣自治体では、集落全体を柵で覆うなどの対策を取られているというところで、議員各位におかれても、研修に行かれたというふうにお聞きをしております。有害鳥獣被害の減少は生産量の確保にもつながりますし、生産意欲の向上にもなると思われまますので、重点課題として調査をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 一つ気になることがありましたけど、ドローンでその有害の動きを調べるということですが、有害鳥獣は夜動きますから、夜されるんでしょうか。ちょっと無理なことじゃなかろうかなと思いますが。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

私も、テレビで見た事案をご答弁させていただいたということですが、やはり夜間にですね、行かれて、自分の畑にとか土地に来ているというところで、ドローンを夜飛ばして、犬の鳴き声ワンワンと吠（ほ）えると、それに敏感に察知して、有害鳥獣が田畑から逃げていくというようなことでされておりました。

確かに、夜間されておりましたので、山間部のですね、森の中等ではちょっとなかなか厳しいのかなというふうに思いましたけれども、新たな事案等があるのかというご質問がありましたので、お答えをさせていただいたところでございます。

ご理解よろしく願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 以前ですね、今課長からさっき言われましたけれども、議会の中で一応見学といいますか、あさぎり町の遠山地区と球磨村の馬郡地区を視察に行きました。これは、鉄製の施設ですね、山を鉄製で囲んでしまうと、鳥獣が出てきていないというようなことで、かなり効果がいい政策ということに感じておりますが、村長、どこかこれをですね、実験的に設置する考えはございませんでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 有害鳥獣対策はですね、まず何かをやろうとすると、その付近の対策を打たなくちゃいけないという非常に厄介なことでありまして、また最近では、カワウ、それからサル、ハクビシン等のですね、被害も出ているというふうに伺っております。その対策、いろんな形で今役場としては打たせてもらっておりますが、また特に国・県が行う制度事業、補助事業以外にも、山江村独自でもろもろの事業を行わせてもらっているというところであります。

新しい対策という話も先ほどありましたけれども、カワウあたりは昼間ドローンでですね、巣を見つけて、どこにあるというのを探したりするということもしているようでありまして、錦町ではサルを一斉捕獲するような檻を作って捕ったというような実績もあるということであり、ただ1回いっぱい捕れたけど、2回目は寄りつかんだったというようなこともありまして、なかなかこれも継続的にどういうことをするかというのは、やっぱり知恵の出し合いっこだろうというふうに思います。

そういう中で、あさぎりの例を申されました。実は、あれを作られた先生が山江にも来られて、講演もしてもらったことがあるんですけども、特に有害鳥獣の場

合はですね、地域全体でその取り組みをされているというのが、あさぎりの例だというふうに認識しておりまして、そういう意識を持っていただくというのが、まず1番目じゃなかろうかと思います。

山江においてもですね、一緒に囲めばいいようなと思っても、この人は止めて、ここだけ囲んでしまうというようなことも許可しておりますけれども、できれば一緒に囲むというようなことであれば、もっと効率的に、議員がおっしゃるような効果もあるんだろうというふうに思います。ぜひ、そういうことも含めて、どういうやり方が本当に有害鳥獣対策にいいのか、山を囲んでしまうというか、ある地域を囲んでしまうというには、その土地所有者の合意がやっぱり必要ということになりますので、その付近のところも併せて、今後、村民の皆さん方と共有をしていくということになろうかと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 所有者が了解を受ければ、いろいろな話し合いの元で設置をしてもいいという意見をいただきました。

これは、私、12月3日にですね、栗の生産者からちょっとお手紙をいただきまして、読んでみます。

「イノシシ、サルの被害が困っている。コロナ対策とはいえ、飲食店や商工会部への半額補助や補助金などは至らないところに補助金を使わず、村民のための栗園等の農業現場に行き、現状をみてほしい。補助金等のお金をもっと有効に使ってほしい。栗、生産を拡大せろせろと言いながら、肝心の有害駆除対策は以前のまま。イノシシやシカなど増えてきて、本当に困っている。やる気を失う。狩猟免許保持者も少なくなり、そのような駆除対策をしっかりとってほしい」ところでした。

私も、このお手紙を聞いて頭の痛いところでしたけれども、現状がそういう状況です。私も栗園を作っておりまして、朝行くと、もう栗が全然ないと。減少、もう全然一粒も残っていないという現状もありました。これはお手紙の中でしたので、声を述べさせていただきます。

前年度の有害鳥獣の捕獲実績について、山江村が保有している、以前貸し付けてある檻は、今現在はどのようなになっているかお聞きいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） まず先ほどのお手紙の件ですけれども、それぞれの事情はよくわかっておるつもりです。ただ、それぞれの立場でコロナは非常に厳しい状況にあります。もちろん、コロナ、先ほど秋丸議員が言われた米の価格もですね、コロナで米が動かない、米余りになっているということで、農家にもそういう影響が来ている。米価が下がるというようなことでありますから、それはそれとしてまた対策

も打てようかと思えます。

というようなことで、当然、一番影響するのは、人が動かないことによって、交通機関、それから飲食機関が大変厳しい、そして子どもが学校に行けないときにはですね、食費が家にかかるというようなことを、そのコロナの対策の本部会議の中でですね、非常に厳しい現状の様子をいろんな議案をし合って、いろんな補助をしてきたわけであります。

栗に対しましても、山江村は特別にですね、今まで肥料補助は9割、それから剪定補助も1反当たり1,000円と非常に手厚い、よその市町村にはない手厚い補助をやってきたつもりでありますし、有害鳥獣対策についても、議員も利用されて、広い面積利用されておりますけれども、あれも9割は山江村が払って、支出しております。こういうことは、よその町村にはない手厚いことをやっておりますし、ぜひその付近のところはご理解をいただきたいと思えます。

言い出すと、もう全部何でもかんでもですけれども、ただその付近の役場の対策もしっかりご理解いただいた上に、生産活動をお願いしたいというふうに思えます。ただ、その上で何らかの課題があるということであれば、当然、役場としてもいろんな制度を考えていくということになりますから、その付近のところは、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

先ほどのお尋ねの捕獲個数のことは、産業振興課長が答えます。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

議員が今お尋ねになられたのは、村が保有している檻の貸し出しの状況等だったというふうに認識しておりますけれども、村のですね、捕獲用の箱罟等につきましては、大型の罟が1基、小型を15基所有しております、現在ほぼ貸出中の状況でございます。貸出期間は1カ月単位を目安として、貸し出しをしております。

ただし、これはちょっと村のほうで今後検証しなければならないんですが、捕獲の有無の報告を義務付けておりませんので、期間がきたら返していただくと、また次の方に貸していただくというようなことを取っておりますので、実際に何が捕れたのかとか捕れなかったのか、そういうのちょっと調査しておりませんので、今後は貸出書もですね、ちょっと改良を加えて、実際に捕獲の実績があったか、何が捕れたのか、どういう効果があったのかというのを聞き取りをしながら、効果的な用具のですね、使用につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 森田俊介君。

○5番（森田俊介君） この檻の現在の貸し付けしてある場所はわかりますか。把握し

ていない。そのあたりも調べていただいて。

次に、これがちょっと老齢化して使われんということになれば、新しく作成していただくことも可能でしょうか、お伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

先ほど議員が申されましたことも、真摯に受け止めて検討等をしていきたいと思っておりますし、箱罾等の老朽化が進みますれば、当然、有害鳥獣対策はですね、山江村の農作物の振興に対しても重要な課題でございますので、予算が伴いますので、また村のほうで村長とも協議をいたしながら、議員の皆様にご理解をいただいて、設置等もですね、機器の更新等も図ってきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 私が調べたところですね、檻の箱罾、これ大体お願いすれば5万円ぐらいかかるんじゃないかなというふうに思います。それと、小型のですね、くくり罾とありますが、そんな補助金などは考えていらっしゃるかをお聞きいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

先ほど言われました罾等のですね、補助等につきましても、もちろん有害鳥獣対策は重要な課題でございますので、検討課題とさせていただきたいと思っております。くくり罾につきましては、現在、補助等はありませんので、もちろん財政等の関連もでございますので、今、私のほうがですね、導入するとかしないとかいうお答えはできませんけれども、しっかりと議員のご意見をですね、参考にさせていただきながら、新年度予算の編成時期に差ししかかっておりますので、参考にさせていただきたいというふうに思っております。貴重なご意見ありがとうございます。

○議長（中竹耕一郎君） 森田俊介君。

○5番（森田俊介君） くくり罾もですね、市販で売ってありますものですから、よかったら補助金のほうも何%か出していただいて、できるような考えをいただきたいというふうに思います。

狩猟免許保持者が高齢化、猟友会、駆除隊などの現状と、ハンター育成についてお尋ねいたします。所持するにあたっては、法律や規則など、試験などクリアしなければなりませんが、なかなか現状では厳しい状況です。現在、山江村猟友会の会員は39名であります。65歳以上が9割を占めていまして、高齢者が多く、大半が占め、本年度も数名の会員が辞められました。若者の会員はほとんどありません。

銃、鉄砲ですね、保有している方が万江地区で6名、山田地区で13名です。罨だけが10名という現状であります。あと5年もすれば半数になるか、猟友会も消滅するんじゃないかと心配するわけなんです、ここで村長の意見をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） ご指名でありますので、私のほうからお答えさせていただきますが、有害鳥獣駆除と猟友会の関係だと思えます。猟友会の方といいますか、鉄砲、または罨に関する免許を取得されたい方については、山江村の助成金を。鉄砲にはあつとかな。

○産業振興課長（松尾充章君） あります。

○村長（内山慶治君） ということを用意してもらって、そういう要請をさせてもらっているということではありますが、あくまでもこれはご本人の問題でありますので、「強制だけん、お前、鉄砲、罨免許取りなさい」と言うわけにもいかず、なかなかそういう方が少なくなってきて、ただ最近でも議員の方、罨免許取られましたし、役場の方も罨の免許を取られたということで、「有害鳥獣、頑張ってくれ」というようなことを言っているわけでありまして。

ただ、その有害鳥獣対策としてですね、例えば北海道のほうではある地域の猟友会というか鉄砲所有者の方に、ぜひうちの有害鳥獣対策として、我が村に来て駆除をお願いしますということで、大変たくさん来られたということもあります。ただそういう猟友会の方々に、猟友会の問題としてですね、そういうことを簡単にやっていいものかどうかという問題もあります。猟友の方々は、当然、自分の守備範囲というかテリトリーを持っておられまして、そこになかなか、よそからどーんって来て入ってされるのを嫌われるというふうに聞こえております。

そういうことの問題も含めてですね、山江だけではできないときについては、要するに新しい銃保持者がいない、罨保持者もなかなか少なくなって、有害鳥獣対策が猟友会、山江村の猟友会だけではできないということになりますと、またいろんな手を打っていくということになろうかと思っています。

○議長（中竹耕一郎君） 森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 数年前ですが、私が記憶しているところでは、役場職員の若者の人たちも何人か罨を取っていただいて、免許を取って少し罨をかけたということですけれども、なかなか若い人たちはですね、生き物を殺傷するということが非常にですね、苦難な道だろうと思ひまして。また、鉄砲で殺傷するということも、若い人たちには到底できないんじゃないかなろうかなと。私は、記憶的にはそう思っております。一つ、有害鳥獣に対しては、よろしくお聞きしたいというふうに思います。

猟友会もだんだん少なくなって、本当に会員がですね、大変なことになってくるんじゃないかなと、「駆除ばしてくれ」「駆除ばしてくれ」って言ったっちゃ、もう老齢化して、山も行ききらんというような形にもなってくるんじゃないかなというふうに心配しているところでございます。

次にいきます。有害鳥獣の行動範囲と駆除、道路、作業道の整備の効果から広域隣接の市町村などの協力体制の構築と、有害鳥獣の駆除と、新たな駆除方法の検討の考えについてお尋ねいたします。猟期間は11月から3月までです。熊本県内の狩猟はできますが、有害鳥獣は山江村内でしかできません。隣接する市町村、人吉市、球磨村、相良村、五木村に隣接する広域、拡大する考えはないでしょうか、お聞きいたします。これ、さっきも村長が言われたと思いますけれども、お願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 先ほどもちょっと触れましたけれども、基本的に村内の有害鳥獣につきましては、村内の猟友会のほうにお願いしながら、有害鳥獣、またいろんな害が出たということであれば、両機関以外でもですね、その猟友会にお願いしながら駆除をお願いしているというような状況であります。

したがって、基本的にその方針でやっていきますが、ただ猟友会の方々が高齢化、老齢化されながら会員が減っていったって、有害鳥獣対策がなかなか取れないということであればですね、広域的、また実は、昔こういう新聞報道も見たことあるんですが、自衛隊の活用というのもあったわけでありましてけれども、ただその背に腹を変えられない大きな問題として目の前に現れたということであれば、そういうこともしっかり考えていかなきゃいけないというようなことも思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 実例を言いますとですね、丸岡を駆除しよってから、イヌがほえて、行けば、もうそこが人吉で、もうそこから全然入られないということです。そうすると、万江のほうに行くと、城内の上、照岳とありますが、あの付近をかつあげようと、もう向こうは馬郡地区、人吉地区になってきますし、新層に行きますと、もう、すぐ横が相良地区になるものですから、もう犬がワンワン追いかけていくと、もうそこから入れないというような形になってきます。

特例にして、ハンヤなんか行ったらですね、責任を持って、それを処理してこなきゃいけませんけれども、それが大体の規則ですから、これを隣接する近くはですね、長さんたちでよく話し合っていていただいて、その範囲内をですね、許し難いことではありますけれども、お願いしたいというふうに考えております。

7月の水害災害で林道や作業道は、ほとんど道が通れない状況であります。早急

の仮道の補修はできないものでしょうか、お聞きいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

確かに、議員が申されましたように、林道や作業道の復旧がなされないと、有害鳥獣のですね、駆除にもなかなか行けないということで、いわゆる有害鳥獣を野放しにしているというような状況になろうかと思っております。

村といたしましても、林道や作業道の復旧に向けてですね、全力を挙げて設計等を行っているところですが、なかなか入札にかけてもですね、落札する業者がいないというところで、予定より工期発注のほうが遅れているというような状況でございます。また、小規模な復旧作業につきましては、本定例会の補正予算でも計上しております復旧作業費のですね、補助制度等を活用していただきながら、復旧していただくと、簡易な復旧作業はできるかと思っておりますので、そちらのほうのご利用もよろしくおしいたいというふうに思っております。

課としても、全力を挙げてですね、林道、作業道の復旧には努めていきたいというふうに、日々検討を重ねているところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 7月の豪雨でですね、松尾課長が今おっしゃられたとおり、林道、作業道などは流出して、がけ崩れなどがしてですね、林業管理もできない状況であります。また、猟場に行く道も場所も閉ざされておるのが現実であります。鳥獣は増え、山林は荒れる一方であります。早急の対策を考えてほしいと思います。

現状、コロナ感染症予防で、猟友会なんかは、総会、安全祈願もできない状況でありますし、村長に対しまして猟友会との話し合いの場を持っていただくことはできないでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 先ほども申し上げましたけれども、有害鳥獣のほうは猟友会のほうをお願いをしているということでありまして、総会あたりにも、私、いつも呼ばれておりました。ただ最近、そういう総会が開けないということではありますが、当然、山江村と連携をして、いろんなことをお願いするということでもありますから、そういう話し合いの場は、当然、持っていくべきだというふうに思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 時間があればよろしくお願いいたします。

次いきます。淡島地区の災害復旧計画と見通しについて。令和2年7月豪雨で淡島地区は、住宅、道路、橋、水田等に甚大なる被害を受け、地区住民の暮らしを一

刻も早く取り組み、戻すためにも、基幹的インフラをはじめ、地区全体の復旧・復興が急がれるところですが、災害から1年と5カ月、6カ月もありますけれども、復旧・復興に対し、現状が進展してない状況である。説明をお願いいたします。

まず、県道坂本人吉の復旧計画についてと、裏参道橋の復旧計画についてお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

まず、最初に県道坂本人吉線の復旧計画についてですが、熊本県に確認しましたところ、淡島地区の県道坂本人吉線の復旧計画につきましては、本年度から3カ年の工事で県道全体のかさ上げを計画しております。施工延長につきましては、約500メートルとなり、淡島裏参道橋の取り付け部分につきましては、橋梁のかさ上げ等に伴い、現道よりも約4メートル高くなる計画となっております。

見通しとしましては、まず起点側となる淡島表参道橋周辺の工事、次年度となる令和4年度には終点側の藤田商店の周辺の施工予定、最終年度となる令和5年度には淡島裏参道橋の取り付け部分の工事が計画されております。

続いて、村道橋となる淡島裏参道橋の復旧計画でございますが、村が管理する淡島裏参道橋の復旧計画は、橋梁のかさ上げの計画を行っております。昨年の災害で、被災水位が現橋の高さを超えたことを踏まえ、復旧する橋梁は被災水位よりも高い位置に設ける必要があるため、現橋よりも最大で約3.7メートル高くなる計画です。延長につきましては、橋梁のかさ上げに伴い若干伸びますが、幅員につきましては現橋と同じとなります。工事の見通しとしましては、県道の復旧工事と調整を行いながら、今年度に被災した淡島裏参道橋の撤去、令和4年度に下部工、併せて裏参道橋のかさ上げに伴い改良が必要となる日暮橋の工事、令和5年度に裏参道橋の上部工設置工事を実施しております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 森田俊介君。

○5番（森田俊介君） この県道と村道が、県のほうでやっていただくということになっているみたいですが、1回目の入札が不落ですか、不調になったということを知っていますが、これは事実でしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） 県道の入札の件でございますが、8月に1回目の入札会が行われたというふうに伺っております。そちらに関しては、入札不調ということで伺っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 森田俊介君。

○5番（森田俊介君） その後の対策というか、何か聞いていらっしゃいますでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

その後の対策でございますが、再度11月に入札会が行われております。お聞きした中ではですね、12月中に契約予定と伺っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 県の管轄でございますので、なかなかですね、いろいろとご面倒をかけますことと思いますが、よろしくいろいろ連携を持ってですね、対処していただきたいというふうに思います。

また、住宅、店舗の復興計画についてお尋ねします。7月の水害で、4軒の家と倉庫、店舗などが被害に遭いました。その後の対策はどのようなになっているのか、お聞きいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

淡島地区において、住家のほうが被災を受けております。その中で、県道沿いの住家につきましては、県道の復旧工事の際にですね、一部再建の見直し等もあり、再検討を行っているということで、そちらの地権者につきましては、県のほうが連絡を取りながら、計画の調整等を行い、説明をされているというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 森田俊介君。

○5番（森田俊介君） その中でですね、4軒ありましたけど、1軒はもう取り崩して村外に転居されました。1軒は今リフォーム中でございます。あと1軒はそのままの状態でございます。以上です。

何の話もないから、全然どうしていいかわからないというような感じも見受けられます。また、店舗も今、駐車場のほうで頑張ってもらえますけれども、ちっちゃな家で、再建に向けて頑張ってもらっていますけれども、なかなかですね、やっぱり思ったようにはいかないだろうというふうに思います。

また、村の所有のですね、トイレとかゲストハウス、あれはどういうふうに今から考えていらっしゃいますか。この存在、建物をどういうふうにするか、お聞かせいただければと思いますけれども。

○議長（中竹耕一郎君） 新山企画調整課長。

○企画調整課長（新山孝博君） それでは、お答えをさせていただきます。

淡島のトイレにつきましては、現状ですね、のままで、そのままにした場合ですね、先ほどから建設課長のほうの答弁でもありましたとおり、道路のかさ上げがですね、が計画をされておりますので、そういうかさ上げをした場合はですね、くぼ地になるというふうなことでございます。これにつきましては、利用の面、また防犯やですね、環境の面から支障が出てくるのではないかというふうに思われます。

先般ですね、県とちょっとお話をさせていただく機会がございましたけども、これは決定事項ではございません、ということでございましたけども、施設の整備ですね、施設は村のものでございますので、整備についての建設は検討しかちょっとできないということです。ただ、かさ上げ後に伴いますですね、先ほどくぼ地になるところのですね、造成等をですね、につきましては、ちょっと県のほうでもちょっと可能ではないかというふうなお話を聞いているところでございます。

ただ、仮にですね、盛土の造成を行った場合であっても、現状のですね、駐車場の場所の土地ですね、付近は、先ほど建設課長がありましたとおり、4メートル程度のですね、かさ上げに道がなると、現状よりもですね、ということでございますけども、盛土をしてもですね、造成をした後は2メートル程度にしかですね、その線形状ですね、現状は2メートルぐらいしか上がらないというふうなことでございますので、聞いたところでございます。

それから、駐車場の入り口、出入口、現在はですね、2カ所のところから入れるようなことになっておりますけども、道路整備後はですね、トイレ側、今現在トイレがある方向ですね、ちょうど自動販売機があると思いますけれども、あの辺りが少し下ったようなですね、形の1カ所になるのではないかというふうなことも聞いておりますので、今後におきましては、駐車場付近のですね、先ほどから話がありました宅地、住宅地ですね、等もございますけれども、そのあたりともですね、協議を進めながら、説明をしながらですね、どういう方向が一番いいのかということですね、県としても、協議を進めていくというふうなことを考えられておられるようです。

村としてもですね、早い段階でどうしたほうがいいのかもですね、今後また担当課、また関係各課とですね、協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

それから、もう一つ、ゲストハウスということでございましたけども、現在、今のところ、県道のですね、坂本人吉線のかさ上げにつきましては、現状のですね、元ありました藤田商店前ぐらいから少し上がるということです。そのゲストハウスの辺りはですね、そのままの状態です。ということでございますので、今のと

ころですね、村としては、そのままの状態で管理をしていくというふうな方向を考えております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） ちょっと私のほうから補足しますけれども、被害を受けられた方々の財産については、それぞれの意向に沿って、国・県の制度事業等を使いながら、しっかり支援をしていくというようなことになります。個人の財産もですね、先ほども、役場が直接、「ああしなさい、こうしなさい」というわけにはいきませんので、その意向を持って動くということになるわけであります。

商店につきましては、再建の意向がありますから、もちろん、なりわい補助金も含めましてですね、そういう制度を活用しながら支援をしていくというようなことになろうかと思います。

それと、村有施設については、県の工事によって形態が変わっていきますので、県としっかり協議をするということになります。ゲストハウスについては、大きな影響を受けておりませんが、また現在、貸し出しの申し出がっておりますので、従前どおり活用をしていくということになります。

○議長（中竹耕一郎君） 森田俊介君。

○5番（森田俊介君） それはそれでいいと思いますけれども、もし向こうにちょうどトイレと、その横に商店が、今、仮店舗してありますけれども、もし工事があって、その店舗が道下になってきますよね、今度は、逆に言えば。なかなか店舗も移動できないんじゃないかなろうかと、逆に。トイレの関係も、2メートル上がってもくぼ地ができますから、水害のときは水がたまってしまうんじゃないかなというふうな感じもします。

店舗、もし本人さんとも、今、村長が言われましたとおり、本人の意向とか財産のいろいろありますけれども、店舗をですね、ゲストハウスみたいなところに移転していただいて、営業をしていただくと。店舗ができるまでですね、そぎゃん構想もいいんじゃないかなというふうな考えも持っているところでございます。

また、水田の濁毛地区のですね、復旧計画についてお尋ねいたしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、濁毛地区の水田の復旧計画についてお答えいたします。

令和2年7月豪雨により被災しました濁毛地区の農地約1.2ヘクタールにつきましては、当初の予定では本年10月に発注を行う計画で進めておりました。

しかしながら、先ほど建設課長も答弁されましたとおり、当地区を含んだ大規模

な復旧事業が実施されることに伴い、工事主体の熊本県から被災農地の所有者の方へ水田等をですね、土砂撤去の仮置き場や現場事務所、資材置き場などに利用したい旨の相談があっているというふうに聞いております。被災農地全体を利用されることを想定しておりますけれども、一部を利用される場合は、残りの被災農地につきまして設計変更等を行い、農地災害復旧工事をですね、早急に実施するように準備を進めているところでございます。

また、熊本県が利用した農地につきましては、一連の工事が終了した後、熊本県が復旧を行うというふうに聞いておりますので、現時点では県の動向を見守りながらということでは思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 今、県との話し合いでということで、いろいろと仮置き場もしていかなければならないという話も出ているみたいです。

地区とのですね、全体の復旧計画と変更と説明会の開催のお考えは、村長ありますでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） お答えいたします。

先ほど、県工事によっていろんな影響が出てきます。店舗もありますし、便所もあります。当然地区のですね、普段の状況ともまた変わってくるというようなことでありますから、当然地区のほうとしっかり協議をしながら進めてくれるようにという申し入れをしております。ただ、まだ業者が今からですね、決定するのがですね、ということですので、その付近のその業者が決まり次第ですね、その業者がどこまでやるのかですね、例えば便所を県の原因者負担として県のほうが全部あげてくれるのか。当然、駐車場も下になりますので、その付近の埋め立て盛土と舗装はどうするのか等々のいろんな課題が出てきますから、その折にですね、しっかり地元とのほうは、協議をするというのは当然のことだと思っておりますし、地域の道路でありますから、地域の方々がしっかり納得する状態で進めていくように、県のほうに申し入れをして、今後ともしていくつもりですとか、していきます。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

災害復旧につきましては、農地関係につきましては、熊本県のほうは年内には土地所有者の方と意見交換会をしたいというふうに連絡があっておりますけれども、具体的な日時等につきましては、何も今のところないということでございます。こちらでもわかり次第、土地所有者の方には速やかにお知らせをしたいというふうに思

っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 土地使用者もですね、もう70以上が大半でございます。今、話を聞いていますと、3年から4年はかかるんじゃないかなというふうに思いまして、また田んぼが再生できるようになれば、7、8年以上はかかるんじゃないかなというふうに感じておりますが、一つ、地区の説明会もですね、しっかり意見を聞いていただいて、県と、村と村民と一体になってですね、よりよい復興に向けて頑張りたいというふうに思います。

質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） では、お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後1時10分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時44分

再開 午後 1時08分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、8番、西孝恒議員より、1、農地の復旧状況について、2、環境行政についての通告が出ております。

西孝恒議員の質問を許します。8番西孝恒君。

西 孝恒君の一般質問

○8番（西 孝恒君） 8番議員、西です。議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をいたします。よろしくお願いいたします。

本日の質問内容は、ただいま議長からありましたように、農地の復旧状況について、次に、環境行政についての2点であります。

まず、農地の復旧状況についてであります。令和2年7月豪雨の概況及び被害状況の資料から、農地は150カ所、農業用施設も堰や水路農道など計50カ所ぐらいという農地関係だけでも甚大な被害を被ってしまして、災害発生から1年以上たちますと、田畑も雑草が伸び、荒れ地のようになっていたところですが、先月ぐ

らいから農地の復旧事業が始まっているようで、見た目は大分きれいになりつつあるようですが、現在のところ、復旧状況についてお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、西議員の質問にお答えいたします。

まず、現在の災害復旧の状況でございますけれども、山江村の農地の災害復旧につきましては、山田地区、万江地区合わせて32カ所ございまして、現在17カ所の工事を実施したところでございます。竣工が12カ所、工事中が5カ所ということで17カ所、進捗率は53%ということになっております。また、小規模な災害復旧につきましては、県の補助金等を活用いたしまして、約30件の申請がありまして、順次、復旧を行っているところでございます。

議員お尋ねになりましたところにつきまして、多分、万江地区のことだと思いますけれども、下ノ段地区の農地災害復旧につきましては、現在土砂撤去、草刈り作業等の工事を行うというところで入札会を実施し、調査を行っているところでございます。現在、見てもらえばわかりますとおり、対象となります農地の除草作業が終わっておりまして、これから農地の土砂の撤去等々を行っていくということで、工期につきましては、一応1月7日までというふうになっておりますけれども、当然、もう工期がありませんので、延長しながら工事を進めていくのではなかろうかというふうに思っております。

また、地元の説明会等を行いながら工事のほうは進めていっておりますけれども、いろいろご意見がございますので、また地元の方からのご意見とかありましたら、こちらのほうで承って、事業者のほうにも伝えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 水田の場合は、頭首工とか堰とか水路、農道とかですね、被害により、耕作できないところも多いわけですが、そのような農地も人の手がいらないと荒れ地化するのが速いなと思います。

山江村の復興計画では、令和5年度までを復旧期として位置付けられていますが、復興期を含めると10年以上継続されるところも見据えてあるようですね。現在、復旧が進められていますが、万江地区の有識者の方からですね、ちょっと聞きましたが、全部するわけではないということですが、農地の復旧支援に災害指定箇所みたいな範囲があるのか、また範囲外でしたら、その事業はないのだろうかと思いましたので、その意味とか方針などお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

議員が申されましたなりわいの再建というのは、山江村復興計画の第4章、復旧・復興に向けた取り組み、この中に13項目が記載されておまして、その中になりわいの再建ということが記載されております。農地農業用施設の早期復旧、整備が内容として挙げられております。議員お尋ねの災害指定箇所の範囲の有無ということはですね、ございませんけれども、国庫補助事業の基準となります災害につきましては、1カ所当たりの復旧事業費が40万円以上が対象となるということです。ですので、議員お尋ねの下ノ段地区等々につきましても、一つ一つの農地を測量等いたしましたところ、どうしても40万円に満たない農地もあるということが設計で出ております。

今回の災害で40万円に満たない土砂撤去や畦畔の補修につきましては、県の補助事業、先ほども申しましたけれども、山田地区を中心に40万円未満の災害復旧につきましては、県の補助を使って、もちろん一部個人負担もありますけれども、農地農業用施設等小規模災害復旧事業という名称でございますけれども、こちらを活用し、所有者ご自身が復旧作業を行うこととなります。ちなみに、山田地区を中心に20件近くを受け付け、実施しているところです。

また、下ノ段地区の災害復旧の対象にならない農地の一部につきましては、農地水環境組織運営委員会によります、いわゆる多面的運営事業におきまして、議会終了後、来週になろうかと思えますけれども、現地を調査しながら、その事業でできないかというのも調査していただきながら、災害復旧のご活用をいただくということも伺っておりますので、産業振興課としても同行し、状況を説明したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 先ほど農地の災害復旧事業の範囲などどのようなことが思いましたら、そういうことだったわけですね。40万円の話は以前から聞いてはおりましたけれども、下ノ段のところについてですね、できないところは。一応、表面上は全部整備されるけれども、一応その後のですね、農地の整備するその表土ですね、までは、扱わないところもある、もちろん堆積土砂が入っていないところということと思いますが、そういうことだと思います。

次に、農地の整備が進み、土砂堆積の撤去からですね、元の区画による畔整備など、しばらくかかると思いますが、作付けできる見通しについてはどうでしょうか。お願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

復旧を行うということは、被災前に耕作されていた作物が再び耕作できるような状態に戻すことだというふうに考えております。熊本県と連携し、水稻の再耕作につきましては、支援を行う考えでございます。また、水田等に流入した土砂を100%除去できたとしても、耕作される際に幾らかの石などが入り込んでいるかもしれません。そのあたりは大変ご迷惑かと存じますが、耕作されている方で状況を教えていただきながら、再構築できるようによりしくお願いしたいというふうに思っております。

何回も、先ほども申しましたけれども、村としても熊本県と連携し、再び作付けができるようなことが災害復旧だというふうに思っておりますので、支援のほうをしていきたいというふうに思っておりますので、復旧事業終了いたしましてもご相談等あられますれば、村のほうにお気軽に相談いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） なりわいの再建としてはですね、山江村復興計画からですが、農地等の早期復旧と支援ありますように、早い復旧が望まれるわけです。また、集落営農もですね、現在5年目と思いますが、頑張ってもほとんど農地が使えない、苦しい状況であります。それから、この作付けにはですね、先ほどありましたが、仕上がりのほうとかはですね、各農家の方でということでもありますけれども、水路とか堰復旧のほうも、そちらのほうもですね、使えるようにならないといけません。これについては県への要望とかしなければ、どうにもならないようですけども、1日も早く本来の姿になることを願うところであります。

以上で、農地の復旧状況についての質問を終わります。

次に、環境行政についてであります。私は以前、かなり前ではありますが、不法投棄など環境についても質問していますので、そのような内容については省きますが、山江村は村全体が公園という、そういった意味での総合公園構想も以前からあるようですが、最近では災害復旧・復興関連優先であまり聞かれませんが、公園というきれいな環境のイメージですが、本村では相当以前からですね、美しい村づくり推進の看板があるわけです。その看板の文言は、「美しい村づくり推進の村」という看板で、その文言も、それからその作りもですね、当時としてはかなり立派で壊れにくい作りであります。年数相応に風化していますので、現代の本村にマッチした看板へリニューアルのお考えはないでしょうか、伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

議員申されております看板につきましては、調べましたが、設置年代はわかりかねます。

現在、山江村ふるさと環境美化条例が平成24年から制定されております。しかし、この条例制定と同時に開始されました山江村美しい村づくり条例が平成10年から、廃止される平成24年まで制定されておりました。その制定されていた間に設置されたものではないかと推測いたします。つきましては、設置してから少なくとも数十年以上経過していると思われます。

現代の本村にマッチした看板へのリニューアルのお考えはないかについてのご質問でございますが、看板を確認しましたところ、申し上げましたように、数十年以上経過したことによる表面の汚れ、柱及び文字等が部分的に色あせてきている状況です。今後の対応といたしましては、リニューアル等の必要な対策を講じるためには、設計及び文言並びにデザイン等、必要な予算を伴うため、今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） その看板そのものはですね、要は聞きましたが、十数年はたっているということですよね。美しい村づくりの条例のときに多分立てられたかと思います。その看板もですね、相当に風化しているところですが、また次の質問にしています本村は村全体が公園という構想も、大分以前から聞いていますので、そのような印象になるような看板にリニューアルするのによいのではないかと思いますので、ご答弁のようにご検討をいただければと幸いです。

では、次の質問ですけれども、そのような村全体が公園というイメージを高めるようなお考えについてですが、まずはその村全体が公園の構想から現在までのところも含めまして、その状況と、また公園化構想以前に全体の美化を考えるなど、きれいなイメージになるような計画がありましたらお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山企画調整課長。

○企画調整課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

まずは、平成29年3月に策定しております総合公園基本計画の概要について、今一度説明をさせていただきます。

村民が気軽に利用できるのはもちろんのこと、人吉球磨一円から人が集まるような公園を目指していく、山江村の豊かな自然や現存する施設を有効的に活用した公園を目指していく、現況に手を加えることで今より使いやすくなる楽くなる公園を目指していく、整備後の維持管理を踏まえ、無理をしない公園を目指していくとうたわれているところでございます。このような方針を踏まえた上で、基本計画に

は、「山江まるごと公園」、山江村そのものが自然豊かな総合公園という、山江村全体が公園とする基本計画を策定しております。

ここで検討している総合公園とは、村内に点在するいろいろな資源をネットワーク化するような公園という意味を持っております。必ずしも新しいものを造るものではなく、現在あるものをよいところにさらに使いやすくすることで、山江村全体が魅力的な公園になることを目指しているところでございます。総合公園整備の基本方針としては、山江村を象徴する山田エリア、万江エリア、丸岡エリアの3カ所について整備を行っていくことが示されております。各エリアの整備案については、万江エリアでは山江温泉ほたる周辺や淡島神社周辺、山田エリアでは山田川沿いの周辺や役場周辺、丸岡エリアでは農村広場や二の丸広場などが挙げられております。このほか、基本的条件の整備や地域公園づくりのイメージ、事業スケジュールなど記載されており、平成20年3月に策定されております。

今回の質問では、現在の基本計画の方針のような総合公園整備を考えているのかということだと思います。総合公園の検討については、山江村総合公園検討委員会を開催しながら、これまで検討を進められておりますが、議員もご承知のとおり、昨年ですね、豪雨災害によりまして、特に万江エリアと考えておる地域を中心にですね、大きな被害が発生しております。この災害を受け、村では長中期的な復旧・復興に向けて、地域全体で進める山江村復興計画を今年の3月に策定したところでございます。この計画には、ご質問の総合公園についても、これからの復興の観点から住民参加、住民主導による取り組みとして位置付けた山江の森・水管理プロジェクトの中で、川に親しむ親水公園の整備等も含め、今後、山江村復興推進委員会及び、先ほど申しました公園検討委員会の会議で今後開催しながら、復興推進に向けて検討していくこととしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 現在は、災害復旧・復興の最中ですが、ご答弁のように、村全体が公園の構想も含めてですね、またこれからの復興の観点から、先ほど川に親しむ親水公園の整備というのもあるようですね。実際に公園となっているところでは、公園の維持管理や美化作業も常時行われていて、気分のよい環境となっています。そういう意味から、村全体が公園、またはそのような感じという場合は、要は村全体がきれいな環境というイメージになるだろうと思うわけです。

しかし、そのきれいなイメージとはそぐわないといえる箇所について、村民の方から私にもご指摘ありましたのが、先ほどご答弁の中にありました万江エリアの温泉センター入り口で、山江村の入り口でもあり、割に広い場所です。その付近は、

つい最近ですね、きれいにしてありますが、その前の状況のことです。

村民の方から聞きまして、私も現地を改めて見ましたが、春は桜がとてもきれいな場所です。その桜の木に、フェンスやカズラ、ヤドリギも巻きついて、さらにかぶり木などで、近くにある山江温泉の看板2カ所もよく見えず、全く人の手が入っていない状況でした。

それで、私は企画調整課へその状況を伝えました。ただいま企画課長は所用で留守でしたが、その後、報告を受けられて、課長は即動かれたようでした。すぐ美化作業がなされたようで、現在はかなりすっきりとして、近くのお溝も雰囲気がよく、また温泉センターの大きな看板2カ所も見通しがよくなり、こんな立派な看板があったのかという感じであります。これで、春は桜のきれいな山江村公園の雰囲気に近くなるのではと思います。

本村、万江地区のですね、入り口でもありますし、きれいな本村のイメージアップの一例でしたが、先ほどの美しい村づくり看板もそのような一例で、リニューアルの提案であります。ただいまの万江地区入り口で、温泉センターの入り口ですが、その付近の美化についてですね、今後の方針がありましたらお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山企画調整課長。

○企画調整課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

温泉周辺の景観美化ということでございますが、以前より施設内外の樹木のかぶり木や雑草等の意見をもらったところではありますが、9月の議会でもお答えをしましたとおり、温泉ほたる物産館ゆっくりの休館日等に、ほたる等のですね、職員で除草や背の低い木々の剪定などの作業を行っておられます。また、地域のボランティアの方々や担当課でも、手の行き届かない場所などはですね、除草作業を行ったところでございます。

山江村の観光施設のメインの一つでありますので、今後もですね、周辺の清掃管理などに努めてまいりたいと思いますし、大きな樹木の剪定作業委託等ですね、全体的に看板や案内板のですね、調査をいたしまして、老朽化や内容の変更など、修繕と建て替え等がですね、必要なものにつきましては、予算化をさせていただきながら対応させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 温泉センターということでありましたので、私のほうからもお答えさせていただきますが、センター敷地内の除草作業、環境美化については、職員のほうでしっかりお客様を迎え入れる設備でありますから、施設でありますから、きれいにしようというふうな指示はしております。ただ、なかなかうまく手入

れが届かないという部分についてはですね、先ほど言いましたとおり企画調整課の職員も出て行っているというところでありまして、それからさらに大変ありがたいことにですね、地域の人たち、山江村の地域の人たちも含めてですね、議員の人もたまには出てもらいますけれども、そういう方々が周辺の清掃を定期的に行ってもらっているということで、大変ありがたい。まさに、住民の方々とともにですね、その地域を、山江村の環境をきれいにしていくと。

今回、豪雨災害に遭いました河川についての親水公園をいろいろ協議しておりますけれども、これも住民の方々の意見をしっかり受け止めながら、また住民の方々が自身が親しめるような公園として活用できることが、よそからたくさんの方が来られることにつながるという思いの中で、そういうことをお願いしているところがあります。

看板の話も出ました。また、看板以外にもですね、老朽化して外から見てちょっと汚いなというところも実はあるわけでありまして、その美しい村づくり推進の村だけでなくですね、いろんな看板もちょっとチェックさせてもらいながら、ちょっと古びたものはですね、しっかり新しくやり替えるというような方向で進めていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 今、村長からもありましたが、温泉センターの職員さんがですね、大体清掃はされるということではありますが、職員さんもですね、どこまでが温泉センターの範囲かなという感じでもあります。実は、私もこの辺は荒れているのは人吉かもしれないと思ったわけです。人吉とのちょうど境ですから、それでそのままなのかなと思って、地図を確認しましたら村内だったので、企画課のほうへですね、お知らせしたところでありました。また、地域の方も協力をいただいているということでありまして、また温泉センターはですね、毎年の恒例、年末の門松とかですね、それに私たちも一応行って、その門松作りには行っております。そのようにしてですね、一応温泉センターがですね、きれいな雰囲気になるようにと心がけているところではございます。そういうことでですね、本村の入り口が村のきれいなイメージアップにつながるだろうと思います。

では、最後の質問です。被災した合併処理浄化槽の対策支援についてであります。合併処理浄化槽は下水道や農業用集落排水事業、あとは農集排と言いますが、その未整備地域における雑排水による公共用水域の汚濁等の生活環境の悪化に対処するというところで、環境行政のところで質問いたしております。

令和2年7月豪雨では、様々な分野で甚大な被害を被っていますが、合併処理浄

化槽は農集排と比較しますと、昨今の自然災害の影響で故障など使えないことも多く、専門業者も頼んで修理をしてもらうなど、公共性のある下水道や農集排に比べ、復旧までに時間もかかり、費用もかかるわけですが、この排水処理設備については、山江村復興計画の中にもありますが、農集排とのバランスもありますので、その対策支援について状況を伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

令和2年7月豪雨発生後、合併処理浄化槽の被害状況につきましては、浄化槽の管理請負業者と連携を取りながら被災の把握に努めたところです。合併処理浄化槽の被災報告を受けた地域としましては、淡島地区から屋形地区の8件の被災を確認しております。その8件につきましては、復旧支援として浄化槽内に入り込んだ土砂の抜き取り作業を令和2年10月に村が実施しております。土砂の抜き取りを行った浄化槽につきましては、現在、特に異常が発生したなど連絡等は入っておりません。そのほか、長期避難地区でも、合併処理浄化槽の被災報告を受けております。

災害によって、合併処理浄化槽の取替えが必要と確認した方への復旧支援としましては、山江村復興計画にも記載しておりますが、既存の補助金制度の活用をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 屋形地区の浄化槽についてはですね、今、村が実施したということで、よかったと思います。排水処理設備は、本村の場合ですね、その農集排と合併処理浄化槽になるようではすけれども、この両方の経済性、コスト比較ですけれども、建設費と維持管理費のトータルで考えまして、私も単純に同じような世帯のところで計算してみましたら、大体同じくらいのところで均衡点を持ってきてあるなと思いました。当然でしょうけれども。

ただ、浄化槽の場合、自然災害などで復旧までですね、地方公共団体へお願いしなければそのバランスは取れないと思いますし、また地理的や戸数などで農集排につながたくてもできないこともあり、浄化槽を使用されている村民の方からもそのようなお話を受けていますので、その配慮は必要ではないかと思います。

通告しました質問は以上ですので、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、7番、立道徹議員より、1、城内・神園地区に建設予定の砂防ダムについて、2、やまえ栗の生産状況について、3、骨髄移植ドナー支援事業についての通告を受けております。

立道徹議員の質問を許します。7番、立道徹君。

立道 徹君の一般質問

○7番（立道 徹君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、7番議員、立道が通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

まずはじめに、城内・神園地区に建設予定の砂防ダムについて、これは県発注の工事でありますけれども、地区の安心安全な暮らしを守るための防災工事は昨今の異常気象等による自然災害の多発状況からも必要な工事であると思いますが、地元住民からの反対の声が多く、防災工事の施工も進捗していない状況であります。

そこで1点目はですね、現在の状況について伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

熊本県に確認しましたところ、城内・神園地区における土砂災害警戒区域（神園1）でございますが、こちらの範囲内には住家、保育園、小学校があり、土石流対策の緊急性の高い箇所として事業に取り組んでおります。現計画に対し、慎重なご意見がありましたので、現計画の代替え案として溪流内にある水源に配慮した砂防計画の再検討を行っております。今後も、地域の皆様のご協力を得ながら、城内・神園地区の土石流対策を早急に進めてまいりますとのご回答でございました。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） 県のほうはですね、やっぱり前向きに進めていくというような状況でございますけれども、地元住民からですね、反対があるんですけど、その反対理由は何か伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

今まで開催してきた熊本県、山江村合同での説明会において、溪流内には水源があり、現計画により水源が枯渇することを懸念したご意見があったことを村としても把握しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） 3点目ですけど、この地区のですね、危険地域指定の状況について伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） 神園 1 の危険区域の地域指定の状況でございますが、土砂災害警戒区域として、平成 23 年 3 月 25 日付の告示で指定を受けております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7 番（立道 徹君） 4 点目ですけど、地区の集落、学校、保育園の公共施設の安全性の確保、災害時の自然休養村管理センターの避難所指定からもですね、早急な防災対策を図るべきだと思いますけど、どのように考えておられるか伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。

先ほどから建設課長のほうが、警戒区域ということで申し上げているところでございますけれども、議員もご承知のとおり、区域には小学校、保育園、さらに自然休養村管理センターなど公共施設が一致する区域でもございます。従って、何らかの防災対策が必要と認識しておりますので、その対策の一つとして、県が進めます砂防ダム等のハード面の整備の防災対策として、自然事業の推進には協力していく考えでございます。また、自然休養村管理センターは、現在、耐震化と施設の改修に向け、建物改修工事の設計業務を進めているところでございます。来年度には、完成をめどに事業を進めているところでございますので、完成後は万江地域の一時的な自主避難所としても、整備を併せた防災対策を進めていく計画でもございます。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7 番（立道 徹君） 5 点目ですけど、地域住民のですね、安心安全な暮らしを守り、万江地区を中心地として地域が発展していくためにもですね、事業の必要性を説き、地区住民の協力を得る姿勢と努力が行政にも必要であると思いますが、これについては村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

事業の必要性について、地域の皆様のご理解、ご協力を得るために、平成 29 年度から令和 2 年度にかけて、県・村合同で 7 回の説明会を実施しております。令和 2 年 12 月には計画に慎重な方に対して、事業の必要性や水源に関する補償などの説明、また意見交換を改めて行ったところです。現在、砂防堰堤の計画のある神園 1 の土砂災害警戒区域には、先ほどから述べておりますとおり、住居、万江保育園、万江小学校があるところから、村としましても、引き続き県と連携を取りながら、地域の安心、地域住民の安心安全の確保に向けて、事業への理解を求めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、私のほうからも答弁させていただきたいと思いますが、神園地域に建設予定であります砂防ダムについては、これは県の事業であります、議員のおっしゃるとおり。県が土砂災害警戒区域、イエローゾーンということで、条文にですね、その砂防ダムを造るという計画を持ちながら進めてきたということでありました。

それに伴いまして、一部反対の意見が出てきておりました。私も大変心配をしておったところでありますけれども、残念ながら13区の説明会のほうには、私出席しておりませんが、14区の説明会には私出席しながら、特にですね、あそこは土砂災害警戒区域のイエローゾーンが、万江小学校と万江保育園に広がっているということもあり、ぜひこの事業は地域の皆さん方の安心安全の確保のため、もっと進めて言うなら生命、財産を守るために必要な事業だと申したところであります。学校の先生、教頭先生だったと思いますけれども、保育園のほうから園長が来ておられまして、その折にはですね、14区からは大きな反対の声は私は聞いておりません。但し、その前に開催された13区の説明会のほうからは、13区の方がその井戸を持っておられる方が多いんだろーと思います、ダムの下に井戸が枯渇するというようなことを理由に反対されているということでもあります。

従いまして、その後どうするかということですが、県のほうは何とかやっぱり不作為ではいけませんので、何らかの形でその事業を進めたいという思いの中で、いろんなことを創意工夫されているやに聞いておりますし、そのことは建設課長が答えたとおりであります。

いずれにいたしましても、公共土木はですね、反対があつたらもう基本的に私はやれないと思っておりますので、ぜひその議員も14区の住民でありますから、地域住民の方々とともにですね、ぜひ、安心安全を確保できるような意見の統一もお願いできたらというふうにも考えているところです。

もう一つは、その命と財産を守る工事ですと、公共工事ですよというのと同時に、もしできないということであれば、もう逃げるしかないわけありますので、財産はともかくとにかく命を守る行動を急ぐというようなことをお願いしたいというふうに考えております。とりあえずの避難所として、自主避難所として、今、自然休養村管理センターを改築するということで計画を進めておりますので、そちらのほうに即座に避難をしていただくような指示をですね、やっていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） これは県がですね、推進する事業で、村のほうはお金はいらないと、県がイエローゾーンということで指定された地域であり、そしてまた県の担当の方とも私は知り合いですけど、いろいろ打開策というか、堰堤をですね、今の位置よりもちょっと下げて造るような考えも持っておられるそうですけど、できなかったらですね、もう本当、教育委員会のほうでも関係してくるんですけど、万江小学校、万江保育園、多分イエローゾーンですから、そのうち撤去しなければならないような状況になってくると思いますから、その辺は13区にも議員がいますし、14区の議員がおります。そして、また行政のことを、またそういう反対をされる方ですね、その辺もやっぱり県と村とまた地元からの要望で説得するというか、その辺を考えていかないと重大なことになると思いますので、これはもう一致団結してですね、建設に向かって進んでいければと思います。

次の質問に入りたいと思います。やまえ栗の生産状況でございますけど、今年ですね、長雨等により気候の影響で収量が減少したようであるが、本年度の生産収量状況と今後の課題について伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、立道議員のご質問にお答えいたします。

令和3年産の栗の生産量につきましては、各事業所のほうから集計表をいただいております。公表できる部分のみ公表させていただきたいと思います。まず、JAにおきましては、やまえ栗50.8トンが入荷されたということでございます。昨年が57トンでしたので、約8割程度の入荷ということで伺っております。しかしながら、単価につきましては、全国的な不作もありまして、前年比110%ということで811円のキロ当たりの単価ということで、これは品種を全て合わせておりますので、一概にどの品種がということではございませんけど、平均収入単価が1キロ当たり811円ということになっております。

続きまして、物産館でございます。今年度の集荷量は10.5トンということで、前年比プラスの1.1トンということになっております。次に、村内業者のやまえ堂ですけれども、今年が28.3トンとの入荷ということで、前年比6トンの増というふうになっております。元気村さん、正確な数値はまだ提出していただいておりますけれども、昨年並みの入荷をしているということで、昨年が10トンほどということでしたので、10トンというふうに発表させていただきたいと思います。そのほか、村等で使用した分が0.4トンということで、これは昨年度と変わっておりませんけれども、大体合わせますと100トン前後ということで、長雨等で栗の収穫量が下がっているんじゃないだろうかというふうに私も心配しておりましたけれども、昨年とあんまり変わらないというような状況になっているところでござい

ます。

ちなみに、私も少ないですけども、栗を作っておりますけれども、うちのほうも何トンとは言いませんけど、たくさんは出ませんでしたけど、昨年と変わらないぐらいの集荷ということで、特にわせ栗のほうは例年よりですね、多く採れまして、最初のほうから大分忙しかった経緯がありますけれども、最後のほうの利平栗につきましてはですね、大分割れたり劣化といたしますかですね、そういう栗が多くて、なかなか出せない、もう自家消費するしかないような状況でございました。また、これには公表されていない自己流通ですね、そちらのほうもございますので、平均収量といたしましては100トンを優に超えている量が今年も収穫として採られたのではないかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） 100トンぐらいということで。

2点目がですね、高齢化、後継者等の担い手不足、栗園の管理など今後の栗の生産に係る課題についてであります。これは平成28年の3月にですね、私が一応一般質問をしておりますけど、そのときの答弁あたりではですね、平成26年度ですね、村内の精算栽培面積ですね、121.5ヘクタール程度、生産高は大体150トン前後ぐらいということで、生産農家は200名程度。これまでのですね、最高生産高は昭和61年の410トンが最高であったと。

このとき、村長の目標というか10年後には300と生産に向けてのことを言われていましたので、その取り組みについてということで質問いたして、答弁ではですね、現状を調査するというので、県、JAなどの専門機関から、改植、補植、土壌改良などの指導や支援を受けるということ、それと国生産関係者の共通認識を持つために、果樹研究会、栗技術指導員などを交えて生産量拡大に向けた対策検討会を行うということ。

あと、2点目に、新植をして栽培面積を増やし、鳥獣被害防止対策を強化すると。

3点目が、生産加工販売の流通体制の構築、6次産業化を図っていくということで、以上のことが300トンを目指すための条件であるということで答弁をされております。

そこで、今回の、今後ですね、また栗の生産に係る課題について伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、ご質問にお答えいたします。

栗生産に係る課題につきましては、議員が申されました高齢化、後継者等の担い

手不足は、栗生産のみならず農林業全般に言える課題ですし、他の業種でも懸念されているというふうに実感しております。

まず、生産につきましては、圃場の維持管理につきましては、除草、消毒、樹木の剪定をはじめ、先ほどほかの議員からもご質問がありましており、イノシシやシカの獣害対策などもあり、また収穫の際には栗を拾って、イガを剥いて、水の選別を行ったり、目視選別と複数の選別作業を行って出荷となります。このような過程をみても、相当な重労働な作業ですね、年齢を重ねた生産者への負担は年々増すばかりだというふうに考えております。それに加え、丹念に作業を行い、いざ収穫となった際には獣害被害に遭うなど、生産者の意欲を損ねる要因となっております。

一方、栗の需要が全国的にも高まっているのは、事実でございます。特に、生栗よりも加工したペーストはですね、ケーキをはじめとするお菓子の原材料として使用されております。また、村内においては、先ほど言われました高齢化問題もありますけれども、若い方がIターンされて栗生産を本格的ななりわいとするため、技術の取得や樹園地の拡大も図られています。このような方を育成していくためにも、生産者、加工業者が一体となって、やまえ栗のブランド化を進め、取引価格の向上、ひいては所得の向上につなげていくことが課題解決の一步になるのではないかと感じております。

現在も、栗技術指導員の方がですね、樹園地の選定作業ということで、来年度の収穫に向けて耕作者の方が希望された場合にはですね、剪定の作業を行うということで、剪定作業を回っておられますけれども、果樹研究会、また選定班等々の代表の方もですね、やはり山江村のシンボルであるやまえ栗の生産量の向上にどうしても寄与したいということで、数日前も研修会に行っていました。どの町村もですね、そういう代表の方、やはり高齢者の方が非常に多いわけでございますけれども、何か知恵を絞って果樹等ですね、生産拡大に寄与したいということで、選定やですね、栽培方法について学習をしてきたところでございます。

ただ、役員さんだけが技術を習得してもどうにもなりませんので、今後は地区に持ち帰ってですね、それぞれの委員さんが地区の生産者の方に技術指導などを行っていくというような機会も設けていきたいというふうに話しておりましたので、そのような支援を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） これは村長にお尋ねしますが、もう大体5年ぐらいたってますよね。あと5年ぐらいで300トンの生産は可能でございますか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 10年で300トンの収量を目指すとってまいりました。その収量を目指すための手段として、私、二つ言ったと思います。一つは、反収を増やすということです。1反当たりの収量を大体20分ぐらいまではいけるということでもありますので、現在12、3トンじゃないかと思いますが、それを増やしていこうじゃないかと。

そのために、課長のほうから出ませんでしたけれども、栗生産向上委員会を作りまして、これは各地域の栗生産者の方1名出ながら、いろんな、その反収を増やすための活動をしてもらっているところであります。収穫を増やすというのと、質のいい栗を作るということでございます。

それと、もう一つは、面積を増やすということになります。実は、秋丸議員、質問がありましたが、川辺川造成地60ヘクタールありますけれども、あそこを本来なら栗の大生産地にできないかというようなことがございました。いわゆる一つの大きな生産地として、要するに全国からいろんな方がやまえ栗の研修に来られるような地域にできないかということでありましたが、ただあそこが課題として出てきましたのが枯渇の問題です。枯渇、要するに栗を植えても枯れるということがあり、現在素掘りをしながら、また掘りながら、また土壌を改良しながら、いろんなことをやりながらやっているところでありまして、その成果を今見守っているところであります。

加えて、ソフト事業としてですね、栗まつりをやりながら、栗まつりをやると大体、前は9,500人ぐらいの方が来られて、行列ができていたわけですがけれども、コロナ等々によりこのところ開催ができないという特殊事情があるということです。もろもろこういうことをやりながら、非常に今年の栗も、実は最初の栗はちょっと味がしないとかいうようなこともあったんですけども、何とかですね、減らずに維持できているというのは、もろもろの対策のおかげだと思いますし、球磨栗とやまえ栗、分けさせてもらっているのも構想して、単価も昨年よりも高かったというようなことであります。

ただ、目標は目標として、担当課のほうには300トン収穫できるような地域としてつくっていくことが、この地域の農業を守る、高齢者が出てくる、栗でなりわいを、栗だけじゃなくにしろですね、なりわいができるような地域として、山江の栗を作ることを誇りと思ってですね、頑張れるような若者が出てこないかということを目指しているわけでありまして、引き続きそういう地域をつくれるように、いわゆる農林業の振興なくしては、林業はもっとひどいわけですがけれども、この山江村の経済が成り立たないということでもありますので、そういうことは今後とも大

きな目標としてですね、それに向けて努力を続けていくということが大事なことだろうと思っております。

蛇足であります、10億円が5億円弱になりましたと、昭和58年くらいから農業をしょった頃はですね、林業についてはですね、2、30億円あったわけです。木造、木材総生産がですね、今は2億円程度、いわゆる10分の1以下になっているということです。年金収入が10億円ありますから、いわゆるしっかりとしたこの産業をつくっていかないと、この村、山江の将来がどんどん尻すぼみになるというようなことでありますので、この付近につきましては、実は教育委員会の教育の部分も併せながらですね、しっかりこの村を守るべく、努力をいろんな形でやっていく必要があるというふうに考えているところであります。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） 先ほど村長は、1反当たり何トンって言われたですかね。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 20トン。

○7番（立道 徹君） 1反に20トンはできないですよ。

○村長（内山慶治君） 200キロですね。

○7番（立道 徹君） 1町に3トンできたら最高と言われているから、1反当たり300キロ一番目標でしょうね。

○村長（内山慶治君） 今ですね、120キロぐらいです。

○7番（立道 徹君） はい、わかりました。

3点目はですね、先ほど川辺川造成団地のことも言われましたけど、交付金事業でですね、川辺川造成団地の栗の新植の生育及び管理状況を伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、川辺川造成団地の栗新植の状況について、お答えします。

この新植事業につきましては、平成30年度から令和2年度までの3カ年で作業を行っております。面積につきましては、合計で5万5,400平方メートル、苗木につきましては約3,500本、金額につきましては3,280万円ほどの金額をかけておまして、場所につきましては川辺川造成団地の東石坂、一ノ迫、俣石地区が主なものとなっております。

作業の内容につきましては、もちろん苗木、新植もですが、除草作業や伐採、施肥、土壌改良剤、ワイヤーメッシュ柵の設置などをしております。というのが現状となっております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 先ほど答弁です、1反当たり20トンと言いましたが、200キロの間違いです。大体120キロぐらいが今生産されているところですが、200キロにすると大体100トンが200トン近くになるというような計算に、単純計算になるわけでありますので、その付近を目標に栗生産、向上推進委員会のほうとですね、一緒にやっているということでありますので、訂正しておわびを申し上げます。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） 川辺川造成団地の栗新植、交付金で無償でできたということで、現在見てみたらですね、後継者もいなくなったところもあると思うんですよ。これをどういうふうに考えておられるか。これは、管理が一番大変だと思うんですよ。先ほど300トンを目指すとされておりましたが、実際、施工されるという作業をされる方が誰か、その辺まで検討をしていかなと300トンはとても夢のような話だと思いますけど、それについて伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

まず、川辺川造成団地の栗新植事業における管理についてですが、こちらにつきましては、担当課私も含めてですが、現地を定期的に巡回しております。今の時点では、草も枯れていますので、おおむね良好というような形としかお答えができないんですが、夏場等、除草作業がですね、実施されていない圃場等もありましたので、そちらにつきましては、土地所有者の方にですね、適正な除草作業等を行いながら管理をしてくださということで、口頭や文書で指導を行っているところでございます。

桃栗三年と言いますが、なかなか3年ではですね、収穫が大きく見込めないということもございまして、数年間は頑張って維持管理のほうをしていただきながら、収穫をしていただければと思っているところでございます。

また、農地のですね、指導等につきましては、先ほど村長からもありましたけれども、川辺川営農支援プロジェクトチーム、これは県が主体となっていて行っている事業ですが、こちらと連携して保守対策やですね、生産量の向上に向けた実証実験なども行っているところでございます。なお、ほかの圃場につきましても、高齢化等々問題がですね乱積しておりますけれども、農地集積等やですね、また農業法人組合、万江の里さんがおりますけれども、そういったところの取り組みとですね、連携しながら収穫量の確保等々に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） 交付金事業ですので、やっぱ後々、監査あたりもあると思いますから、新植状況が草がぼうぼうしてですね、栗がどこにあるかわからないような状況では、会計検査院あたりも指摘されると思いますので、その辺もですね、十分に指導のほうをよろしくお願いしたいと思います。

次に、4点目はですね、物産館ゆっくりでの栗の、これ、集荷は言われました。

栗まんじゅう等の栗の確保及び栗ペーストの生産状況について伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 新山企画調整課長。

○企画調整課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。本年度の栗の収穫ということでございますが、生産者からの集荷は生栗、むき栗を合わせまして10.5トン、JAからですね、買付が約4.1トン、合計で14.6トンでございました。本年度の集荷予定は約19トンとされておりましたので、約4トン程度少なかったというふうになっております。今年の栗の生産状況は、天候不良により、例年より全体的に小ぶりでありまして、「収量が少なかった」と一部の農家さんの方からのですね、話を聞いております。村内の生産者からのですね、生栗の集荷が目標に達しなかったものだというふうに考えております。この集荷方法につきましては、村内のほうにですね、回覧等を回しまして、出荷の呼びかけをしたところでございます。

栗まんじゅう等の確保についてということでございますけども、本年度のですね、加工計画の目標であります。栗まんじゅうが約22万5,000個、びっくり団子が約18万3,000個を計画目標とされておりました。

本年度の加工用の栗の確保につきましては、予定数量を確保されていますので、計画どおり今後製造されていくと聞いております。しかしながら、先ほどお答えしましたとおり、今年の栗のですね、集荷量が予想よりも少なかったこともありますので、来年8月までの加工製造については、影響が出てくることもあるかと思われます。今後の注文や取引状況を見ながら、加工現場と調整しつつ製造されていくのではないかと考えているところでございます。

それから、栗ペーストのですね、生産状況ということでございますけども、栗ペーストの生産状況のことではありますが、近年はですね、洋菓子等での栗のペーストの需要が多くなっていると聞いております。今年度におきましては、加工目標が約1,200キロとしておられますので、11月までにですね、約970キロを製造されております。今後におきましては、月平均50キロの製造を行いながら、来年度末の3月までにはペースト用に加工されている栗を使用しまして、今年度予定の

1,200キロを製造されていると聞いております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） 何か来年8月までちょっと厳しいような状況ということで。

ちょっとちなみに、栗をむいている方から伺ったんですが、栗が何か腐ってたということで、これは冷凍庫が故障していたのか、管理ミスなのか、その辺はお聞きしておられますか。

○議長（中竹耕一郎君） 新山企画調整課長。

○企画調整課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

ちょっと腐っていたのではないかとということでございますけども、機械のですね、故障ではなくて、管理を毎日ですね、毎日といいますが、行かれて確認をされておりましたけれども、若干その確認の方法を間違っておられて、若干温度のですね、がちちょっと上がっておったということで聞いております。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） ペーストもですね、3月まで毎月50キロずつ作られていると言われましたけれども、1週間にどのくらいぐらゐ動くのかわかりますか。

○議長（中竹耕一郎君） 新山企画調整課長。

○企画調整課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

会社のほうにですね、確認をいたしましたところ、1日どのくらいというかですね、月平均で50キロということで、月におきますと、2日程度から3日程度ぐらゐを作業されているというのではないかというふうに考えております。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） お尋ねの冷蔵庫の件、私も報告を受けております。冷蔵庫のガスが抜けて、幾分かの栗が腐れた。腐れたというか臭いがしたということでありましたので、その原因が毎日点検に行くのがですね、それを怠ったということでありましたから厳しく指導をしました。ただ、その処分をした、臭いをして処分をした栗がどのくらいあった、200キロほどありましたので、その分は会社のほうで欠損処理をした、欠損処理をしておりますということを報告いたします。

そして、ペーストの量、それから栗まんじゅうの量はですね、会社経営に関わることでありますので、足りる、足りないは別としてですね、その分については、しっかり売り切るというのが大事でありますので、そういうご報告になろうかと思います。いわゆる目標どおりの栗が確保できなかったということに伴う通年の販売で、若干切れるかもしれない、それは売り切れごめんでも構わないと私は言っております。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） このペーストの工場もですね、今多分、交付金だと思いますけど、私たちもですね、先般、調査特別委員会でも結成しておりますので、ペーストがですね、稼働するのも1回しか見てませんので、またそのうちですね、現場調査してみたらですね、工場が動くときにですね、そのようにさせていただきたいと思っています。

それでは、最後の質問に入りたいと思います。骨髄移植ドナー支援事業についてということで、白血病など重い血液の病気と診断される人は年間およそ1万人おられるということで、医療の進歩で薬などの治療で治癒される患者さんも増えているが、移植でしか治癒が望めない患者さんがまだ多く、年間2,000人ほどいらっしゃるということで、骨髄バンクを通しての移植を望んでおられるということです。そうした患者さんのためにドナー登録をしている方は、現在53万人以上いらっしゃるということです。

しかし、どんなに気持ちがあっても、患者さんとの白血球の型が適合しなければ、ドナー候補にはなれません。また、ご都合や健康条件が整わなければ、コーディネートを進めることができず、移植を待っている患者さんのうち、移植を受けられる方は6割に過ぎません。仕事をされる方にとってはですね、ドナーになると何日ぐらい仕事を休まなければならないなどの疑問がたくさんあると思います。

そこで、骨髄バンクをですね、介して骨髄、または末梢血管細胞を提供したドナーに対して助成金を支給する制度があります。現在まで導入している市区町村は全国で730を超えております。提供に関するドナーの費用負担はありませんが、この制度により提供のために、休むことで収入が減ってしまうという経済的な負担を軽減できます。経済的な理由で辞退する人が減ることで、患者にとっても移植のチャンスを増やすことができます。また、ドナー登録を躊躇している方々の背中を押す制度としても、期待されている制度でございます。このことで、当村でもしドナーになられる場合、なられた場合、この制度に対して前向きに検討されるか伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 先ほど聞いておりますと、ペースト工場等のもので、もろもろの交付金事業を受けた事業が、さも動いてないかのようなことに聞こえますので、その付近はちょっと情報的にですね、非常に違うんじゃないかなというふうに思いますので、十分注意をしていただければというふうに私思いましたので、その付近のところを申し上げさせていただきます。

それから、今お尋ねの件は、健康福祉課長が答えます。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

骨髄移植や末梢血管細胞移植は白血病や再生不良貧血などの病気によって、正常な造血が行われなくなってしまった患者さんの造血幹細胞を健康な方から提供された造血幹細胞と入れ替えることにより、造血機能を回復させる有効な治療方法です。そのため、必要な提供者、ドナーを登録し、ドナーと患者さんを結びつける事業を骨髄バンク事業と言います。

骨髄移植や末梢血管細胞移植を必要としている患者さんは、議員申されたとおり毎年2,000人を数え、骨髄移植の提供には年齢制限があるため、若い方のドナー登録を増やすことが必要と言われております。議員申されましたように、ドナー登録を増やし、1人でも多くの尊い命を救うため、骨髄または末梢血管細胞の提供を完了した方に対して、助成金を交付している市町村がございます。熊本県内でも3市町が制度を実施されております。

今のところ、本村では相談実績ありませんが、県や市町村個別に実施するよりも、1人でも多くの患者さんを救うため全国統一的に実施することが大事だと考えます。県によりますと、次年度予算化を考えているところと聞いております。県と連携した形でドナー助成事業をできたらと考えます。本村といたしましては、相談がありましたら、先進地の事例などを調査し、近隣市町村の状況も考慮しながら、調査検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） この骨髄移植ドナーの支援事業についてはですね、当村ではですね、まだそういう方がいらっしゃいませんけど、ある方がですね、山江村民でドナー登録されて、当たったっちゃいかんですけど、同じ型でそういう方がいらっしゃったので、一応こういう質問をさせていただきました。

これで一般質問を終わりたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後2時35分といたします。

—————○—————

休憩 午後2時23分

再開 午後2時35分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） では、休憩中に引き続き再開をいたします。

次に、1番、本田りか議員より、介護保険料について、2、生理の貧困による学校トイレの生理用品設置についての通告が出ております。本田りか議員の質問許します。

1番、本田りかさん。

本田りかさんの一般質問

○1番（本田りかさん） 議長よりお許しをいただきましたので、通告文に従い、1番、本田りかが質問をいたします。

まず、1番目は介護保険料についてお伺いいたします。生涯にわたり納付しなければならない介護保険料は、40歳の誕生日より第2号被保険者として始まり、65歳からは第1号被保険者として、年金より天引きまたは個別徴収となっているようですが、現在の山江村における介護保険料の滞納の実情と対策をお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

介護保険は国や都道府県、市町村が負担する公費と40歳以上の被保険者一人一人が納める介護保険料を財源として運営されています。第1号被保険者の介護保険料につきましては、各市町村において、介護給付費をまかなうよう算出した基準額を基に決められています。

令和3年度から令和5年度における介護給付費の財源内訳につきましては、国・県・村の公費は50%、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は23%、40歳から64歳までの第2号被保険者の介護保険料は27%となっています。介護保険制度では、3年ごとに介護保険事業計画を策定し、その間で必要となる介護給付費の見込みを立て、介護保険料を算定することとなっており、3年に一度見直されます。40歳から65歳未満の第2号被保険者の介護保険料につきましては、40歳になった月から保険料の支払い義務が発生し、給料をもらっている方は健康保険料と一緒に給料から天引きされます。保険料は、健康保険料、厚生年金保険料と同じように、標準報酬月額を使って計算されます。自営業の方は国民健康保険に加入されておりますので、国民健康保険税に上乗せして納付いただいております。

65歳になると、第1号被保険者になります。65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は、基準額を基に、本人や世帯の課税状況や所得に応じて段階的に決

まり、納め方につきましては、議員申されるとおり年金から差し引かれる特別徴収と、納付書や口座振替で納める普通徴収の２種類にわけられます。

滞納状況につきましては、納入の意思があるが納入が遅れている方、生活苦を理由で納入が遅れている方、その他の理由となっております。令和３年６月末、滞納繰越額５５万１,８６２円でしたが、令和３年１１月末現在の滞納繰越額は３３万９,７６２円と減額となっており、６名の方２１万２,１００円完納されております。

滞納者対策解消に向けましては、訪問による納入相談を実施し、納入計画及び納付誓約、また電話や文書による催促状により対応しているところであります。また、対策として、滞納状況により介護保険サービスの利用を制限することができます。

しかし、現状としましては、滞納者から介護保険サービス利用の申請があったときは、保険料納付の相談をした上で、介護サービスの利用を認めているところであります。先ほど申し上げましたが、滞納額につきましては、担当者による定期的な訪問、納入相談より年々減ってきている状況です。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 本田りかさん。

○１番（本田りかさん） 滞納が減ったということで、大変喜ばしいことであります。

実情と対策をお聞きしたわけですが、現在６５歳になられる方への納付書というのは、いつ頃、どのような形で送付されるのかをお聞かせください。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。保険料の通知につきましては、現在６５歳になった月から第１号被保険者として保険料を納めることとなり、誕生日月でないと保険料が算定できないため、誕生日月に納付書及びパンフレットをご案内しております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 本田りかさん。

○１番（本田りかさん） この介護保険制度というのが始まった平成１２年と比べ、現在は納付額もおよそ２倍となっております。そのような中、納付書が対象者に届くのが納付期限の月であり、あまり猶予がないため、年金で生活されておられる方々など、家計に急な負担がかかってしまい、滞納につながっていくとも考えられます。

そこで、介護保険料の納付が始まる方を対象に、納付書を送付されるもっと以前に、別途お知らせの文書を発送されることで猶予が与えられ、滞納の軽減につながると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

今後の対応につきましては、保険料を納めることで介護が必要となったとき、安心してサービスが利用できること、また介護保険料は大切な財源であることを誕生日前月にパンフレット等により、保険料納入のお知らせをしていきたいと考えております。

○議長（中竹耕一郎君） 本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 大変ありがたいことでございます。よろしくお願いいたします。将来、介護サービスを受ける際に、滞納をされていると自己負担額が増え、適切なサービスを選択できないという可能性もあります。そのため、村民一人一人に寄り添ったご対応をよろしくお願いいたします。

続きまして、2番目は生理の貧困による学校トイレの生理用品の設置について質問をいたします。今、社会的に問題となっている生理の貧困ですが、都会では5人に1人の若者が、金銭的理由で生理用品を買うのにも苦勞をしている状況です。

この問題は、この山江村においても同じことだと考えられます。まずは、山江村の小・中学生は、生理についてや性教育について、何年生からこういった形で学んでいるのでしょうか、お伺いします。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、お答えしたいと思いますが、村内の小・中学校の状況でございますけれども、今回の今、議員おっしゃられましたように、新型コロナウイルスの感染下ということで、生理の貧困ということが社会の課題とされておりまして、大学生等にですね、生理用品等が配られたというようなことがあっております。

そんな中でございますけれども、本村の小中学生におきます性教育ですけれども、これは特別活動という領域がございます。それから、保健体育の保健の授業の中で取り扱われるということにしております。小学校1年生から中学校3年生まで、各学年ですね、年間3時間、各学年3時間でございます、3時間の性に関する指導がその発達段階に応じてなされているということでございます。まずは自分の身体を知ることから始まりますけれども、そういう1年生から3年生まで行っております。自分の体のこと、それから性に関すること、それから最終的には命を大切にすることにつながっていくというようなところで、指導をしているところでございます。

学校における生理用品のことにつきましてはですね、村に養護教諭の部会というのを月1回開いておりますけれども、その中でもいろいろやっぱり検討をしております。その中で検討をしたところで、現在でございますけれども、現在は保健室に常備をしております。保健室に常備をして、必要に応じて本人が取りに来るように指

導をしているところでございます。

その頻度をちょっと聞いてみましたら、大体ですね、月に1人か2人が取りに来るというような状況でございました。ほかのほとんどの児童・生徒が、自分のものは自分で準備している状況であるということです。それから、保護者等からもですね、そういうトイレに設置してくれという要望はあっておりません。

そういうことで、現状におきましては、学校での活用頻度は少ないということでですね、トイレの設置は考えていない状況でございます。ただ、今後もですね、性に関する指導を継続的に続けていきながらですね、ニーズ性が出てくれば、検討をしていかなければいけないだろうということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 1年生から中学校3年生まで、ちゃんと指導をされておられるようで安心いたしました。命の大切さというのをしっかり学ぶことだと思います。

家庭には、それぞれ外からは目に見えない部分というのもあります。一見普通のご家庭のように見えていても、隣人が知らないところで貧困にあえいでいる。そのしわ寄せというのを大きく受けるのが、子どもたちだと考えます。少しでもその子どもたちの不安解消につなげるためにも、学校にトイレットペーパーが常備されているように、防災備蓄の生理用品などをローリング方式で活用しながら、女子トイレに常備することを村として検討する考えはございませんか。また、その延長として、村役場や山江温泉ほたるなどにも常備され、加えて紙おむつなども準備することはできないでしょうか。村の考えをお伺いします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 議員ご質問の備蓄用品ということでの質問でしたので、私、総務課の備蓄関係から述べさせていただきますと、まず災害用備蓄品でございますけれども、主に役場敷地内など備蓄倉庫に備蓄しております。食料品以外の生活用品なども備品を備えているところでございまして、その中には女性用の肌着や下着、それから生理用品も備蓄しているところでございます。

ご質問の公共施設等へのトイレの備蓄品など生理用品の配置ということでございますけれども、備蓄品については、あくまでも災害時の避難者への提供ということでございますので、備蓄しているところでございますので、日頃から公共施設のトイレに設置するのは、衛生面、それから管理面においても、問題等が発生する恐れもありますので、現在のところ、無償での配置、設置等は考えていないところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 防災備蓄のためと今おっしゃられましたけれど、その防災備蓄品であっても、数年たつといくらビニールで覆われていてもボロボロになってくるんですね、それを上手に回しながら、新しいのをそちら備蓄のほうに回して、古いのを順番に古くならないうちに使い回すという形で、ローリング方式でやっていくといいかなと私は考えました。

これまで、生理の貧困による学校のトイレ用品の設置についてお話ししましたが、学校ばかりではなく、この問題は全ての女性に当てはまることと考えます。子育てなどにより、正規の雇用に就くことができないなど、これが男女の賃金格差につながり、さらには男は仕事、女は家事といった性別役割分業意識が根強く残っているため、女性の立場が軽んじられているのではないのでしょうか。

令和3年3月に策定された山江村第3期男女共同参画基本計画の基本目標に、「誰もが安心して暮らせる社会づくり」とあります。その中に、「生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境づくり」とあり、「ひとり親家庭や高齢者、障がい者などは、自らが置かれている状況に加え、性別によって複合的に困難な状況に置かれる場合もあります。このような様々な困難な状況に置かれている人々をはじめ、すべての人が安心して暮らせるよう、経済的負担を軽減するための支援を行うとともに、相談体制の充実を図り自立に向けた支援を行います」とありますが、このような全ての女性の様々な現状を打破すべく、山江村としても男女共同参画というものをもっと積極的に進めるべきと考えますが、村長はこの男女共同参画などの考えをどのように考え、進められていくのかをお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

現在、山江村第3期男女共同参画計画に基づいた実施計画を推進庁内委員会で検討中でございます。推進庁内委員会において、施策を検討していく中で、「女性を取り巻く諸問題に対応するためには、社会福祉士等の有資格者によるアドバイスや聞き取りが必要不可欠である」「相談があった場合は担当者と有資格者の2名で対応しており、今後も体制は継続していく必要がある」「相談があった場合の内容はご本人のプライバシーに関わるが多いため、常に相談室を確保した安心してご相談いただけるような環境を整備する必要がある」といった意見が出ており、今後さらに検討、検証を行い、実施計画の中に盛り込んでまいります。

また、今後の事務といたしましては、本年度中に策定を終え、審議会にお諮りした後、令和4年当初からこの実施計画に沿った対応を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、私のほうからもお答えいたしたいと思います。

男女共同参画の話は前々回ですかね、ちょっとこの場でやり取りさせてもらったということですが、いわゆる女性なるがゆえに不利益を被るということがやっぱりあってはいけないということは、大前提になろうかと思います。似たようなことで、今、岸田内閣がですね、分配と言っております。分配は、生活弱者、中流がどんどん下がってきている、その生活弱者に対してしっかり富を分配するというような言い方をしているわけでありまして、まさにそのようなことと同じような考え方なのかなと思っております。

基本計画にことをしゃべられましたけれども、昨年3月、この男女共同参画基本計画、課長からちょっとかりましたけれども、作っております。この中身を見てみますと、アンケートではですね、まだまだ依然として、社会における性別の固定的役割、分担意識が治っていない、それから男女共同参画社会を形成する上での課題が多く残されている、いわゆる先ほど言われました男は外へ、女性は内へというようなことでありますが、そういう意識が確かにアンケートの中に出てきております。ただ、我々の頃と変わって、随分今はですね、夫婦共働きというのもありまして、家庭内における炊事、家事ですね、を分担されながらやられている職場職員多いなというふうに感じているわけで、少しずつではありますが、改善はされているのかなという気がいたします。

ただ、議員がおっしゃいましたように、この基本計画からすると40%以上を委員として、役場の委員として、いろんな役、委員として登用しようじゃないかということですが、先般、災害復興の推進委員会の全体会を開催したしました折に、あのときは24、5人おられましたが、女性が4、5人でした。というのは、あの選び方はですね、各種団体の代表の方が選んだわけでありまして、役場でも、積極的にそういう登用を考えているところでもありますけれども、まだまだ社会一般的な役職員の選び方は、やっぱり男性を中心に選ばれているのだなというふうに感じているところでもあります。

そういうことも含めて、女性なるがゆえに不利益を被らないというような意識、そういう地域社会づくりの意識の問題についてはですね、何と言っても、そういう日頃からの啓発活動を含めたですね、が必要になってこようかと思しますので、先ほど庁内委員会で、確実にそういうことを進めていると課長が申し上げましたが、そういうことも含めまして、しっかり男の人も女の人も、それぞれ個性の上でですね、明るい社会を形成できるような社会づくりに邁進していきたいというふうにも、私自身も覚悟を持っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 40%を目標としてやっていくという村の指針は、大変ありがたいことです。いつか、この前におられる方が、女性の顔が見られる日を楽しみにしております。積極的な取り組みに期待をいたします。

山江村では、皆様のご尽力により、いち早くICT教育に取り組まれ、子どもたちの未来のために行動を起こしていただき、大変ありがとうございます。私も一人の村民として、大変誇らしい限りです。この小・中学校や公共施設に生理用品を設置する案においても、ジェンダーの問題と捉え、これもいち早く人吉球磨初として、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと願いながら、私の質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、2番、久保山直巳議員より、1、消防水利について、2、村道井手の口県道線道路改良工事についての通告が出ております。

久保山直巳議員の質問を許します。2番、久保山直巳君。

久保山直巳君の一般質問

○2番（久保山直巳君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、2番議員、久保山の一般質問を行います。

12月、師走となり、火災の多い時期となりました。新聞、テレビ等でも、火災の報道が頻繁に流れております。県内ではですね、11月30日午後9時に木造2階建ての住宅が全焼し、59歳の男性が亡くなられ、また12月1日朝には2階建ての住宅、およそ180平方メートルが全焼し、焼け跡から高齢者の1人が焼死されるなど、悲惨な重大火災が相次いでおります。

本村においてはですね、近年、住宅火災は発生しておりません。このことにおきましてはですね、消防団及び行政からの日頃からの防火に対する啓発活動のおかげによるもので、感謝するところであります。

本村のですね、防火水槽と消火栓は180カ所あるということでございます。本年度発刊配布の総合防災マップ記載、村内消防水利の防火水槽、消火栓の詳細位置の各分団に情報提供及び共有されているのかを伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 情報共有ということでございますけれども、村内の消防水利については、防火水槽、それから消火栓として行政が整備をしました施設と、それから河川を利用する自然水利とかがございます。その防火水槽及び消火栓の設置箇所につきましては、本村の消防団幹部会議で分団長を通しまして、箇所一覧は情

報を提供しているところでございます。

また、先ほど議員申されましたように、山江村総合防災マップも各分団へも配布をしまして、さらに村内全戸にも配布しておりますので、消防水利等の位置については、認識していると思っているところでございます。また、各分団は管轄地域にあります防火水槽及び消火栓は、毎月消防点検時において、水位や水圧など確認をしております、その点検結果は2カ月ごとに報告を受けておるところでございます。少なくとも各分団の区域の位置情報は共有していると思っております。

また、今年度においては、防災関連情報をパソコンやスマートフォンから確認できるWeb版の防災マップのシステムを整備しましたので、今後はその情報を消防団や村民の方でも確認できるように、情報を提供してまいりたいと思っているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 点検もですね、定期的に行われておるということでございまして、情報もですね、共有をさせていただいておるということでございます。2年度ですね、事務報告書の中で、新規設置ですね、山江倉庫第2号、長ヶ峰地区、消火栓設置、1分団管轄、また山江倉庫第3号、蓑原地区、消火栓設置、5分団管轄ということで、令和3年3月26日工期とあります。この設置位置を伺いますとともにですね、この情報については、この各分団にですね、いつ頃、詳細な情報を提供されたのかお伺いします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 議員申されました消火栓の位置でございますけれども、その位置につきましては、毎年7月当初に行います新旧団長の、これは幹部会議ですけれども、その折に一覧表で、幹部会議を通して分団長には提供をしているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 年度初めにですね、各分隊への提供をされているということで、安心をいたしました。

続きましてですね、防火水槽についてであります、本村には94カ所ありますが、耐用年数、また漏水対策、耐震基準について伺いますが、漏水対策については、先ほど分団のほうで点検をされているということも伺いましたので、そこも部分を省いてで構いませんので、お伺いします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 防火水槽のそれぞれの耐震基準ということでございますけれども、防火水槽の耐用年数につきましては、まずは総務省の算定、それから財務省

令では30年とされているところでございます。

点検、先ほど議員も申されましたように、漏水については、異常な漏水が見られた場合は、役場等でですね、対策を取っていきたいと思っております。耐震基準につきましては、国は阪神淡路大震災後に、耐震性の貯水槽の整備の推進を進めておりますので、村内に設置してあります防火水槽24カ所のうち、近年整備しました12カ所においては、耐震基準を満たした耐震性の貯水槽の防火水槽となっているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 耐用年数はですね、30年と。また、近年設置のものについては、耐震基準をクリアしているものを12カ所ということで報告を、答弁いただきました。ありがとうございます。

耐用年数を過ぎててもですね、漏水がなければ、そのまま使用できるというような認識でよろしいんでしょうか

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。

あくまでも耐用年数ということでございますので、コンクリート構造ということでございます。先ほど申しましたけれども、漏水箇所が発見された場合は修理をしていきますので、基本30年が耐用年数ということでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） わかりました。

続きましてですね、小・中学校のプールを消防水利としての緊急使用ができる環境にあるのかということで伺いますが、消防水利基準のですね、第2条にですね、消防水利の例示として、消火栓、私設消火栓、防火水槽、プール、河川・溝、濠・池、海・湖、そして井戸、下水道とあります。本村においてもですね、小・中学校にプールが設置されておりますが、現状では安全対策のためですね、柵がありまして、施錠されています。緊急時にですね、プールを消防水利として使用できる環境にあるのかお伺いします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） まずは、村内の小・中学校のプールでございますけれども、実際、プールは使用しない時期も含めまして、施設の維持管理上からプール内には水を溜めている状態でございます。通常の防火水槽とは異なりますけれども、緊急時対応の消防水利として位置づけをしているところでございます。そのプールは、学校施設ということもありまして、各小・中学校及び教育委員会の管理となりまし

て、平常時は施錠をしてある施設となっているところでございます。

議員ご質問の緊急時の対応ということで、消防水利として位置づけをしておりますので、火災が発生した場合、まずはホースなどを格納してあります消火栓を初期消火、それから併せまして消防団が使います小型ポンプを利用した防火水槽の使用となると思います。また、さらに小・中学校プールも、消防水利と位置づけをしておりますので、プールの近隣で火災が発生した場合は、役場職員及び本分団員が駆けつけまして、施設の施錠解除、鍵開けですね、の作業を行うように、対応をしてみたいと考えております。

これにつきましては、今後、消防団の幹部会議で確認をし、共有をしていきたいと思っているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 今、総務課長がですね、ご答弁いただきましたように、駆けつけた団員が鍵をですね、役場のほうに取りに行くのではなく、職員、またその関連する団員が現場に持ってくるということで、理解してよろしいですね。わかりました。

それでは、続きまして最後に、仮設住宅設備、住宅のですね、消火設備についてお伺いしますが、今建設されている仮設住宅においてはですね、木造建築ということでございます。そして、またガスを使用するということでございますので、この設備についてどのようになっているか、お伺いします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

令和2年7月の豪雨災害により、令和3年1月1日現在、24世帯49名の方が仮設団地で生活をされております。仮設団地設備につきましては、県が管理をしております。消火設備につきましては、1棟につき1カ所、屋外に消火器及び収納ボックスが設置してあります。室内には、キッチンにガス警報器が設置されており、各部屋の天井には住宅用火災報知器が取り付けられております。また、防災対策として、消火器の使い方など防災訓練等を3月13日にみんなの家を中心に実施をしております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 消火設備についてはですね、万全な体制を取ってあるということと、定期的にですね、消火訓練もされておるということでありますので、大変安心をいたしました。

次に、村道井手の口県道線道路改良工事についてお伺いをいたします。現在です

ね、井手の口県道線改良工事におきましては、今、工事が中断中ということですが、この中断のですね、理由についてお伺いしたいと思います。地区の方からもですね、「工事が令和2年から止まっているけれども、どうしてだろうか」ということもお聞きしておりますので、その点について説明をお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

工事中断の理由としましては、昨年発生しました令和2年7月豪雨によって、村内の道路、河川、橋梁が被災し、約30億円程度の被害が発生しております。災害からの復旧には早期復旧が求められることから、現在、美里町からの派遣職員の協力を得ながら、復旧工事を進めております。よって、同路線を含め、道路改良や舗装補修などの計画をしていた事業につきましては、計画の一時中断を行い、災害復旧工事を優先的に進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 理由としてはですね、昨年の豪雨災害の復旧工事に伴って中断をしているということで、説明をいただきました。この道路についてはですね、児童の通学路ということもありましてですね、地元では非常に早期の工事を願っておられるというところもございます。

それで、この工事のですね、当初の予定ですね、工期の予定と今後の工事の再開の予定がですね、工事の再開についてはわかる範囲で構いませんので、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

当路線の工事の工期でございますが、平成31年度から3カ年で計画を予定しておりました。なお、計画1年目となる平成31年度の事業につきましては、120メートルの改良工事が完了しております。

工事の再開につきましては、現在進めている災害復旧工事においても、入札の不調不落が出ていることもあり、管内において施工業者が不足している状況が続いている状況です。令和4年度においても、災害からの早期復旧に向けて引き続き災害復旧事業を優先的に進めることから、本路線の改良工事の再開時期につきましては、令和5年度以降を予定しております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 工事につきましてはですね、令和5年ということで、これは

予定でありますので、しかしかなり遅れるというようなことのようにです。今回のですね、工事中断の件はですね、地元への説明あたりはされておられるのか伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

事業の中断についての説明でございますが、個別には説明を行っておりません。ご要望があれば、改めて説明を行いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 今、課長のほうからですね、説明もするというような話でしたが、コロナ禍におきましてですね、村政の座談会もですね、今開けない状況のようでもありますので、ぜひできる範囲でですね、地元への連絡をお願いしたいというふうに思います。

最後になりましたが、令和2年7月豪雨災害前のもので、村内工事の箇所ですね、中断件数をお伺いします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

本路線を含む道路改良1件と舗装工事4件でございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 今、井手の口県道線道路改良工事の件について、ご質問でありました。建設課長の方からもろもろ話したとおりであります。従前からですね、計画して道路改良工事を行ってきた路線については、現在のところ、ちょっと止めているということで、関係者の皆様方に非常に申し訳なく思っているところでございます。

と申しますのも、県道も含めて山江村50億円を超える、60億円近い公共土木の工事が回っているところであります。現在、先ほどもありましたとおり、仮設の入居者も帰りたいという方におかれてもですね、インフラが整わなくて帰れないという方もおられまして、まずそういう水道、電気をはじめとした道路インフラを早急に直しながら、帰ってもらうということを優先を、帰りたいという望む方にはですね、しっかり自宅にお帰りいただくということをまず優先的にやっているところであります。

山江村の公共土木、通年であれば大体2、3億円であります。今回の災害、山江村発注分だけでですね、30億円ということでもありますので、10年間の事業をここ2、3年でやってしまわなくちゃいけないというような状況で、非常にタイト

に作業をしておると、事務をしておるということでもありますし、建設業においてもですね、今、建設業界の会長に私、電話しまして、「何とか不調不落の問題、どうにかならんとでしようか」というような話をしたんですが、A1クラスも全て、球磨村の国土交通省の代行の事業のほうに出向いて、終わるかと思ったら水害があってということで、何十億円、何百億円でしょうけれども、そういう工事が終わってとても動けないというようなこともあり、非常に人吉球磨のですね、公共土木をはじめとする工事が非常に満杯、ある人は「ぱんぱんになっとる」というような言い方をされたんですけれども、そういう状況であります。

従いまして、非常にご迷惑をおかけするところでありますけれども、通常の道路改良工事、現在のところ4件あると申しましたが、今しばらくですね、山田地区中心でありますけど、お待ちいただきながら、体制が整い次第、早急に入りたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思いますし、説明が必要ということであれば、説明に伺わせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 村長からもですね、ご答弁いただきまして大変ありがとうございます。災害復旧がですね、まだ落ち着いていないということで、山江だけ的是でございせんので、人吉全体ということでございますので、不調不落も発生している状況でございます。復旧工事のですね、落ち着き次第、できるだけ早急のですね、再開を期待し、私の一般質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。ここで暫時休憩をいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後3時30分といたします。

-----○-----

休憩 午後3時22分

再開 午後3時30分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、4番赤坂修議員より、1、大規模土地取り引き等の届け出について、2、村道の維持管理についての通告が出ております。

赤坂修議員の質問を許します。4番、赤坂修君。

赤坂 修君の一般質問

○4番（赤坂 修君） 4番議員赤坂でございます。議長より発言の許しがありましたので一般質問をいたします。本日7番目、最後になりますのでよろしくお願いいたします。

今回、2点通告しておりますが、1点目が大規模土地取り引きの届け出について、2点目が村道の維持管理についてとしております。

まず、1点目の大規模土地取り引きの届け出についてですが、広報誌やまえ11月号にも載っておりましたが、これは国土利用計画法第23条1項、「土地売買等の契約を締結した場合には、当事者のうち当該土地売買等の契約により土地に関する権利の移転又は設定を受けることとなる者は、その契約を締結した日から起算して2週間以内に、当該土地が所在する市町村長を経由して、都道府県知事に届け出なければならない」となっておりまして、山江村のホームページにも「一定面積以上の土地を売買等したときは、契約後に権利取得者が届け出をする必要があります」と広報されております。ここにあります一定面積以上というのは、山江村では都市計画区域外となりますので、1万平方メートル以上になるかと思います。

7月に発生した静岡県熱海市の大規模土石流も、始点となった大規模盛土は、この法令に基づき、熱海市に届け出され、受理されて、県に送付されております。

質問に入りますが、大規模盛土については、全国に5万カ所以上あるということですが、国土交通省から静岡県熱海市で起きた大規模な土石流で盛土が流出した問題について、全国の盛土の総点検をするということを受け、当村の9月議会に一般会計補正予算として、2分の1を国からの補助金により、大規模盛土4カ所の調査委託料を計上されておりましたが、その進捗状況と、4カ所については高速道路建設に伴う盛土が3カ所と、もう1カ所も相当な年数が経過しているということですが、どのような調査をされるのか、お伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。大規模盛土造成地の調査につきましては、熊本県のホームページでも公表されているとおり、第1段階である大規模盛土造成地の抽出作業につきましては、熊本県が実施し、完了をしております。調査の結果、村内におきましては、議員申されたとおり、村内に4カ所指定がされているところです。

第1段階で抽出された盛土について、造成年度の調査を市町村が実施し、現在第2段階として現地調査の委託を締結し、業務を進めているところでございます。調

査の内容としましては、現地の盛土の形状や地盤、法面の形状、地下水の湧水の状況などの調査を業務としてお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 大規模盛土4カ所については、今、課長も申されていましたが、熊本県のホームページに、山江村大規模盛土造成地マップとして公表されておりますが、熊本県国土利用計画法に基づく届け出に関する村の事務処理としては、どのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山企画調整課長。

○企画調整課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

まず、議員が申されましたようにですね、土地はですね、地域全体で住みやすさや自然環境の調和などを考えて、適正に利用することが大切で、まずございます。国土利用計画法は、こうした考えに基づいて、乱開発や無秩序なですね、土地利用を防止するために、一定の面積以上の大規模な土地取り引きには、国土利用計画法に基づく届け出が必要となっております。

山江村におきましては、先ほど言われましたとおり、1万平方メートル以上の売買等がある場合ですね、届け出が必要ということでございます。また、ここの面積がですね、小さくても、権利所有者、買い主ですね、が権利を取得する土地の合計面積が1万平方メートル以上になる場合はですね、「買いの一団」ということを使われておりますが、の土地の取り引きについて届け出が必要となります。

事務処理ということについては、土地売買に関する届け出を受けまして、山江村国土利用計画、これは平成5年6月に策定しておりますけれども、及び関係各課、山林であれば産業振興課というふうになりますけれども、の内容をですね、照会を行い、意見を付して、県へ申達を行っているところでございます。大規模なですね、開発等が予定をされているということであれば、現地確認をしているところでございます。

山江村では、権利所有者、買い主ですね、の契約から、先ほど言われましたとおり届け出も含めましてですね、2週間以内に県へ申達をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） ただいまの届け出に対しての村の事務処理については、答弁をいただきましたが、毎年公表されております事務報告に、国土利用計画法第23条1項による届け出件数が報告されております。過去3年間の届け出件数をお伺いを

いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山企画調整課長。

○企画調整課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

過去3年間の土地売買におけます届け出についてということでございます。令和元年度におきましては、2件でございます。内容につきましては、森林伐採、再造林、資材置き場となっております。令和2年度におきましては20件で、内容は埋め立てというふうになっております。令和3年度、今年度でございますが、3件で、内容は森林の育成管理となっております。いずれも土地売買ということになっております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 令和2年度を基準にお伺いしたいと思いますが、令和2年度については、届け出件数が7件、無届け件数が13件の20件というふうな事務報告に報告されておりますが、この数字を見てですね、ちょっと無届けの件数が13件というようなことでですね、不安を感じたわけですが、その無届けが13件というのはどのように把握できるのか、まずお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山企画調整課長。

○企画調整課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。令和2年度の届け出件数が20件ということでございます。議員が申されましたとおり、そのうちの13件については無届けというふうなカウントしておりますけれども、この無届けというカウントはですね、届け出期限を、先ほど申しました2週間を過ぎてですね、出しておられないというようなことで、そういうことが発見された場合ですね、無届けという扱いになっております。ただその後に届で出はですね、ちゃんと出ておりますので、20件ちゃんと出ているという形になっております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 今、2週間以内に届け出されない案件については、無届け扱いになる、現在では届け出が済んでいるということで理解をいたしました。また、届け出の面積要件についても、普通、20件とありましたので、20町歩以上ですね、開発が山江村で起きているのかなというふうに思ったわけですが、1筆1万平方メートル以上ではなく、1万平方メートルの中にですね、10筆あった場合には、10件としてカウントされるということで理解をいたしました。

令和2年度ですけれども、令和2年度については20件ということでございますけれども、権利取得者が同一の場合のですね、実際の件数というのは何件になって

いるのか。また、これは元年度についてはですね、1件の無届け件数があったというふうに記憶しておりますが、これは新層地区ということでですね、何か去年の審議のときにですね、伺った経緯があるんですが、これについては1筆当たり1万平方メートル以上というような対象になるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山企画調整課長。

○企画調整課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

令和2年度につきましての20件の届け出ということでございますが、届け出者の件数からいきますと、2件の件数でございます。それから令和元年度についての1万平方メートルということについては1件ということで、届け出があつておるところでございます。2件中が、1万平方メートル以上ということで出ておるところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 静岡県熱海市の土石流災害については、刑事事件等に発展しており、新聞報道では県の対応、市としての対応についての問題が指摘され、行政による監視の強化が言われております。

去年の7月豪雨など、気候変動によって豪雨は年々激化しております。また、地震による地滑りも想定されるところであります。現在、県に対しての届け出ということですが、災害が発生した場合には被害を被るのは村であります。村としてのですね、関心のということで、土地の開発や埋め立てによる災害の発生を未然に防止するための条例を策定する考えがないのか、答弁を求めます。

○議長（中竹耕一郎君） 新山企画調整課長。

○企画調整課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

まず、全てのもので、人が自分の利益だけをですね、考えまして、勝手に土地を取り引きしたり、利用したりしたらいかがでしょうか、というのがまずございます。土地はですね、現在のみならず将来の国民にとってですね、限られた貴重な資源でございます。国民の諸活動にとって不可欠な基盤でありますので、一人の人がですね、土地を利用すれば、地域の人々の生活や周辺の環境整備などにも影響を及ぼすことがあります。自分勝手な土地の利用は、周りの人々、将来の人々にも迷惑をかけるかもしれません。

大規模な土地取り引きをした後には、例えば山林を開発して宅地を造成した際など、周辺地域に与える影響が大きいことがございます。都道府県では、土地利用基本計画などにですね、様々な土地利用に関する計画を照らして届け出をした方に対し、適正な土地利用を図るため、必要な勧告や助言をすることができます。

このように、土地利用計画法のですね、届け出制度には、土地を利用する方々に

対し、土地取り引きという早期の段階から、計画に従った適正な土地利用をお願いすることによりまして、快適な生活環境や暮らしやすい地域づくりを推進する役割が、まずございます。

今後の対応についてということでございますが、土地取り引き売買に関する届け出があった場合は、山江村土地利用計画、先ほど申しましたけども、及び関係各課へ照会を行いながら、意見を付して県に申達を、今後も手続きを行ってまいります。また、届け出制度につきましては、村のホームページや広報誌にも掲載しておるところでございますが、今後も定期的に制度の周知を行っていきたいというふうに考えております。

また、土地取り引きに関する条例の制定ということではございますけども、現在のところは、そういうところは、今のところは考えておりませんけども、先ほどお伺いしましたように、国土利用につきましては、個々の市町村ごとにですね、どうなのかということは、特に近隣ですね、市町村の動向も関係すると思われれます。届け出等の周知についても、広域的なですね、周知方法を活用していくなど、全体として取り組むことが大切ではないかというふうに考えております。

また、令和3年7月には、国に対し、土石流災害に関する緊急要望といたしまして、盛土や土砂類の搬入について、災害防止の観点から全国統一的な基準を含めた法制度の整備など、規制の拡大、強化等の抜本的な対策を講じることということで、全国町村会からも要望が挙げられているところでございます。他市町村のですね、条例等もございますので、今後そのような情勢があるかとは思いますが、担当課とすればですね、必要であれば、その辺りは検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 条例の話が出ましたので、私のほうからも答弁させていただきますけれども、国土利用計画法は、県のですね、委任事務でありまして、幾らかその委任の事務についての経費をもらっているというようなことであります。従いまして、1万平方メートル以上の取り引きがあった場合は、土地のどういう開発をして、どういう使い方をするのか、昔はですね、私も担当しとったときもあったですけども、その値段がですね、土地を登記の目的として、動かしはしないかというようなチェックもあったんですけども、バブル時代は、今はそれはないようでありますけれども、それによって、意見を添えて県に申達して、県のほうがいいですよとかですね、これはいけません、勧告しますというようなものが来て、それにのっとって事務処理をしているというようなことであります。

従いまして、役場独自の条例による規制というのは、上位法であります国土利用

計画法、勧告を破った場合、どうなるのか、ちょっと調べないとわかりませんが、それを基準としてやりますので、山江が条例を作ったとしても、上位法が優先になりますから、優先になりますから、規制をするような…。

要するに、国の法律を越えて、条例が規制をかけることはできませんので、その付近は警告的な条例になろうかと思いますが、その付近のことを勘案しながらですね、条例の制定については考えていきたい。ということであれば、上位法がありますので、国土計画法にのっとった事務処理を引き続きやっていくということになろうかと思います。ご理解いただけますでしょうか。

再度申し上げますが、法律は国の法律、県の条例、それから市町村の条例がありますけれども、市町村が条例を作る場合は、国の法律、県の条例を乗り越えて法律を作ったら、いわゆる上位法を乗り越えることになるわけですね。ということが、基本的に罰則等も、いろんなすることができませんので、やっぱり県の条例に従って運用するということが優先しますので、その付近の運用をしていきたいということとでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 村長も答弁いただきました。ありがとうございます。

私が質問した条例の制定については、今のところ考えていないというようなことだと思いますが、今現在ですね、届け出件数が20件ということで、無届け13件に対して、現在は届け出が済んでいるということでですね、その盛土の部分、取り引き部分の場所等の把握は行政でもされているということで理解をしておりますが、これは国のほうの動きも出ておりまして、まず県ではですね、11月11日の新聞報道で、「熊本県では、熱海市の7月に発生した大規模土石流を受け、原因の一つとされる盛土に特化した新条例を作る方針を明らかにし、従来の条例より規制を強化して、罰則に懲役刑を加え、これまでの届け出制を許可制にする」と載っております。また、「国土交通省も、宅地造成等規制法を大幅改正し、盛土を規制する新制度を創設する方針を固めた。来年の通常国会での法案提出を目指す」と報道されております。

全国でも、条例を制定される市町村が増えているようであります。熊本県でもですね、8月の大雨等で、大規模太陽光発電所建設現場から、大量の土砂が近くの農地や河川に流出した問題が発生しております。南関町では、面積要件として、これは1,000平方メートル以上になりますが、土地等の埋め立て等による土壌汚染及び災害発生の防止に関する条例を設定されております。村民の安心安全な暮らしを守るためにですね、重要な課題として検討方をよろしくお願いしたいと思います。

次、2点目に入ります。2点目、村道の維持管理についてお伺いをいたします。

今現在、村道においても、7月豪雨による災害に対する早期復旧に向けて、工事が進んでいるところでありますが、山江村が管理する村道184路線、総延長にして約137キロについて、日常的な道路の異常箇所の発見や、発見された異常箇所の補修修繕については、どのような対応されているのか、お伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

道路維持管理に関しまして、村道の道路パトロールをシルバー人材センターに委託しております。また、建設課では、2名の会計年度任用職員を雇用し、重機による路面や側溝の清掃、道路の維持補修など維持管理に努めております。併せて、豪雨、豪雪が発生した際には、気象が落ち着いたところで職員によるパトロールも実施しております。

道路パトロールで発見した小規模な異常につきましては、簡易的な補修材を使用して、随時対応をしております。また、緊急性の高いところに関しましては、道路補修の工事を発注して、村道の維持管理に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 今のただいまのシルバー人材センターのほうに、道路パトロールとして業務委託をされているということでございましたけれども、それを実施内容とか業務内容についてのその取り決めですね、どのような形でされているのかについて、お伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。道路パトロールを委託する際に、仕様書並びに道路パトロールの点検事項のほうをお渡しして、点検のほうにあたっていただくようお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） パトロール業務の委託業務については理解をいたしましたが、これは前にですね、建設課長に下水道のマンホール蓋と舗装面の段差の写真を渡しておりますが、危険であるかないかの判断は別にしてですね、2カ所は長期にわたり、8センチから5センチメートルぐらいの段差がついた状態です。もう一カ所については、小口径のですね、マンホールと舗装面の段差を改修するために、常温のアスファルト部材で補修をされた部分が、年数が過ぎて補修部分が剥がれてですね、もっと段差がついた状態になっているところですが、これについてはですね、早急に建設課においても、対応をいただき、現在補修が済んでおりですね、段差の解消

ができておるところでございますが、ここは通学路でもありますし、子どもたちや地域の方が自動車はもとより、バイク、自転車等で利用される地域内の生活道路であります。

先ほど、村道の維持管理に対する対応について答弁がありました。現在村道183路線の道路パトロールや対応が、集落内ですね、細かな村道まで行き届いているのかなというふうに自分は思っているところですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

議員申されたとおり、村道につきましては184路線、総延長にして約137キロとなります。村道の中には、付随する施設として橋梁が83橋、村のほうでは管理しております。

まず、橋梁につきましては、5年に一度、定期点検が義務付けられていることから、計画的に点検を行い、状況確認を行っております。そのほか、看板などの道路付属物につきましても、平成26年に一斉点検を実施し、安全確認を行っております。

また、先ほど申されました道路内に埋設されている農業集落排水のマンホールにつきましても、平成25年から平成31年度にかけて点検を行い、現在は補修を進めているところです。しかしながら、全路線隅々まで把握することは難しいため、各区長をはじめ、地域の皆様や道路利用者、情報化推進員などから連絡があった場合には、ただちに状況を確認に行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 現状の対応については理解いたしましたが、先ほど道路パトロールの業務委託については、業務従事者や道路パトロールの実施回数、実施方法、点検事項としてはポットホールや陥没、舗装の段差、柵及び側溝の異常、カーブミラー等の道路施設での状況などの点検事項や、発見された異常箇所の措置、報告などを定めた道路パトロール業務別仕様書により業務委託されておりますが、現状の道路パトロールによる異常箇所の早期発見については、限界もあるのではないかと自分は思っております。異常箇所の情報収集は重要だと考えますので、生活道路として利用されている各地区や、各地区におられる情報化推進員の協力をいただいて、タブレット等を活用して情報収集を図るなど、道路パトロールの業務委託と2本立てですね、対策も有効ではないのかなというふうに考えます。

現在の委託業務契約に特記した仕様書ではなく、村道の維持管理に関する要綱を

策定してですね、各地区へ依頼する、または例規集に載せることによりですね、職員間での共有も図れるのではないかと考えますが、仕様書ではなくですね、要綱の作成については、これから先どのように考えられるか、お伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

道路パトロールの点検事項につきましては、週1回点検を行っていただきながら、2カ月に1遍ほど報告が上がっている状況でございます。

また、情報化推進員からの情報提供につきましては、議員申されたとおり、今現在、タブレットで撮影した情報を役場のほうにいただいております、早急に対応をしているところです。

今後はですね、要綱の制定ということでございますが、こちらのほうでもですね、要綱の制定については検討させていただきながら、よりよい方向で維持管理ができればと思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 新しい提案だと思っておりますけれども、現在、そのシルバー人材、またはそれぞれの区長からの報告、そして情報化推進員からの報告と多岐にわたっているいろんな情報を集めながらということを、しっかり体系的に整えてみたらというような話だと聞こえました。

それに加えて、先ほど総務課長が言いましたWeb版でですね、スマホでも、どこが今どうなっているというような状況を一緒に共有できるシステムを、その緊急防災時に活用したいということで整えておりますので、そういうのも含めて、全体的にどういうふうに村道管理をしていくのか、防災的なものをしていくのかということの原型案を元にしながらですね、ちょっと仕様書を考えてみたいというふうに思います。ありがとうございました。

それと、先ほど言いました件で、条例の件ですが、国土利用計画法に基づく条例は、国土利用計画を上回りませんが、ちょっと聞き違いがあったようで、土砂流出の防災、防止するための条例についてはですね、そういう事例がある、またそういう恐れがあるということであれば、村としても当然検討することになりますので、国土利用計画法と違った形での検討も、その折にはさせていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（中竹耕一郎君） 赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 道路パトロールについては、私が考えた以上にですね、対応をいただいているというようなことで理解をいたしました。道路パトロールによ

る異常箇所早期発見、それに対しての早期補修、修繕は、道路の長寿命化にもつながると考えますので、積極的なこれからの対応をお願いをいたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） これで、本日の通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後4時00分

第 3 号

1 2 月 1 0 日 (金)

令和３年第９回山江村議会１２月定例会（第３号）

令和３年１２月１０日

午前１０時００分開議

於 議 場

１．議事日程

- | | |
|---------|--|
| 日程第 １ | 一般質問 |
| 日程第 ２ | 承認第 １ ３ 号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和３年度山江村一般会計補正予算（第 ６ 号）） |
| 日程第 ３ | 同意第 ２ 号 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて |
| 日程第 ４ | 諮問第 １ 号 山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについて |
| 日程第 ５ | 議案第 ５ ５ 号 山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 ６ | 議案第 ５ ６ 号 令和３年度山江村一般会計補正予算（第 ７ 号） |
| 日程第 ７ | 議案第 ５ ７ 号 令和３年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第 ３ 号） |
| 日程第 ８ | 議案第 ５ ８ 号 令和３年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第 ３ 号） |
| 日程第 ９ | 議案第 ５ ９ 号 令和３年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第 ２ 号） |
| 日程第 １ ０ | 議案第 ６ ０ 号 令和３年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第 ２ 号） |
| 日程第 １ １ | 議案第 ６ １ 号 令和３年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第 ２ 号） |
| 日程第 １ ２ | 議員派遣の件 |
| 日程第 １ ３ | 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長） |

２．出席議員は次のとおりである。（１０名）

- | | |
|----------------|---------------|
| １ 番 本 田 り か さん | ２ 番 久保山 直 巳 君 |
| ３ 番 中 村 龍 喜 君 | ４ 番 赤 坂 修 君 |
| ５ 番 森 田 俊 介 君 | ６ 番 横 谷 巡 君 |

7 番 立 道 徹 君
9 番 中 竹 耕一郎 君

8 番 西 孝 恒 君
10 番 秋 丸 安 弘 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山 口 明 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内 山 慶 治 君	副 村 長	北 田 愛 介 君
教 育 長	藤 本 誠 一 君	総 務 課 長	白 川 俊 博 君
税 務 課 長	平 山 辰 也 君	企画調整課長	新 山 孝 博 君
産業振興課長	松 尾 充 章 君	健康福祉課長	迫 田 教 文 君
建 設 課 長	清 永 弘 文 君	教 育 課 長	蕨 野 昭 憲 君
会 計 管 理 者	一 二 三 信 幸 君		

開議 午前１０時００分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） おはようございます。ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は１０名で、定足数に達しております。

-----○-----

日程第１ 一般質問

○議長（中竹耕一郎君） 本日は、会期日程日時第３の本会議で、一般質問後、質疑、討論、表決となっております。

まず、日程第１、一般質問を行います。本日は２名の議員の一般質問を通告順に従いまして許します。

なお、会議規則による発言時間は、質問・答弁合わせて６０分といたします。

それでは、はじめに、３番、中村龍喜議員より、１、人吉下球磨消防組合について、２、ＪＡ山江店の閉店についての通告が出ております。

中村龍喜議員の質問を許します。３番、中村龍喜君。

中村龍喜君の一般質問

○３番（中村龍喜君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、３番、中村から一般質問を行います。

一つ目は議長が言われたとおり、人吉下球磨消防組合について、二つ目は山江村ＪＡ山江店の閉店についてということで質問をいたします。

まず、はじめに、人吉下球磨消防組合についてですが、人吉下球磨、上球磨の消防の合併についてということで、お尋ねしたいと思います。消防組合の広域合併は、国の方針により、平成２０年より県下一斉に広域合併が提唱され、熊本県内は４ブロック、城北、中央、城南、天草にわかれて広域化を推進されました。

人吉球磨地域は城南ブロックとして、八代、水俣、芦北、人吉、下球磨、上球磨が対象で、協議が重ねられてきましたが、合意には至っておりません。そのような中でも、せめて人吉球磨と上球磨消防組合だけでも合併はという意見は、少数かもしれませんがあったと聞き及んでおります。

昨年７月の水害では、特に人吉市と球磨村においては、尊い人命を奪う甚大な被害が発生しました。そして、消防組織人の使命である住民の生命、財産を守ることに徹し、日夜尽力されている職場、人吉消防組合本部庁舎及び球磨村の西分署も甚大な被害を受け、本来の救急業務ができず支障を来したことは間違いありません。

それらのことを勘案し、もし人吉下球磨、上球磨消防組合が合併したら、非常時

の機動力は強化していたというふうに推察します。そのようなことから、この人吉下球磨と上球磨消防組合の合併は、早期に合併すべきではないかというふうに考えております。ここで、村長にこの合併についてどのような考えを持っておられるか、お聞きいたします。

以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、人吉下球磨消防組合の広域化といいますか、上球磨消防組合との合併についてどうするかというような質問だと思いますが、経緯は議員おっしゃいましたとおりでありまして、再度、私のほうも確認しておりますが、つけ加えてですね、説明を申し上げますと、平成21年から24年にかけて、県下4ブロック、人吉下球磨組合は城南ブロックですね、八代広域、水俣、芦北、それから上球磨、人吉下球磨のそれぞれの消防局、消防本部が広域化をしようということで、財政とか組織とかデジタル無線整備等についてシミュレーションをしてきたということでもあります。

いわゆる、3年6カ月にわたり協議をしたが、足並みは揃わなかったということで、平成24年の10月に解散をしております。ただ、その折にはですね、人吉下球磨ですね、特に市町の意向はできるところでやろうということで、八代の消防局と人吉下球磨消防組合が合併の統合を模索しておられたんですけども、球磨郡の町村長については、球磨郡の町村全体としてですね、やっぱり上球磨を含めて、まず考えないといけないだろうというようなことの結果に至り、八代との広域化はなかったということでもあります。

その後、平成26年から27年にかけてですね、人吉球磨地域消防力強化検討会、いわゆる応援協定という形で協議をしました。要するに、人吉下球磨消防組合と上球磨消防組合の、錦町とあさぎり町のはざまがですね、についての応援協定をすることで、どのような便宜を図られるかというような協議をしたわけでありまして、通信体制を改善するとかですね、人員及び車両などの資源の投入をしなければいけなくなりまして、今の体制より2分程度ですね、消防車、救急自動車が到達するのが遅いという結果が出ましたので、ただちに強化することは難しいという結論で、総合の応援協定提携は見送られたというようなことです。

その後、これは私が人吉下球磨消防組合の管理者をしている折に、平成29年12月、上球磨消防組合より消防広域化に関するこれまでの各協議事項等を再確認しようというような申し入れがありまして、消防の広域化について再度協議を始めようとしておりました。ただですね、消防広域化に関する再協議の申し入れ後、翌年、要するに29年12月にそういう申し入れがあったわけですけども、次の年の3

0年2月には、上球磨消防組合よりその申し入れの取り下げがあったんですね、取り下げ。いわゆる消防広域化については、上球磨のそれぞれの町村の足並みが揃わないということで、取り下げになったというようなことであります。

ただ現在、後で質問があろうかと思いますが、人吉下球磨消防組合が今回の豪雨災害で被害を受けて、本部庁舎を移転しようという計画を進めております。後で多分ありましたらお答えしますが、これは消防議会においてもですね、消防移転の特別委員会を作りながら、どこにどうするかという一つの形が見えようかと思えますし、そのことを受けて管理者、市町村長も動くということになるわけですが、ということが始まるものですから、当然、合併統合ですね、広域化についてどうするかという協議を11月の27日、これは国交大臣が人吉球磨に来られて、知事との意見交換をされた折に、球磨郡の町村長と、これは人吉市長も参加いただきながら、今後の広域化について話し合いをしたと、協議をしたということでもあります。

その中で、主に出たのが、令和2年の国勢調査からですね、7,340人減少して、今現在8万1,000人です。8万9,000人が8万1,000人に急激に人口が激減しております。また、高齢化が一段と進む中で、いわゆるもろもろの要件から、地球環境が悪化しながら災害が起きやすい異常気象状態でもありますので、今後、こういうことを背景としながら、消防力の強化、運営維持コストなどの対応は、喫緊の課題であるということを確認し、住民の生命、財産を守るために、それぞれの市町村長はですね、確認したことが2点あります。

1点目が、消防力強化を図る通信施設、通信指令施設、指令センターのことですけれども、要するに火事とか救急車の要請をしたときに、通信指令室が出てもろもろの手配をするんですけれども、これが上球磨、下球磨それぞれ二つありますので、まずこれをですね、共同運用しようということについて、検討を始めようということになりました。

そして、本来の消防広域化については、先ほど申し上げました人吉下球磨消防組合の再整備の方向、補正をどこにどういうふうに整備するか全く決まっておりませんので、当然、議会の消防議会のほうもですね、立道議員おられますけれども、特別委員会において、いろんなことが出てきますので、それを勘案しながらですね、今後の方向について話し合っていこうということになっております。

以上が、人吉下球磨並びに上球磨消防組合の合併についての経緯と今の方向であります。

以上、申し上げます。

○議長（中竹耕一郎君） 中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 今、村長が言われたように、本当に何回となくこの広域合併については、話し合われたというふうにも聞き及んでおります。ただ、村長も言われたとおり、気象変動等もありまして、これからもますます災害等の頻発が考えられますので、できれば町村会を含めて、早期の合併等の協議をしていただけたらというふうに思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、先ほど村長もちょっと触れられましたけれども、人吉下球磨本部庁舎の豪雨災害、その被害状況並びに移転後についてお聞きしたいと思いますが、先ほども申し上げましたが、昨年、7月水害では人吉下球磨消防本部並びに球磨村の西分署が甚大な被害を受けましたが、これからも本当に気象状況も変わるといえますけれども、災害等が考えられます。消防の業務が速やかにできる場所への移転が必要かと思いますが、村長の先ほどの意見の中にも少しありましたけれども、再度お聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 消防の本部庁舎の移転の件ですけれども、結論から申し上げます、今から検討を深めていくということになります。ただ、一番先立つですね、財政的な問題がありますので、我々管理者としてはその財政的な問題をしっかり確保しようとして、現在、緊急防災・減災事業債について、しっかり総務省の財源の裏付けをもらっとこうというような動きをしているところです。

消防庁舎、西分署は今やるということに決まってやっておりますが、消防本部についてはどこに移動をするのか、どれぐらいの規模でどのような設備を整備するのかということは、全く白紙の状態であります。従いまして、当然、先ほど申し上げましたとおり、消防議会のほうも議会の消防本部建設の特別委員会ですね、を作って3回ほどの協議をなされたというふうに聞いておりますし、新しい消防署をですね、先進地の視察をしながらもろもろ検討をされ、いろんな形として報告があろうかと思います。管理者としては、その付近もしっかり受け止めながら、今後動いていくということを確認しているところでございます。

先ほど言いましたとおり、本部庁舎ですね、建設にあたっては、設備関係が相当かさみますので、10億円を優に超える、ややもすると20億円、まだ積み上げておりませんので、この数字は何とも言えませんが、その程度の予算になろうかということです。

となりますと、6市町村でその金額を負担し合わなければいけないということになりますので、まず財政的な裏付けが大事になろうかということでもあります。この件については、実は13日に消防の6市町村のできる人で、総務省のほうに緊急防災・減災事業債、これが令和7年に終わるということで、この事業債は7割が交付

税で補填されるという有利な起債であります。いわゆる１０億円かかったら７億円は国が補填してくれるというような有利な起債がまだありますので、その起債について、また延長も含めてですね、予算措置をお願いしたいということで、総務省並びに総務大臣のほうに要望に上がるというようなことにしております。

以上が今の状況でありまして、その西分署についてはですね、かさ上げしながらやり直すと決まっておりますが、本部庁舎については、今からいろんな協議が始まるというようなことであります。

議会のほうも、来年１月に上京をされながら、いろんな要望活動をされるということですが、山江村としても多大な負担金を払うということになりますので、ぜひこの件につきましてもですね、議会としても、要望してもらえば大変ありがたいと思っていますところであります。

以上であります。

○議長（中竹耕一郎君） 中村龍喜君。

○３番（中村龍喜君） 今、村長が言われたように、財政的にも大変厳しいということでございます。ただ、私が最初に申し上げました合併等も含めると、先ほど村長は６市町村と。これが、合併になりますと１０市町村になりますので、ここの財政負担も少し軽くなるんじゃないかなという思いもありますので、どうかそこら辺も、今後検討させていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

次に、ＪＡ山江店の閉店についてということで質問したいと思います。ＪＡ山江店が閉店するというふう聞いておりますけれども、ＪＡ山江店におきましては、本村においても金融等を含め、大きなつながりがあります。この閉店に至った背景といいますか、そこら辺について、ＪＡからの説明等がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） この件については、残念ながら、何らＪＡのほうから報告、説明は受けておりません。ただ、来年の３月に向けて、水上村と球磨村と山江村のＪＡが閉店をするという情報は、外から聞いておりますし、その代わりにＡＴＭを設置しながら、また移動店舗等も行いながらというのは、これはＪＡからじゃなくて、よそのほうから聞いているというところであります。

ＪＡとしては、組合員に対してはですね、何か座談会を開かれたというやにも聞いておりますし、「べあーず」、またチラシ等も配られているんじゃないかなというふうに考えるところでありまして、今後、理事会で、どういう思いでどうなったかということについては、報告があらうかと思っております。

ただ、１２月３日の熊日新聞に出ておりましたが、１４のＪＡを熊本県一本化す

るというような方向であります。いわゆるＪＡ、経済団体でもありますし、いよいよそういう時代かなと、消防の広域化もそうありますが、というふうに感じていたところであります。あと、店舗もありますので、どうされるかということもありますが、後の質問になっておりますので、その折またお答えします。

○議長（中竹耕一郎君） 中村龍喜君。

○３番（中村龍喜君） 閉店に至った背景については、先ほど村長も言われたようにですね、「べあーず」なんかでもちょこちょこ載っておりますけれども、最終的には熊本ＪＡも一本化というようなことに進んでいくのではなかろうかというふうに思います。

ただ、考えてみますと、長い間、山江村の中心拠点というようなことでされてきたＪＡですので、できれば住民、特に関係者においては、説明の必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

次に、閉店後の施設跡地の活用についてということで、質問を申し上げておりますけれども、農林業の拠点である森林組合が閉鎖され、また今回、山江店が閉店ということになりますと、山江村の中心地の拠点がなくなるわけでございます。農協の跡地については、また何ら示されていないところでもありますけれども、できることであれば、森林組合同様、村への譲渡等ができればなというふうに思っております。それと併せて、先に取得しておりました旧選果場の跡地と合わせたところの今後の活用が、どのようなことを考えておられるのかちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） ＪＡの今店舗及び事務所ですね、につきましては、現在、運用をされているところであります。また、そのような話は、一切こちらには入っておりません。議員申されましたとおり、森林組合もそうありますが、ＪＡも経済団体で自立をされながらですね、運営をされているというようなことでありますので、しっかり、ただ村としても大きな、村民に対する影響はありますので、その付近の説明をしっかりしていただきたいという要請はしたいと思います。

残された施設、店舗、事務所でありますけれども、後どうされるかということについて、ＪＡのお考えもあろうかと思えます。ただ、このままＪＡも、ソフトの部分ですね、全部引き払うと、固定資産税はかかりますので、また維持経費もかかりますので、不良財産となっていくわけですから、何らかの形でアクションは起こされるんだろうと。そのときに、その折に、しっかり話を聞きながら、また当然、議会にも相談しなくちゃいけない事案にもなりますので、話を聞いていきたいと思えます。

また、それも含めて、旧栗選果場の倉庫につきましても、いろんな意見も職員の方から出ておりますが、併せて検討していきたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 本当に、村の中心地であります。今後において、農協がどのような出方をしてくるかわかりませんが、ぜひそういうところには、村としても活用の方法については、いろいろと検討をしていただきたいというふうに思います。

これをもちまして、私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、6番、横谷巡議員より、1、交通安全について、2、行政運営について、3、農業振興について、4、災害復旧についての通告が出ております。

横谷巡議員の質問を許します。6番、横谷巡君。

横谷 巡君の一般質問

○6番（横谷 巡君） 議長のお許しをいただきましたので、6番議員、横谷巡から、通告に従い、一般質問を行います。

第二次岸田内閣が発足し、地元選出の金子恭之代議士が、引き続き総務大臣の重職に就任され、国家、国のため、ふるさと郷土の繁栄のためにご尽力を賜りますことを大いに期待するものであります。

また、新型コロナウイルス感染は激減し、小康状態となり、経済、社会活動が動き出したところ、新たな変異株、オミクロン株が感染確認され、今後とも油断することなく、しっかりとした感染対策が必要であります。

災害復旧につきましては、災害規模が甚大であるところから、かなりの時間を要するわけですが、インフラ整備を中心に、計画的な事業の推進により、早期の復旧をお願いしたいと思います。

それでは、通告しています質問事項の1点目、交通安全についてであります。全国各地で、高齢者等のアクセルとブレーキの踏み間違いや、不注意による悲惨な事故、横断歩道等での歩行者や登下校中の子どもの列に車が突っ込み、巻き込まれるなど、痛ましい交通事故が相次いで発生しています。2020年に、JAFが横断歩道で一時停止する車の割合を調査した結果では、全国1位が長野県で72.4%、熊本県は26.7%の停止率でした。

本村においては、横断歩道での一時停止については、交通指導委員の方々のご指導とご協力もあり、ほとんどの車が止まってくれますけれども、中には止まらず、

走行する車も見受けられます。10月の秋の交通安全運動期間中においては、村から防災無線により、横断歩道での一時停止の呼びかけをしていただいたところでもございます。

そこで伺いますが、横断歩道での歩行者の手上げ横断の励行徹底と車の運転手への歩行者優先一時停止義務の浸透を図り、交通事故を防ぐため、村独自の交通安全対策として取り組んでいただくことはできないか、伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 本村は、日頃から交通事故に遭わないよう、交通安全運動には取り組んでいるところでございます。議員もご承知のとおり、毎月1日、10日、20日におきましては、交通指導員によります早朝の立番、それと交通指導者によりますパトロール、また春、秋と年末年始の期間においても、交通安全運動及びタッチ運動を行い、街頭指導におきましても、ドライバー、それから歩行者への安全運転を呼びかけているところでございます。

また、村内の小学校におきましては、毎年春の時期に交通安全教室を開催しまして、警察や安全協会からの基本的な交通指導もなされているところでございます。また、さらに地区におきましては、介護予防の活動と合わせまして、高齢者への交通安全教室も開催しております。

確かに議員申されましたように、横断歩道での意思表示につきましては、機会があるごとに、今後ですね、指導を行いまして、防災無線での広報などの周知を行いまして、今一度、交通安全に対する意識を高めていただきたいと思いますところでございます。

また、運転される方におきましては、当たり前のことではございますけれども、横断歩道に歩行者が横断の意思表示を行っている場合は、一時停止を怠りますと、歩行者等の妨害ということで交通違反となり、罰せられることとなりますので、常に注意をした運転に努めていただきますとともに、定期的な取り締まり等も実施されておりますので、さらに交通安全運動に対する意識を高めていただきますようお願いし、さらに交通安全運動に推進してまいりたいと思っているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 周知徹底することですね、本村から交通事故を防ぐ交通安全対策になりますので、よろしくお願いしたいと思います。ここ2、3日、非常に全国で、園児とか児童・生徒の列に突っ込んだ痛ましい事故も起きていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2点目に、行政経営についてであります。時の変化に対応した行政経営について

伺います。過疎高齢化による人口減少は、農林業等の生産活動、集落機能の維持、生活基盤の弱体化を招き、医療介護等の社会保障、豪雨災害からの復旧、さらにはコロナ禍の影響は私たちの日常生活や社会的活動の在り方の意識さえも変えさせました。このような社会的状況が大きく変化している中、各種事業の展開、行事、イベントの開催、財政改革など、時の変化に応じた行政対応が求められると考えますが、以下について伺います。

まず、行事、イベント等の見直し等の考えについて伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。

全国でも、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、イベント等の開催が自粛されておりましたが、国内の感染者が激減をし、県内も感染者の発生がなく、人の動きが元通りになりつつありますが、まだまだ新種ウイルスの感染など、第6波も予断を許さない状況でもあるところでございます。

そのような中、本村は、昨年の豪雨災害や新型コロナウイルス感染症対策によりまして、例年開催をしておりました行事、イベント等も自粛しておりましたが、行事等も徐々に開催をしていくことになろうかと思っているところでございます。また、イベントにつきましては、以前、夏祭りを廃止しまして、栗まつりを開催した例もありますが、今後も社会経済情勢の変化に対応した催し内容や開催規模、さらに感染対策を講じての参加対象者の制限などのイベントとしなければならないと思っているところでございます。

開催等につきましては、関係者や各種団体と協議をして進めていきたいと思っているところでございますし、また村内での各種大会等も人口減少などの影響もあり、参加する村民の方も地域によって限られてきますので、今後も各地区の意見を参考にして、見直し等も検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 今、課長が申しましたとおり人口減少も進んでいると、そして地域の状況も本当に変わってきております。また、コロナ禍での社会的意識も変化しているということから、必然と内容等の見直しを図るときが来ているのではないかなというふうに考えます。

次に、今後厳しくなる財政の要諦についてであります。本議会に、財政健全化比率等の報告がなされています。そこで、明確なビジョン、成果指標、効率化を目指す財政改革についての考えを伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。

財政運営につきましては、ハード事業などを進める上での国・県の補助及び交付金事業が欠かせなく、またソフト事業においても、地方債など借入れ等を行い、事業を進めてきたところでもございますが、災害復旧事業完了に向かい、起債の償還が始まると、公債費の割合も増してくるところでございますので、今後は事業を進める上で、補助事業のメニューを事業ごとに見直しをしまして、財源の確保を図り、一般財源の持ち出しを抑える財政運営を進めていかなければならないと思っていますところでございます。

従いまして、事業推進にあたっては、財源不足にならないよう精査をしまして、中長期的な財政計画を立てながら、安定的な運営を行ってまいりたいと考えており、事業実施については、行政主体で進めるのではなく、山江村行政改革推進委員会など、第三者となる地域の意見を取り入れて検討をしてみたいと考えているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 行政運営で一番大事なものは、財政であります。特に、この行財政改革は、終わりのなき永遠の課題とも言われております。しかし、その中でも改革すべきは改革し、財政健全化に努めていただき、健全運営をお願いしたいと思います。

次に、時の変化に対応した各種事業の展開についてであります。各分野、分野の現場の声、事業効果を見極めた事業の選択と見直しが必要ではないかと考えますがどうでしょうか、伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。

住民の暮らしに欠かせない社会保障、それから人件費や扶助費など、経常経費が伴う支出や投資的な事業の実施については、本村の基本構想、基本計画及び実施計画に基づき、安定的な財政状況を踏まえながら、計画、それから実現していただければならないと思っていますところでありまして、事業の推進につきましては、地域、現場や年代層の意見を聞き、事業の効果を判断しまして、継続や削減などの見直し、検討を行い、しっかりとした事業の選択をしなければならないと思っていますところでございます。

こうした中、本村は現在、災害からの復興に向けた取り組みを行っておりまして、その計画には自助・共助・公助の基本的な考え方の中、委員さんの意見はもとより、住民参加型の意見を取り入れたソフト事業も進めているところでございます。先ほども申し上げましたけれども、今後の事業選択としましては、行政改革推進委員会などの第三者の意見を取り入れた事業の必要性などを検討してみたいと考えて

いるところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 公共施設や事業実施した現場、実績をみてみますと、事業効果や今後の維持管理等から、考慮すべき事業や施設もあり、このことを十分に検証した上で、今後の事業の実施と展開をお願いしたいと思いますが、このことについて、村長の見解を聞かせてもらえればと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 議員おっしゃいましたとおり、行政の財政運営がですね、その経営地域経営をなす核でありますので、これには非常に私も注意を払っております。先ほど言いました基本計画並びに実施計画に伴う予算あたりは、地方財政計画においてですね、毎年しっかりチェックをしているところでもありますし、またそれにあたりまして、本当に現場の村民の方がどういう思いの中で、この山江村の課題を考えていらっしゃるのかということも、非常に気になるところであり、できるだけそういう方向で、ワークショップ、私大好きでありますので、各種、今回の復興委員会等につきましても、議会からの代表としてお1人参加していただいておりますけれども、そういうことを通して、そのような意見を取り入れていきたいと思っています。

ただ、残念かなですね、ここのところ、コロナウイルス感染症の影響で、毎年行っておりました各地区の懇談会、座談会が開催できておりません。いろんな意見が出ますので、その意見に対しまして、しっかりとお答えはし、すぐやるべきこと、また今後検討をするべきこと等をですね、区長には返事をしておりますけれども、コロナがこのまま収束するということになりますと、また地区懇談会により、しっかりと現場の意見を聞きながらですね、村政に生かしていきたいと思っておりますし、またそれも大きな財政が伴うことについてはですね、年次計画での対応も必要かと思っておりますので、その付近の財政運営の方向についてもですね、しっかりチェックをしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（中竹耕一郎君） 横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 確かにですね、本村の現状は災害も受けたし、長引くコロナウイルス感染等で、住民の方もいろんな思いとかお考え等もあると思います。できれば、そういった機会を作っていただきたいですね、治まったならば実現をしていただきたいというふうに思います。

それから、村内各地域と住民の暮らしの現場に精通し、密接な関連を持っている役場の各課局職員の考え、その吸い上げによる企画力の構築は、村の活性化に欠かせないものだと考えます。そこで、各課局職員のプレゼンテーションを実施してい

ただいて、それによるいいものの事業の採択を行い、村の活性化を図る考えはないか伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 職員からのプレゼントということでございますけれども、本村は平成17年に山江村人材育成基本方針を策定しまして、職員の資質向上に向けた研修会への参加や住民サービス向上への自己啓発など、自主的に取り組んできたところでございまして、職員によりますワーキンググループを立ち上げまして、来庁される住民へのサービスの提供ということで、庁舎の改善を提案し、カウンター等の改修も行っていました。

このような中、今年度は情報通信技術革新もあり、社会情勢や住民ニーズの変化などに対応できるよう、さらに職員の能力向上や組織力を高めるため、推進委員会を設置しまして、職員や村民へのアンケート調査結果を取りまとめ、その基本方針の改定に向けて、内容を現在検討しているところでございます。その基本方針への取り組むべきとしての内容に、人材育成の方策の一つとしまして、職員が各種事務事業に対して改善を提案し、職場全体の改善につながり、ひいては村全体の活性化につながる職員提案制度の活用も、積極的に取り入れることとしております。また、自主研修グループによります研修結果発表など、自己啓発に取り組むよう人材育成の能力開発にも支援をしていきたいと考えているところでございます。

今後は、新しい時代に対応できるような職員の人材育成も必要となり、企画、発案等の機会を設けまして、その中で村民を交えた地域づくりを含め、村の活性化となるよう意見などの事業の選択を一つとして取り入れることも、検討してまいりたいと思っているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 職員は、村の頭脳集団であります。村の今後の活性化は、職員の双肩にかかっていると言っても過言ではありません。ぜひ、ソフト、ハード事業のプレゼンテーションをしていただき、職員の能力を引き出していきたいというふうに思います。

そして、これは住民の声ですけれども、よく耳に入ってくるのは、「職員の行政目線で、地域住民のほうに対応しているんじゃないか」と。やはり、現場、住民、村民に寄り添ったところの配慮が、もう少しほしいというような意見もありますので、そういった職員としての対応の仕方等も、できれば研修等を通じてしていただければというふうに思います。

3点目は、農業振興についてであります。本村において、農業は基幹産業であり、これまでの村の発展の一役を担ってきました。しかしながら、昨今の農業人口の減

少と高齢化、担い手の問題など、これからの農業を永続的に経営することが難しくなっていく中であって、農業政策はどの分野にも均等に目を配り、持続的な農業が可能になるような進进行を図っていく必要があります。

現在は、やまえ栗の特産ブランド化として、栗の生産振興に力を注がれ、一定の成果は見られますが、他の農業分野に対して、一定期間に選択と集中を行う最重点分野が明確に示されていません。本村における主な農業分野としては、米の稲作、栗、肉用牛、酪農等の畜産、タバコ、ミシマサイコ、エゴマ等の特産物などがありますが、これらの農業種目についても、現場の実情を捉えた選択と集中とによって、最重点分野として位置づけ、農業振興を図っていく必要があるのではないかと考えます。

そこで、以下について伺いますが、今年は8月中旬の長雨による日照不足等で、農作物に影響が出ました。本年度産の栗、水稻等、主な農産物の作況と価格の動向について伺います。なお、昨日の立道議員の一般質問で、栗については説明を受けておりますので、栗については結構でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、横谷議員のご質問にお答えいたします。

本年度の山江村の主な農産物の価格の動向ということでございます。栗については、議員申されましたとおり、昨日、立道議員のところで説明をしておりますので、割愛をさせていただきます。

まず、水稻、米についてですけれども、これも昨日、若干説明をいたしましたけれども、九州農政局が公表いたしました10月下旬の収穫予想量ではですね、熊本県の10アール当たりの収穫量は484キロということで、前年比からすると100%をちょっと超えているというような状況になっております。山江村を含む県南地域では476キロということで、県平均よりも下がっております。前年比105%ということになっておりますけれども、昨年度は豪雨災害で著しく収穫量が減っていたので、前年比から増えているといっても、作付け数から見てもですね、不良ではなかったのかなということが推察できます。原因といたしましては、害虫の被害にもよりますし、議員が先ほど申されました8月中旬の長雨等の影響にもよるものではないかなというふうにも思っております。

また、JAにお聞きしたところ、買取価格につきましても、昨年度から2割程度、一律引き下げられての買い取りということで、本来であれば、不作であればですね、買取価格のほうは上昇するんじゃないかなと思うんですけれども、不作でありながらも買取価格も減少しているといったような状況でございます。これにつきましては、コロナウイルスの影響によります米の流通がなかなか行き届かない、外食産

業でも米が出ないというような国の在庫量との兼ね合いもあるかと思いますが、このような状況で下がっているのではないかなというふうに思っております。

あと、主なもので、こちらのほうで集約しているもののみ申し上げさせていただきます。令和3年産の葉タバコにつきましては、栽培面積が300アール、10アール当たり193キロの収穫で、単価は36万2,000円となっております。収穫量の合計が約5.7トン、生産額は1,100万円となっております。これは、村長の初日の行政報告、また新聞の報道にも出ておりましたけれども、タバコを耕作される方が年々減少しているということで、山江村でもまた現在3戸ですけれども、本年限りでお辞めになると言われる農家の方もいらっしゃいますし、人吉球磨でも50戸ほど辞められるというようなことが報道で載っておりましたので、この葉タバコ産業についてもですね、だいぶ縮小されるのではなかろうかなということで、心配をしているところでございます。

続きまして、ニンニクにつきましては、生産戸数が11戸、栽培面積が92アール、10アール当たり329キロの集荷、単価が28万8,000円となっておりますので、収穫量が約3トン、生産額は265万円となっております。今後、部会のほうでも耕作面積を増やしていきたいという考えを持っておられます。

次に、ミシマサイコですけれども、生産戸数が8戸、栽培面積が353アール、出荷量が1.3トン、販売価格が1,440万円というふうになっております。薬草部会が主体となっておりますけれども、こちらでも耕作面積を増やしていきたいという考えを持っておられます。ちなみに、ニンニクと、今言いましたミシマサイコにつきましては、昨年度ということで、今年度はまだ今収穫もされておりますので、集計の対象とはなっておりません。

次に、畜産業につきましては、肉用牛の生産戸数が34戸、令和3年度につきましては、セリの入場頭数は73頭で平均価格は73万2,000円ほどとなっております。前年同月と比較しまして4万6,000円ほどの高値ということになっております。ちなみに、農林水産省の推計によります山江村の農業生産額は、令和元年分で5億7,000万円ほどというふうになっております。農産物が4億1,000万円、畜産業が1億5,000万円、加工品が1,000万円というようなことでなっております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 次の、主な農業種目の生産売上額状況については、今、答弁をいただきましたので、大体把握できましたので、これは割愛いたします。

確かにですね、コロナ禍の影響によって、主食用の米の需要が落ち込んで、米価

のJA概算金は、前年より大幅に下落し、農家は厳しい状況となっております。このことは、昨日の一般質問で、秋丸議員からも水稻についての助成のことは言われましたけれども、この米価下落があまりにも大きいということから、本村は兼業農家も多いわけですが、非常に水稻に携わる農業人口が多いわけです。

ということで、この農家に対する独自支援策というものを検討する考えはないか伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

米の価格につきましては、収穫量と比例するような考えでおったわけですが、先ほども申しましたとおり、コロナウイルスの影響によりまして、米のほうは流通しないと、消費されないというようなことが、大きな要因となっているというふうに考えております。また、熊本県はですね、関東や東北から安価な米が流通しているというような情報も得ておりますので、そちらのほうも価格下落の要因として考えられているというふうに思っております。

現時点で、村独自でのですね、支援策というのは考えておりませんが、当然、米は主食でございますので、国の政策等々、また地方創生のメニューにですね、そういった補助金が出ないかどうかというのは注視しておりますので、そちらの動向も調査させていただきますし、今議員が申されました質問につきましては、ちょっと県内、管内の今定例会の一般質問の状況をホームページで調べておりましたら、同じような質問が幾つかの議会でも出ておりましたので、そちらのほうの農政主管課にも連絡を取ってですね、情報の収集に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 収量、価格の面から影響が心配されますが、1年かけて生産し、その収入額が減少をするということは、気象等の自然条件、社会的条件に左右されるところが大きいわけですが、農家にとっては厳しい現実でもあります。できればですね、国の大型経済対策支援等もいろいろ見つめておられますので、何らかの形で手を差し伸べていただくというか、支援策ができればいいなと思いますので、ぜひ検討方をお願いしたいと思います。

次に、昨今の農業情勢を鑑み、生産者の意欲が高く、最も時宜を得た粟以外の水稻や肉用牛の畜産、またミシマサイコ、タバコ等の特産物等などの農業種目について、現場の実情に沿った選択と集中とによって、この種目は最重点分野として今年は位置づけるということで、山江としての特徴的な農業振興を図っていく考えはな

いか伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。議員が申されますとおり、農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況であることは、承知をいたしております。昨年度までの3カ年間は、国に対する集中的な補助を実施いたしました。特に、苗木補助などによる新植はですね、即効性こそありませんけれども、数年後には生産量の増加として見返りがあることを期待しながらやっているわけでございます。また、肥料の補助につきましても、土壌改良の一部としてですね、今ある栗の木の実が大きくなったり、反収が増えることを期待しながら、助成を行ったことでございます。

また、栗以外の作物や畜産業におきましても、各所の補助制度を設け振興を図っているところですが、やはり議員が申されましたとおり、栗同様に今年度から3カ年間は何らかの作物、こういった業種にということで、3カ年ぐらいの期間を設けて、集中的な補助等を実施し、生産環境の整備や新規作物への取り組みを促進する仕組みを確立するのも、本村の農業振興の一つではないかなというふうに考えております。

今後、加速することが予想される担い手不足、毎回一般質問でもですね、質問が出ておりますし、本村のみならず、これは全国的な喫緊の課題でもございます担い手不足や遊休農地の増加を解消する対策といたしまして、やる気のある若い方が就職先として、農業を選択できるような農業組織、営農法人が確立できるような仕組みづくりも模索していかなければならないと考えておりますので、このような取り組みも含めまして、来年度からの取り組みとして検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、私からも答弁させていただきたいと思いますが、今後の方向のことも出ましたので、まず米価についてであります。米価、非常に安いということでもあります。これは、コロナウイルスによりましてですね、米消費量が激減したというようなことが言われておりますので、その付近がその原因の大きな要因だとしたら、コロナ対策のほうからしっかり手当ができればかなということも考えているところであります。

それと、もう一つ、作物の件ですが、米あたりは多くの村民の方々が作付けをされている。また、少人数でされているところ、いろいろ形態はあるわけですが、要するに先ほど畜産がよくて、今5億7,000万円と、山江村の農業生産高

を課長が申し上げました。これをですね、やっぱり上げていくということが、後継者が出てくることにつながりますし、農業をされる皆さん方が意欲を持って、その農業に取り組まれるということになろうかと思います。

いかにしたら、6億円、7億円のほうに近づいていけるのか、その付近の課題とですね、どのような助成というよりも支援が必要なのかということは、今後ともしっかり対策を練っていききたいと、検討をしていききたいと思っておりますし、ぜひ農家の方々もですね、この方向については、農家の方々協力なしにはですね、いろいろな事業を旗振っても成果が出ませんので、その辺のところもよろしくお願いできるよう形となればなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 前向きな答弁をいただいてありがとうございます。農業現場は、米価が下落するなど、現に厳しい環境を迎えています。現役世代が高齢化し、次を担う世代が農地の維持や作物の育成管理などをどのようにして守り、振興を図っていくのが課題であり、このまま推移していくと、農業存続が危機的状況に陥る可能性もあります。この不安の現状から抜け出すためには、本村の農業経営の現状を考えたとき、このことは先ほど松尾課長が言いましたように、しっかりとしたやる気の出る農業法人、組織体系などの拠点を作り、そこへ若い人が就農、意欲の出るような農業経営の実現を図る、新たな形の発想による農業振興策の創出が求められているのではないかと考え、提案をいたしたところであります。ぜひ、本村の基幹産業である農業の先を見据えた取り組みと検討方をお願いしたいと思います。

次に、4点目の災害復旧について伺います。昨年7月の豪雨災害は、万江川流域に甚大な災害をもたらしました。上流の大川内地区も例外でなく、家屋、道路、水道施設など壊滅的な被災となりました。特に、集落5戸と地区公民館で利用していました水道施設は被災を受け、暮らしに必要な生活用水、いわゆる命の水の確保ができず、集落全員の方が仮設住宅で暮らしておられます。

災害前の水源地は、合子俣の谷水を取水口として、集落まで配水管で引き込み、利用されていましたが、議会の現地説明会の折、東大川内県道沿いの谷川にある堰堤から集水するとの説明でありました。ここは、時期的に数量が低下したり、水が枯れることがあるので、「心配だ」との地元の方の話をお聞きしましたが、水源地の確保状況はどうなっているのでしょうか、伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

令和2年7月豪雨で被災した大川内地区ですが、建設課としましては、令和2年度において水源地の調査を実施し、新たな水源の候補地を検討してまいりました。

今年度に入り、設計を引き続き進めながら、8月には大川内地区の皆様に、地域水道の復旧について意見交換を行ったところです。意見交換の中で説明した計画では、議員申されましたとおり、大川内地区から約1キロほど上流に新たな水源を確保する計画でございましたが、水源の枯渇が懸念されましたので、村としましては再検討を行い、大川内地区から約3キロ上流、元々取水をしていた合子俣地区からの水源を取水する計画で、変更を進めております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 元々の水源地の合子俣を今検討されているということで、この合子俣の谷水はですね、非常に水量が豊富です。そして、森林が豊かですので、きれいな水です。ここは、やっぱし先のことを考えると、最適な水源地ではないかなというふうに考えます。

そうすると、今度は工事施工についてであります。大川内から上も、村道、県道、災害に遭っていますし、この水道を引くときに、水道管を埋設されるのか、露出するのか、一部河川などで飛ばすのか、この点について、工事方法について伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

まず、工事の方法につきましては、被災を受けていない管路につきましては引き続き利用しながら、道路とともに被災した管路につきましては新たに管を露出という形で設置する予定でございます。なお、完成の時期につきましては、今年度中を目指しているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 今課長が申し上げましたとおり、的を射た工事方法ではないかなというふうに思っております。それから、一番心配されるのが、後々の維持管理費の問題であります。集落の方は、本当に全員の方が高齢者であります。後々の施設の維持管理費の軽減対策についての考えを伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

今回の復旧では、今まで使用してきた水源からの取水を計画しております。大川内地区までは、加圧ポンプなどを使用せず、自然流下での給水とし、運用に係る維持管理費の軽減につながるよう計画しております。なお、復旧後の施設の維持管理につきましては、被災前と同様、地域水道の管理者でお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 地元の意向に沿った水道施設の復旧ということで、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。日常生活の暮らしに欠かすことのできないインフラ、水ですので、この水の確保がめどが立って、我が家へ帰れるということが目の前に来ましたので、大変、仮設住宅に入っておられます高齢者とか多いわけですが、やはり自然環境豊かなところで長年住んでおられましたので、本当に安堵されているのではないかなというふうに思ひます。今後ともですね、工事の進捗方をよろしくお願ひいたします。

以上にて一般質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） では、お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を11時20分といたします。

—————○—————

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

—————○—————

○議長（中竹耕一郎君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

それでは、議事日程順に質疑、討論、表決をいたします。なお、質疑については、提案してある議案に対しての質疑を問うよう、会議規則の規定を守って質疑をお願いいたします。

—————○—————

日程第2 承認第13号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村一般会計補正予算（第6号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第2、承認第13号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村一般会計補正予算（第6号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、承認第13号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第3 同意第2号 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第3、同意第2号、山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案は人事案件でありますので、起立採決といたします。本案を可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者の起立〕

○議長（中竹耕一郎君） お座りください。起立全員です。したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

—————○—————

日程第4 諮問第1号 山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについて

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第4、諮問第1号、山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。この採決は人事案件でありますので、起立採決といたします。本案のとおり、山江村人権擁護委員の推薦については候補者として適任であるという意見を付して答申することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者の起立〕

○議長（中竹耕一郎君） お座りください。起立全員。したがって、諮問第1号は適任であるという意見を付して答申することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第5 議案第55号 山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第5、議案第55号、山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第55号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 議案第56号 令和3年度山江村一般会計補正予算（第7号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第6、議案第56号、令和3年度山江村一般会計補正予算（第7号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 議案第56号、令和3年度山江村一般会計補正予算（第7号）について、2点だけ質問いたします。

ページは15ページでございます。款10、災害復旧、農林水産業災害復興費、林業施設災害復興費、森林作業道自立復旧支援補助金として、235万6,000円上がっております。この場所と件数をお願いします。

もう一点は、はやっぱり同じところでございますけれども、公共施設災害復旧費、公有財産購入費として2,058万5,000円があがっております。面積として417平方メートルを拡充されるということでございますけれども、場所と目的についてお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、秋丸議員のご質問にお答えいたします。

林業施設災害復旧費の森林作業道自立復旧支援補助金235万6,000円につきましては、球磨川流域復興基金を活用いたしました事業でございます。令和2年7月豪雨からの復旧を加速化させるために、自立で、自分で補修できる簡易的な作業道ですね、補修をするための支援金ということで、この事業は上限が61万円

というふうなっておりますけれども、そのうちの約2分の1を県・村が負担をし、約1割を受益者の方が負担していただくという制度でございますので、4路線分、235万6,000円を計上させていただいたところでございます。

場所につきましては、現在、申請が上がっております大平下払線、西川内金ノ平線、作業道の管理組合の路線と、林業公社から1路線ずつ上がっておりますので、4路線分を計上させていただいております。

この事業につきましては、また来年度もですね、継続して行われるということでございますので、もし現場等を回られて、作業道等、補修が必要な箇所がありますれば、申請のほうをよろしくお願ひしたいと思っております。申請方法につきましては、随時ケーブルテレビ、広報等で周知をしておりますので、ご覧いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

公共施設災害復旧費のほうで用地購入費を計上しておりますが、場所につきましては、万江字中鶴ということで、温泉センターの県道向かい側の用地となります。

目的としましては、城内団地の再建のための用地購入となります。

以上でございます

○議長（中竹耕一郎君） 秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 用地購入費とありますが、村営住宅、何戸の軒数を建てられるのですか。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

建設戸数としましては8戸でございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 早い段階で復旧・復興をしていただきたいと思いますので、質疑を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑はありませんか。

1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 先ほど秋丸議員の質疑と同じところでございます。款の1、公共施設災害復旧費、節の16、公共財産購入費の用地購入費ですが、その建設予定地は8戸ということですが、山田井出の口、西川内万江城内は1戸建てですが、その1戸建ての予定なのかを質疑いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

今回の事業が災害復旧による事業でございますので、被災した以前の城内団地同様、長屋の建築となっております。

以上でございます。

○1番（本田りかさん） 質疑を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 議案第56号、一般会計補正予算（第7号）について質疑をいたします。

ページは10ページ、ここに再生可能エネルギー事業費、工事請負費ということで、薪ストーブ設置工事250万円計上してあります。この設置目的についてお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山企画調整課長。

○企画調整課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

脱炭素社会、それから再生可能エネルギーの活用につきましては、国においては重要施策として、強靱に今後推進させるということになっております。

山江村におきましても、これまで平成30年度に二酸化炭素排出抑制対策事業費等の補助金を活用いたしまして、木質バイオマス資源の持続的活用に向けた設備導入計画書の作成、委託を行ってきたところでございます。このような取り組みをですね、推進していくために、今回、公共施設内に薪ストーブ設置、導入の工事請負費として、予算250万円を計上いたしました。森林の面積がですね、90%を占める山江村においては、裕福なですね、森林資源、木材、風倒木などもございますけれども、を活用しまして、切って、使って、植えてを繰り返します循環利用できます再生可能エネルギーの取り組みを行っていくというものでございます。

最近は、薪を利用する薪ストーブの導入も、他地域のほうでもですね、増えてきているというふうに聞いておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 目的につきましては、山江の持つ豊富な森林を生かすと、そしてCO2対策、脱炭素等を目的として、再生可能エネルギーの一環として薪ストーブを設置したいということであります。一番重要なのは、薪ストーブをどこに設置するのか、薪ストーブの性能からですね、非常に時間がかかります。研修とか会議の1、2時間じゃ間に合いません。それでやっぱり、利用価値、後々のことを考え

ると、やっぱり多くの皆さんが集まる場所、できれば一日中暖炉をとって、ぬくもりをもつというような施設が、私は適当だというふうに思います。

そういうことから、もし多くの皆さんが集まる場所に薪ストーブを設置したならば、山江村の林業のこと、豊富な森林のこと、CO₂対策、脱炭素をしているんだよという目的がしっかりしますから、非常に目的からして効果があるのではなかろうかというふうに思いますので、この薪ストーブについては、今、一般家庭でもですね、やっぱり非常にこの薪ストーブ、暖をとるときに暖かみがあり、ぬくもりがある自然エネルギーということで、今、生活の一環として、この薪ストーブがはやってきております。

今回、村でこのようなことを取り組まれるわけですから、ぜひ多くの方々が集まって、薪ストーブとはこういうものだという啓発と、その目的がしっかり啓発できるようなところに設置をしていただいたなラと思ひますが、これは村長に直に聞きますけれども、場所等についての村長の考えをお聞きしたいと思ひます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 今回の事業は、先ほど企画調整課長が申し上げましたとおり、脱炭素社会を実現するために、もろもろのエネルギー検討の国庫補助金をもらってきたということです。その延長線上で何らかの事業をやりなさいということになっておりますので、受けてとりあえず薪ストーブをしっかりと設置しようということが大きな目的でありますので、どこに設置するかということは、一応、担当のほうから、木のふれあい館というふうに聞いてはおりますが、必ずしも、木のふれあい館に設置することを義務付けられたものではありませんので、その付近のところは設置されるところの了解も含めてですね、検討していきたいと思ひているところであります。

○議長（中竹耕一郎君） 3回目です。横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） よろしくその検討方をお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 議案第56号、令和3年度山江村一般会計補正予算（第7号）について質疑をいたします。

10ページでございますが、款の総務費、会計管理費、補正が2万7,000円、役務費2万7,000円ということで、窓口収納手数料、これについて説明を求めます。

○議長（中竹耕一郎君） 一二三会計管理者。

○会計管理者（一二三信幸君） それでは、ただいまの久保山議員の質問にお答えしま

す。

窓口収納手数料につきましては、令和3年、納税組合を廃止しまして、口座振替のほうをですね、推進していただくようお願いをしたところではありますが、まだ口座振替がですね、手続きをされていない方もいらっしゃいますので、各金融機関で窓口で支払われている方もいらっしゃいます。

昨年度と比較しまして、1カ月当たり3,000円ほどの窓口収納手数料が増額になっているということで、今回補正をさせていただいたところです。

以上です。

○2番（久保山直巳君） 質疑を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑はありませんか。

4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） ただいま議案になっております議案第56号、令和3年度山江村一般会計補正予算（第7号）について質疑いたします。

ページは7ページでございます。款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、節の10、災害廃棄物処理基金補助金と、ページが10ページになりますが、款2、総務費、項1、総務管理費、節の積立金の財源についてお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

災害廃棄物処理基金補助金につきましては、令和2年7月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業補助金の交付決定を受け、災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業費を実施するために発行した地方債、起債ですね、起債の償還金に充てるため、県から補助金を交付決定されたものでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、ページは10ページかと思えますけれども、減債基金の積立金ということでございますけれども、減債基金の運用につきましては、起債の元利償還金に充当するものでございます。令和3年度におきましては、当初予算で3,000万円を取り崩しまして、財源に充てております。

今回、先ほど健康福祉課長が申しましたけれども、昨年の7月豪雨に対しての補助金でございますので、それにつきましては、国から納税金の交付がっておりますので、その補助金につきましては、起債に充当するような指示があったということでございますので、今回は起債に、償還に対する減債基金へ今回積み立てをしまして、それを運用していくということでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 災害廃棄物の地方債基金に対する償還ということでございますけれども、これは災害廃棄物処理基金のほうの返済は、これで全部済むような金額になるのでしょうか。163万7,000円。

地方債の金額と、その償還がゼロになるのかなと思って、補助金が。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 議員ご質問のそれが全ての償還になるかということでございますけど、この補助金につきましては、国・県が配分した金額でございます。配分した金額に対して、各市町村は減債基金を使って起債償還に充てるということでございますので、これが全額反映されなくて、償還の一部に充てなさいということでの指示でございますので、この減債基金に積み立てをしたところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 先ほどの健康福祉課長が、地方債ということをおっしゃいましたが、その金額は幾らあった、払えているんですかね、その地方債については。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） これは、昨年、補正予算、3月の補正予算ですけれども、このときに災害対策債としまして、5,570万円を借り入れてしているところでございます。

○4番（赤坂 修君） 質疑を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑はありませんか。

8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） ただいまの議案第56号、令和3年度山江村一般会計補正予算（第7号）から2カ所質疑いたします。

ページは11ページ、議案審議もあっておりますが、目12、子育て世帯への臨時特別給付金、ここ新項目で大事なところと思います。子育て世帯への臨時特別給付金2,525万円、これについてお願いします。

もう一点ですね、次のページ、12ページ、これは款、農林水産業費、農業費のですね、目12、農地費でございます。ここで修理料としてですね、66万あげてあります。このどのような内容かお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

子育て世代への臨時特別給付金2,525万円についてお答えいたします。この補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取り組みの一つとして、臨時特別一時金を支給するものでございます。一応、この分につきましては、先行給付分ということで、505人の5万円、2,525

万円計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、西議員のご質問にお答えいたします。

農業費の農地費の修繕料66万円ですけれども、こちらにつきましては、農道京塚線の補修工事となっております。舗装下の崩土がですね、著しくなっておりまして、農作業に交通の支障を来すということで修繕の要望がっております。現地を確認いたしましたところ、軽トラック、また農業用車両が通ると非常に危険だということで、今回、修繕料といたしまして、66万円を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○8番（西 孝恒君） 終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 令和3年度山江村一般会計補正予算（第7号）で、ページは9の雑入、球磨川リバイバルトレイル災害復旧支援事業の清算と、建物共済、災害共済保険料の内容をご説明いただきたいというふうに思います。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

令和4年3月5日、6日に開催をしております災害復興イベント、球磨川リバイバルトレイルにつきましては、山林の登山道や林道、作業道など、山岳を走ってレースを行うトレイルランと申しますが、これを実施することにより、豪雨災害の復興を支援するものでございます。コースとしましては、水上村から五木村、山江村を通り、八代市まで抜けます最長168キロを競うものでございます。

ご質問の球磨川リバイバルトレイル災害復興支援金清算金とございますが、まず参加者を募集するにあたりまして、主催している先ほどの4市村に1人当たり1万5,000円のふるさと納税をしていただける方につきましては、ふるさと納税枠といいまして、優先エントリー権を得ることができます。そのふるさと納税につきましては、集まった総額をですね、4市村で均等に分配するというものでございます。

今回の大会につきましては、139の方がふるさと納税をされましたので、総額208万5,000円の納税がございました。その額を4等分した52万1,250円が各市村に均等に分配されるということございましたので、山江村にも52万1,250円分配されるということで、それに伴います予算を計上したところでご

ざいます。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） ご質問の建物災害共済保険料５８０万円ですけれども、これにつきましては、昨年７月豪雨で被災しました城内団地の建物災害共済保険料で、これは県の町村会に建物共済として加入しておりました。

今回、解体したのに伴いまして、時価額、これ評価ということでございます。償却したのも含みました額に、耐用年数に対しまして、保険料が支払われたということで、今回、金額が５８０万円、対象戸数は１０戸ということで５８０万円でございます。

○５番（森田俊介君） 質疑を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第５６号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第７ 議案第５７号 令和３年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第３号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第７、議案第５７号、令和３年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第３号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第５７号は原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第 8 議案第 5 8 号 令和 3 年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第 3 号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 8、議案第 5 8 号、令和 3 年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第 3 号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

7 番、立道徹君。

○7 番（立道 徹君） それでは、議案第 5 8 号、令和 3 年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第 3 号）について、ページは 7 ページでございます。最後に、中央地区施設整備費の 1 2 番、委託料 4 4 0 万円、実績委託料 4 4 0 万円ということで、この内容についてお尋ねします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

令和 2 年 7 月豪雨で被災しました城内団地の建設をはじめ、一丸地区、寺の下地区でも、区域拡大の要望があがっておりますので、それに対する調査設計となっております。

以上でございます。

○7 番（立道 徹君） 終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第 5 8 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 9 議案第 5 9 号 令和 3 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第 2 号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 9、議案第 5 9 号、令和 3 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第 2 号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第59号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第10 議案第60号 令和3年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第10、議案第60号、令和3年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第60号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第11 議案第61号 令和3年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第11、議案第61号、令和3年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第61号は原案のとおり可決すること

に決定いたしました。

-----○-----

日程第 1 2 議員派遣の件

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 1 2、議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣については、お手元に配布しておりますとおり、派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、よってお手元に配布しておりますとおり派遣することにいたしました。この際、派遣場所、派遣期間などに変更があった場合、その決定については、議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。よってそのように決定をいたします。

-----○-----

日程第 1 3 閉会中の継続調査申出書

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 1 3、閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長からお手元に配付しております申出書が提出されています。よって、委員長の申し出のとおり、継続調査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここでお諮りします。本会議で議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議長に委任することに決定をいたしました。

これで、本定例会の会議に付されました事件は全て終了をいたしました。

お諮りします。ここで本定例会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、令和 3 年第 9 回山江村議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午前 11 時 58 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員